

阪南市地域福祉推進計画

地域福祉計画
(阪南市)

基本理念・重点課題

地域福祉活動計画
(阪南市社会福祉協議会)

地域福祉推進計画は、市の『地域福祉計画』と社会福祉協議会の『地域福祉活動計画』を一つにしたものです。福祉のまちづくりについて、市民、阪南市と阪南市社会福祉協議会が話し合い、力を合わせて策定しました。

ごあいさつ



昨今の地域社会が抱える問題は、人口減少・少子高齢化はもとより、高齢者をはじめとした一人暮らし世帯の増加による地域でのつながりの希薄化や、地域社会での孤立化の影響に伴う虐待や認知症の問題、雇用の流動化による経済的問題を抱える世帯の増加など、生活に直結したものが非常に多く深刻化しています。

そのような中、誰もが地域の一員として様々な活動に参加でき、互いに助け合いながら共に生き、支え合う社会を実現する「地域福祉」の推進が、地域社会が抱える問題解決に向け、重要なものとなります。

本市では、平成12年3月に「阪南市地域福祉推進計画」、平成24年3月に「第2期阪南市地域福祉推進計画」を策定し、それぞれ同実施計画を定め、第1期計画の当初から公民協働での計画策定と地域福祉の推進に努めてまいりました。

今般、第2期計画の成果や施策の実施状況を検証するとともに、福祉制度の改正や社会情勢の変化に応じ、地域での福祉・生活課題を把握し、新たな地域課題を解決するための様々な取組等を示した「第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画」を公民協働で策定いたしました。

今後は、地域福祉推進のパートナーである社会福祉協議会と一体的に、この計画を推進していくとともに、地域でのつながりを大切に、誰も孤立させない、排除しないまちづくりを進め、誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに過ごすことのできる社会の実現に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、第1期計画より長年にわたりご指導いただきました同志社大学名誉教授 井岡勉先生をはじめ、ご尽力を賜りました地域福祉推進連絡協議会及び地域福祉推進計画作業委員会の委員の皆さんや、市民アンケートや住民懇談会、団体ヒアリングなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民、関係団体・機関の皆さんに心より感謝申し上げます。

平成29年3月

阪南市長 水野 謙二

ごあいさつ

少子高齢化の進展や地域コミュニティの変化等に起因して、子どもの貧困、増え続ける認知症高齢者、若年層の社会的孤立問題等の様々な福祉課題が、社会全体にも、そして私たちの身近な地域にも現れてきています。こうした中、介護保険法の改正や、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごとの地域づくり」構想など、行政施策の中に地域福祉活動への期待が大きく盛り込まれ、市町村自治体とともに福祉専門職や地域福祉活動者の力量が問われる時代となってきました。



本計画策定にあたっては、第1期計画から脈々と続く住民の声に依拠した公民協働の計画づくりの方針を踏襲しながら、子どもから高齢者まで多くの住民の方々、当事者の方々、活動者の方々の声をいただき、丁寧な策定作業を行っていただきました。

計画の基本理念である「市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり」に立脚し、重点課題である「生活困窮者自立支援体制の確立」、「住民主体の地域福祉活動の推進」、「障がいのある人もない人も共に暮らし合えるまちづくり」を中心とした諸施策を力強く推進していく中核的な役割と責任を、民の要である社会福祉協議会が担っています。

この地において先人たちが育んできた地域住民同士の絆、蓄積されてきた地域福祉活動、何より市民の皆様方のご支援とご協力を大きな糧とし、誰もが安全に、安心して住み暮らし続けられる地域の実現に邁進していく決意です。

結びに、第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画の策定にあたり、地域福祉推進連絡協議会、同計画作業委員会の皆様、地域の各団体・関係機関の方々、広く市民の皆様には数多くの議論を重ねていただき、多大なご尽力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

また、第1期計画以来約17年間に亘り同協議会会長を務めていただいた同志社大学名誉教授井岡勉先生をはじめ、大阪千代田短期大学本田和隆先生、各部会の諸先生方には特段のご指導を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会

会長 南 武雄

第3期計画の策定を終えて



このたび策定された第3期阪南市地域福祉推進計画（2017～2021年、5か年計画）は、第2期計画（2012～2016年）を引き継ぎ、今日的状況の人口減少社会、少子高齢化、格差拡大・貧困化、地域生活問題の多様化等に対処し、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、“共に生き、支え合う社会”の実現に向け地域福祉を推進することをめざしています。このため、第1期計画以降の約束事である、行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画とを合体して公民協働で取り組む計画となっています。

計画策定体制として阪南市地域福祉推進連絡協議会で計画策定を担い、同地域福祉推進計画作業委員会で計画策定の具体的事項について協議・検討を重ねました。計画策定に当たって、市民の意見反映と主体的参画を図り、地域の実情や課題、意向等を把握すべく、市民アンケート、団体ヒアリング、住民懇談会、パブリックコメント等を行いました。

第3期計画の基本理念は、第1期以降の3つの理念、①「基本的人権を大切にする福祉のまちづくり」、②「公民協働による福祉のまちづくり」及び③「住民自治・市民参画による福祉のまちづくり」を掲げています。また重点課題として、①「生活困窮者自立支援体制の確立」、②「住民主体の地域福祉活動の推進」、③「障がいのある人もない人も共に暮らし合えるまちづくり」の3点を提示し、これら3つの重点課題のもと公民協働・分担事業を計画化しています。

基本目標として「日常時も災害時にも安心なまち」など6つの目標を提示し、対応する公民協働・分担の取組みを「計画の施策展開」として実施計画を含め具体化しています。「校区（地区）ふくしのまちづくり計画」は別章立てで12校区（地区）ごとにそれぞれ特徴ある「ふくしのまち5か年計画」を掲げています。

第3期計画が阪南市での福祉のまちづくりの新展開につながることを願ってやみません。

最後に第3期計画策定にご尽力・ご協力頂いた市民・関係各位に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

阪南市地域福祉推進連絡協議会

会長 井岡 勉

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	策定体制	5
	本計画によく登場する用語のワンポイント解説	6
	地域福祉に関わる専門職の役割	9
第2章	阪南市の地域福祉を取り巻く現状	10
1	地域福祉の現状と課題	10
2	市民アンケート、ヒアリング調査結果等からみた現状	17
3	第2期計画の評価と課題	35
第3章	計画の理念と重点課題	41
1	計画の体系図	41
2	基本理念	45
3	3つの重点課題	46
第4章	計画の施策展開	53
	基本目標1 “話し合いのススメ” ～様々な人が話し合う機会・場の充実～	53
	基本目標2 “日常時も災害時にも安心なまち” ～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～	59
	基本目標3 “つなぐ、つながる” ～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～	68
	基本目標4 “みんなが担い手に” ～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～	81
	基本目標5 “出会う・過ごす・活躍する” ～より身近な多機能型の居場所づくり～	88
	基本目標6 “「他人事」から「私事」に” ～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～	95
第5章	計画の推進	103
1	計画の周知・啓発	103
2	計画の点検・評価	103
3	協働による計画の推進	104
別章	校区（地区）ふくしのまちづくり計画（概要版）	105
資料編		152
	阪南市地域福祉推進連絡協議会設置要綱	152
	阪南市地域福祉推進連絡協議会委員名簿	154
	阪南市地域福祉推進計画作業委員会委員名簿	155
	第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画の策定経過	157
	用語解説	158

第1章

計画策定にあたって

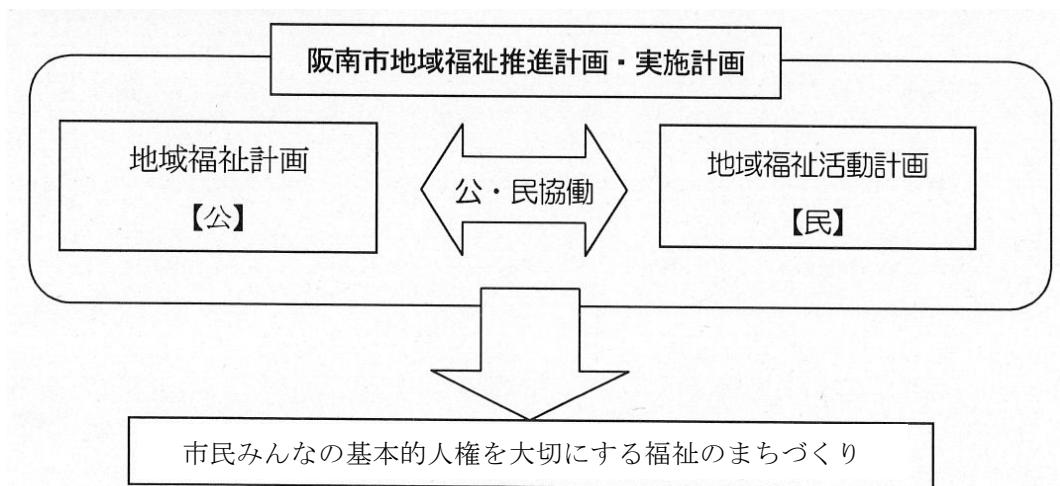
1 計画策定の趣旨

(1) 目的及び背景 ●●●●●●●●●●

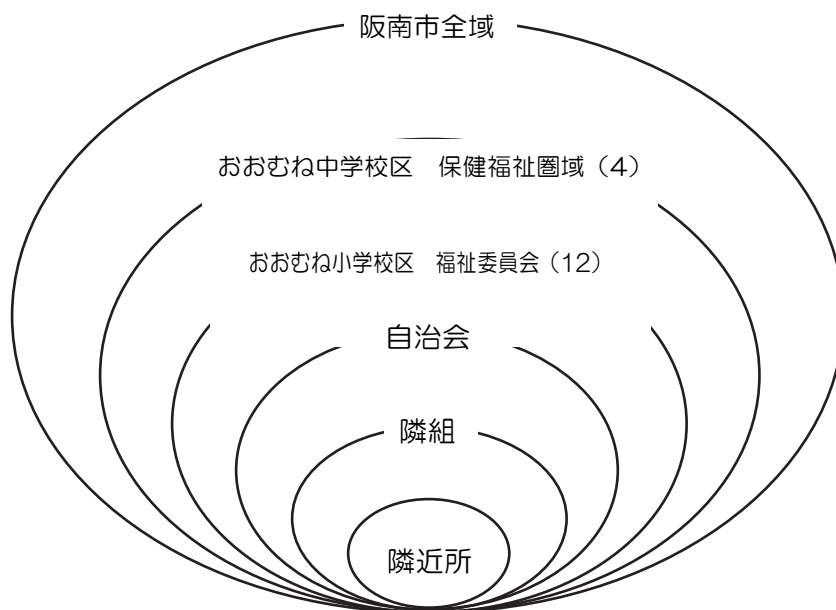
本市では、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らしていくために、地域でのつながりを大切にし、互いに助け合いながら“共に生き、支え合う社会”の実現に向けた地域福祉を推進しています。

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化により、地域社会での地域住民の社会的なつながりが希薄化しているなか、住民、事業者及び行政による協働*・役割分担により、このような地域福祉の推進に具体的に取り組むため、地域福祉推進計画と地域福祉推進計画実施計画を策定しています。

なお、本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」をひとつにしたものであり、行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理し、福祉の総合的な計画として、一体的に策定しています。



《地域福祉推進の階層イメージ図》



住み慣れた地域で、衣・食・住や生きがい活動など、その人らしい暮らしを実現するために、隣近所や隣組（班）、自治会単位・小学校区などの身近な単位でのつながりが特に重要です。

阪南市地域福祉推進計画では、第1期計画当初より、保健福祉圏域をおおむね中学校区、地域福祉活動推進の圏域をおおむね小学校区単位として位置づけています。

ただ、第2期計画以降、阪南市においても少子高齢化の急速な進展による移動困難の問題や急な坂が多い地域性等の要因から、地区によっては小学校区よりもさらに身近な単位での地域福祉活動圏域の重要性も増してきています。

(2) 計画期間 ●●●●●●●●●●

第2期計画の計画期間が、平成28年度で終了することから、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とした、第3期計画を策定しました。

年度 計画名	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



2 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ ●●●●●●●●●●

この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

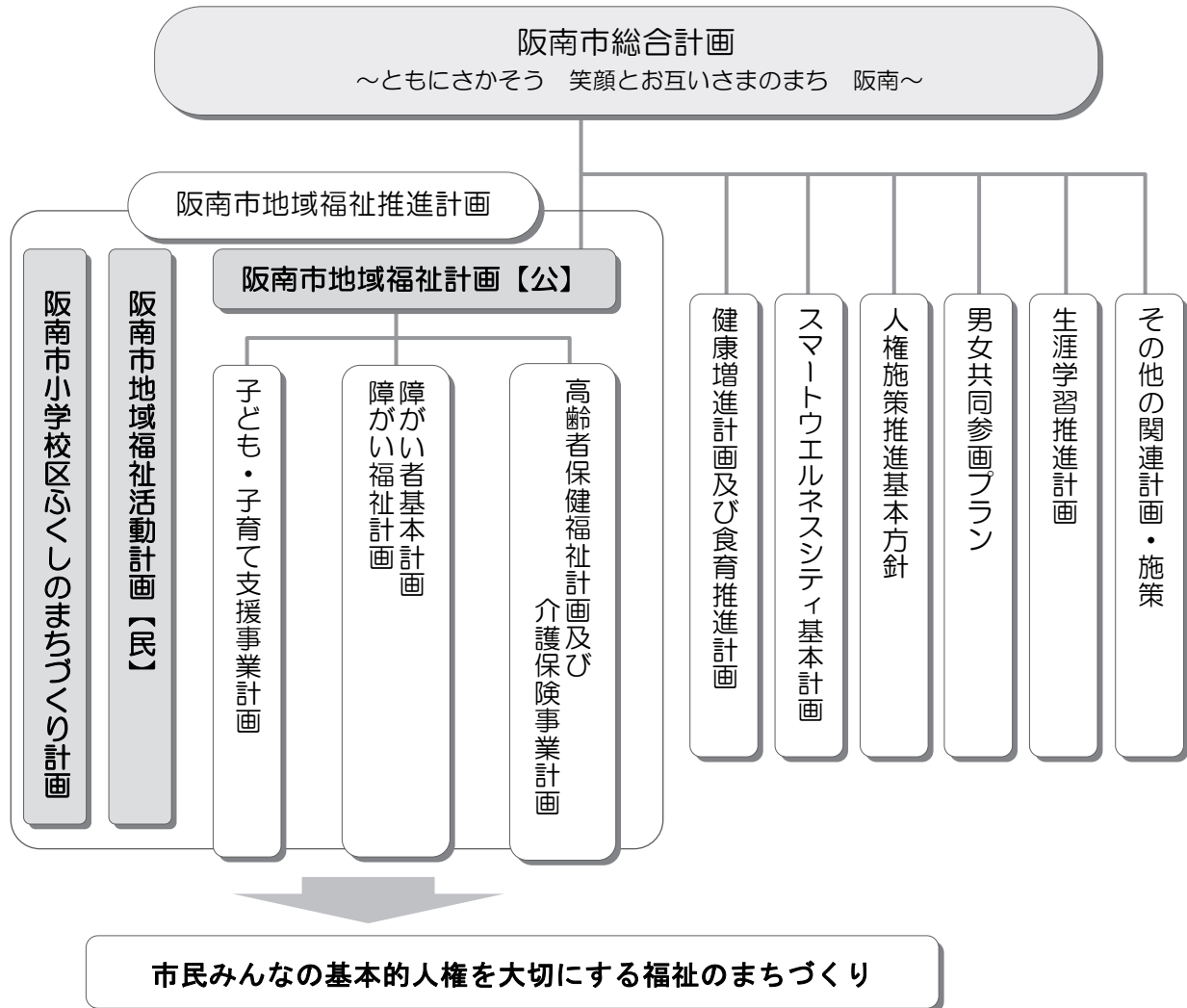
- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

(2) 他の計画との関わり ●●●●●●●●●●

阪南市総合計画※を上位計画とし、地域保健、地域福祉関連諸法とそれに基づく個別保健福祉計画（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画※、障がい者基本計画※、障がい福祉計画※、子ども・子育て支援事業計画※）を包含し、これら個別の分野計画を横断的にとらえた地域福祉を推進するための計画です。



3 策定体制

(1) 阪南市地域福祉推進連絡協議会 ●●●●●●●●●●

学識経験者、公募市民、福祉関係団体の代表者や市職員、社会福祉協議会関係者等で組織された協議会により、計画の策定並びに進捗管理及び評価を行っています。

第3期計画の策定にあたり、有識者としての見解や市民、地域団体の視点から計画案の策定に向けた協議を行いました。

(2) 阪南市地域福祉推進計画作業委員会 ●●●●●●●●●●

計画の策定、進捗管理などの推進を図るため、協議会が設置した作業委員会であり、協議会同様、学識経験者、公募市民、福祉関係団体の代表者や市職員、社会福祉協議会関係者等で組織されています。

第3期計画の策定に関する具体的な事項についての協議を行いました。

(3) 市民参加や意見集約 ●●●●●●●●●●

市民の計画策定への主体的参画や意見反映、地域の実情や課題、意向等を把握するため、下記の取組を行いました。

- 地域福祉推進連絡協議会及び同計画作業委員会への参画
- 地域福祉に関する市民意識調査（市民アンケート）
- 福祉関係団体等へのヒアリング
- 住民懇談会の開催
- 計画案に対するパブリックコメントの実施

本計画によく登場する用語のワンポイント解説

(1) CSW*

コミュニティソーシャルワーカー（Community Social Worker）の略。市からの委託により、市内に5人配置されている相談機関で、地域に出向き、福祉や生活全般の困りごとなど様々な相談を受け付けている、福祉の何でも相談員



(2) コミュニティワーカー*

社会福祉協議会の地域支援担当職員で、地域での福祉活動を支援・コーディネートする専門職。市の小地域ネットワーク活動*推進事業補助金により配置されている。



(3) ボランティアセンター※

社会福祉協議会に設置されているボランティア活動を推進していく機関。

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなぐボランティアコーディネーターが配置されている。

ボランティアに関する相談、コーディネート、ボランティア講座の開催、グループの設立支援、様々な情報提供を行っている。



(4) 生活支援コーディネーター※

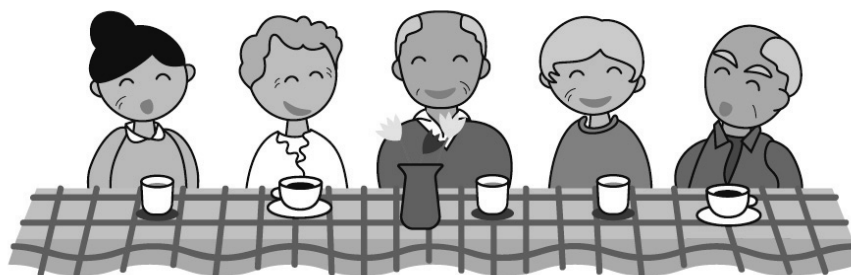
介護保険制度の中で配置された、生活支援・介護予防の多様なサービス（住民・ボランティア・NPO※・事業者等）の調整や資源づくり、利用者とのマッチングをおこなう専門職。主に高齢者の支援や活動に関わる分野。

平成28年度から社協に配置され、コミュニティワーカーと緊密に連携をとりながら活動する。



(5) 校区（地区）福祉委員会* ●●●●●●●●●●

市内 12 のおおむね小学校区に設置されている、地域の福祉活動を進める任意団体。自治会や民生委員*等の各種団体や有志ボランティアが参画している。社会福祉協議会が組織化、支援している。



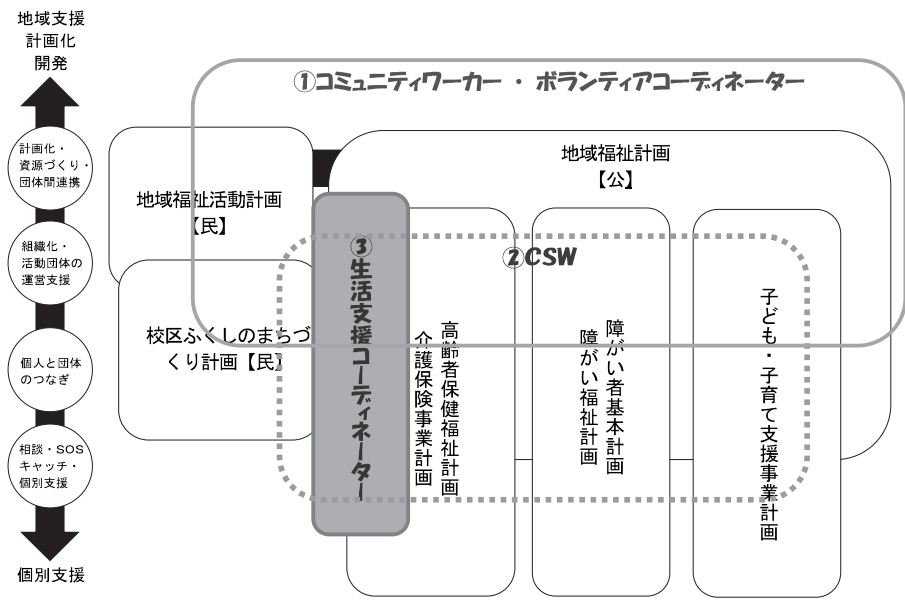
(6) 民生委員児童委員* ●●●●●●●●●●

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の中で福祉全般にわたり相談や支援を行っている特別職の非常勤地方公務員であり、児童委員は民生委員が兼ねている。また、児童問題を専門に担当する主任児童委員が配置されている。

なお、「民生委員児童委員協議会」とは、民生委員児童委員で構成する組織のこと。



地域福祉に関わる専門職の役割



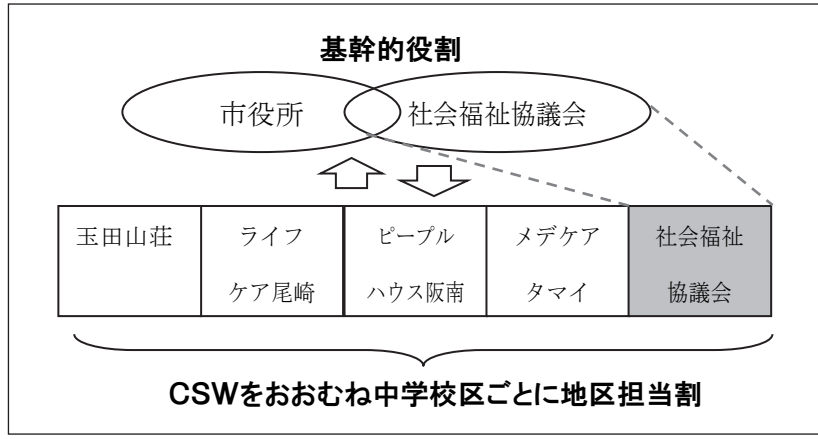
第2期計画以降、阪南市では地域福祉推進に関わる専門職の配置を積極的に進め、各職種専門性を発揮しつつ、お互いに連携・協働しています。

図は3つの個別計画と地域福祉推進計画の関連図をもとに、下が個別支援の性格が強い部分、上が地域支援の性格が強い部分に分け整理したものです。

②のCSWや③の生活支援コーディネーターは個別の相談や解決を地域住民と連携しながら行いますが、生活支援コーディネーターが介護保険制度において配置され高齢者支援を中心に行うのに対し、CSWは子ども・障がい等の分野も含め、あらゆる相談に対応するのが特徴です。

また、①のコミュニティワーカー・ボランティアコーディネーターについては、ボランティアや地域の福祉活動者自体の組織化や運営支援を行い、また地域全体の福祉課題・地域課題・まちづくりの活動に働きかけ、施策化や計画化なども行うのが特徴です。

その上で阪南市においては、第2期計画以降、CSWの配置において社会福祉協議会を個別支援と地域支援をつなぐ基幹的役割として位置付けています。



第2章

阪南市の地域福祉を取り巻く現状

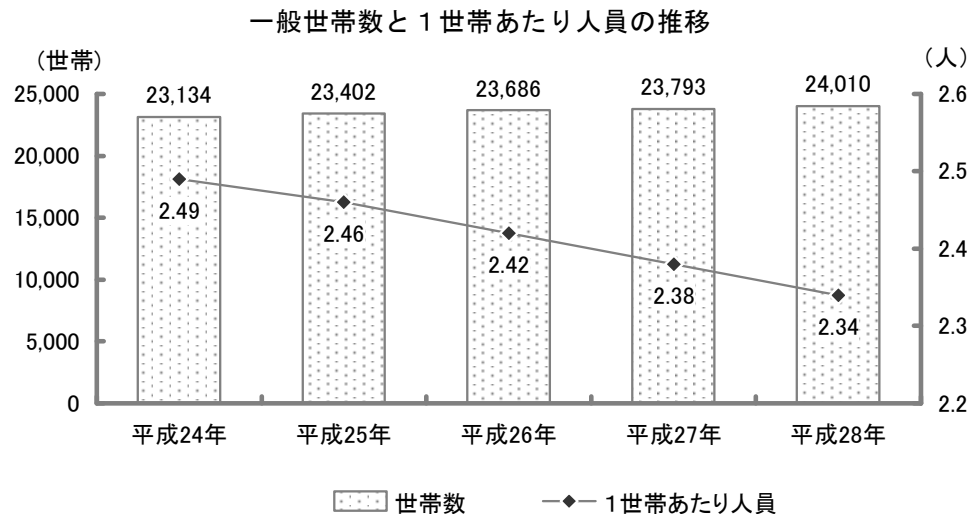
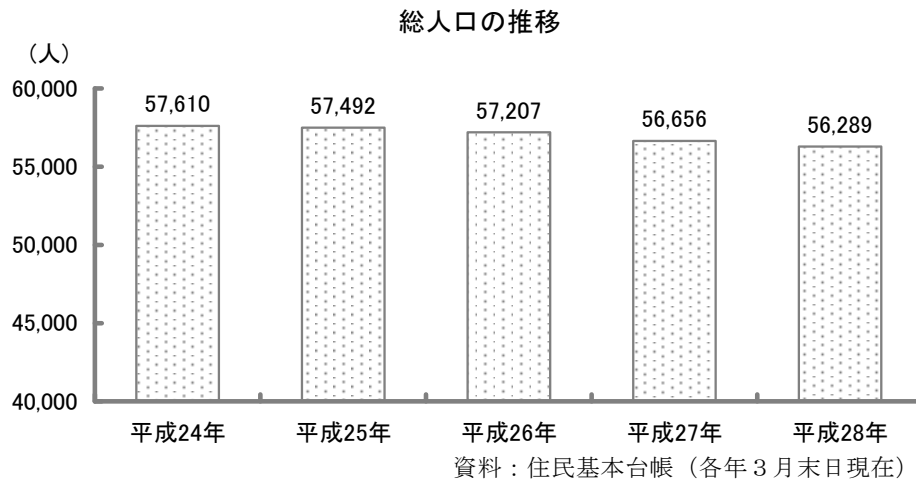
1 地域福祉の現状と課題

(1) 人口と世帯

① 総人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移

本市の総人口は、平成24年以降年々減少しており、平成28年には56,289人と、平成24年から平成28年の4年間で約1,300人の減少がみられます。

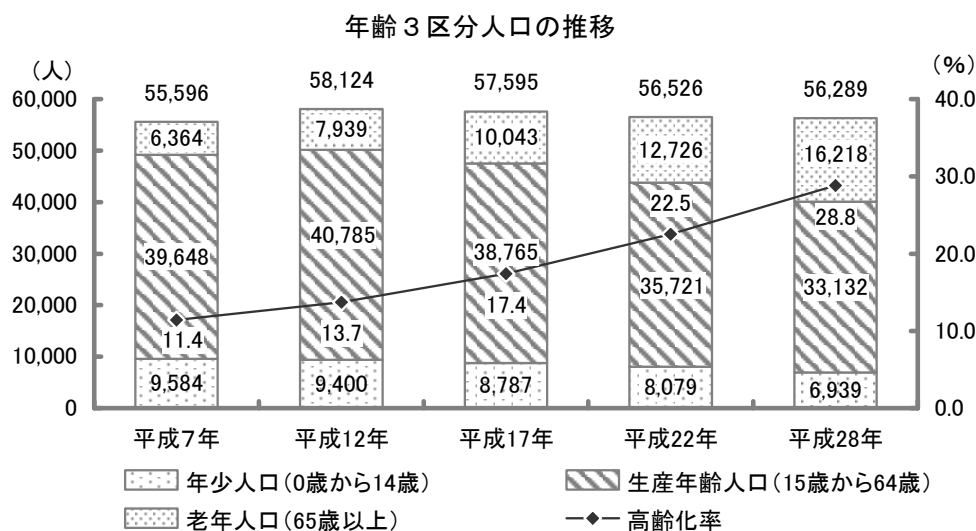
人口の減少に反し一般世帯数は微増しており、それに伴って1世帯あたり人員は減少しており、平成28年には2.34人となっています。



② 年齢3区分人口の推移

年齢3区分人口で見ると、年少人口（0歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は大きく増加しており、平成28年の老年人口は平成7年の老年人口の約2.5倍となっています。

そのため、高齢化率も上昇し、平成28年における高齢化率は28.8%と、約3.5人に1人が高齢者となっています。

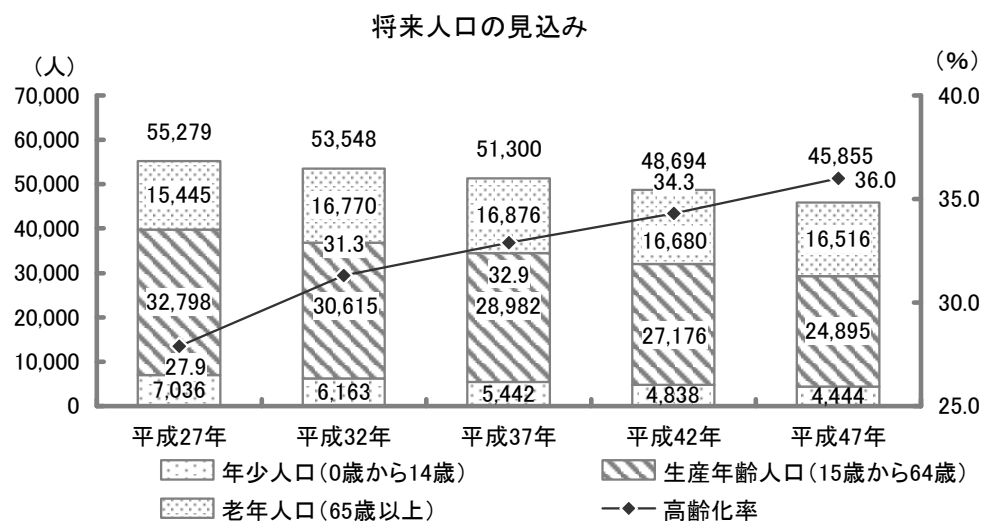


資料：平成28年のみ住民基本台帳（3月末日現在）、
 その他は国勢調査（各年10月1日現在）

③ 将来人口の見込み

本市の将来人口については、総人口は減少し、平成47年には4万5千人程度になるとされています。

年齢3区分別では、年少人口が平成42年には5,000人を下回る一方、老年人口は平成32年には16,000人を超え、高齢化率も30%を超えると推計されています。



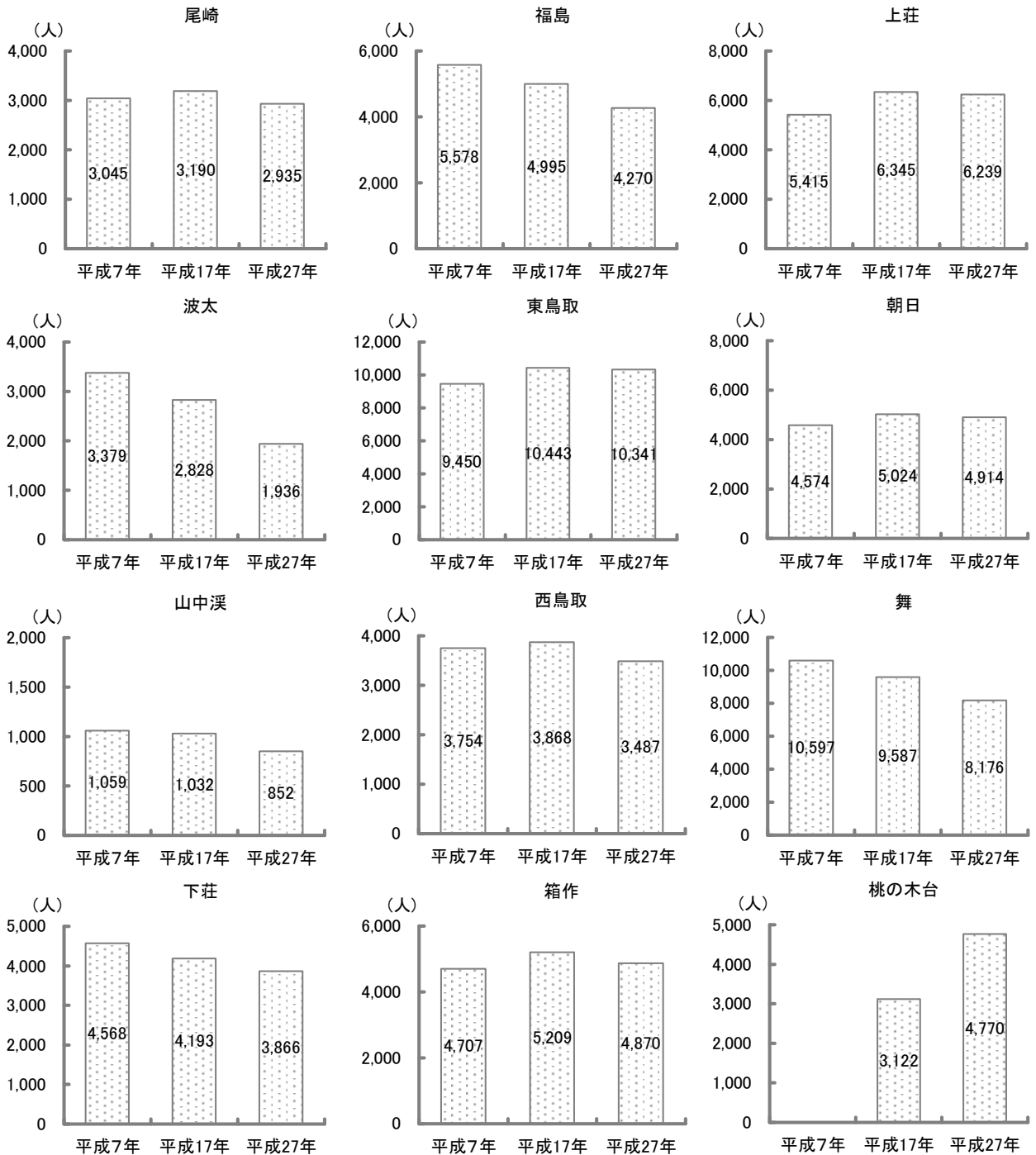
資料：阪南市人口ビジョン

④ 地区別人口の推移

地区別人口をみると、開発地である桃の木台地区を除き、おおむね減少傾向にあります。

平成7年と比較すると、波太地区が最も減少しています。

地区別人口の推移

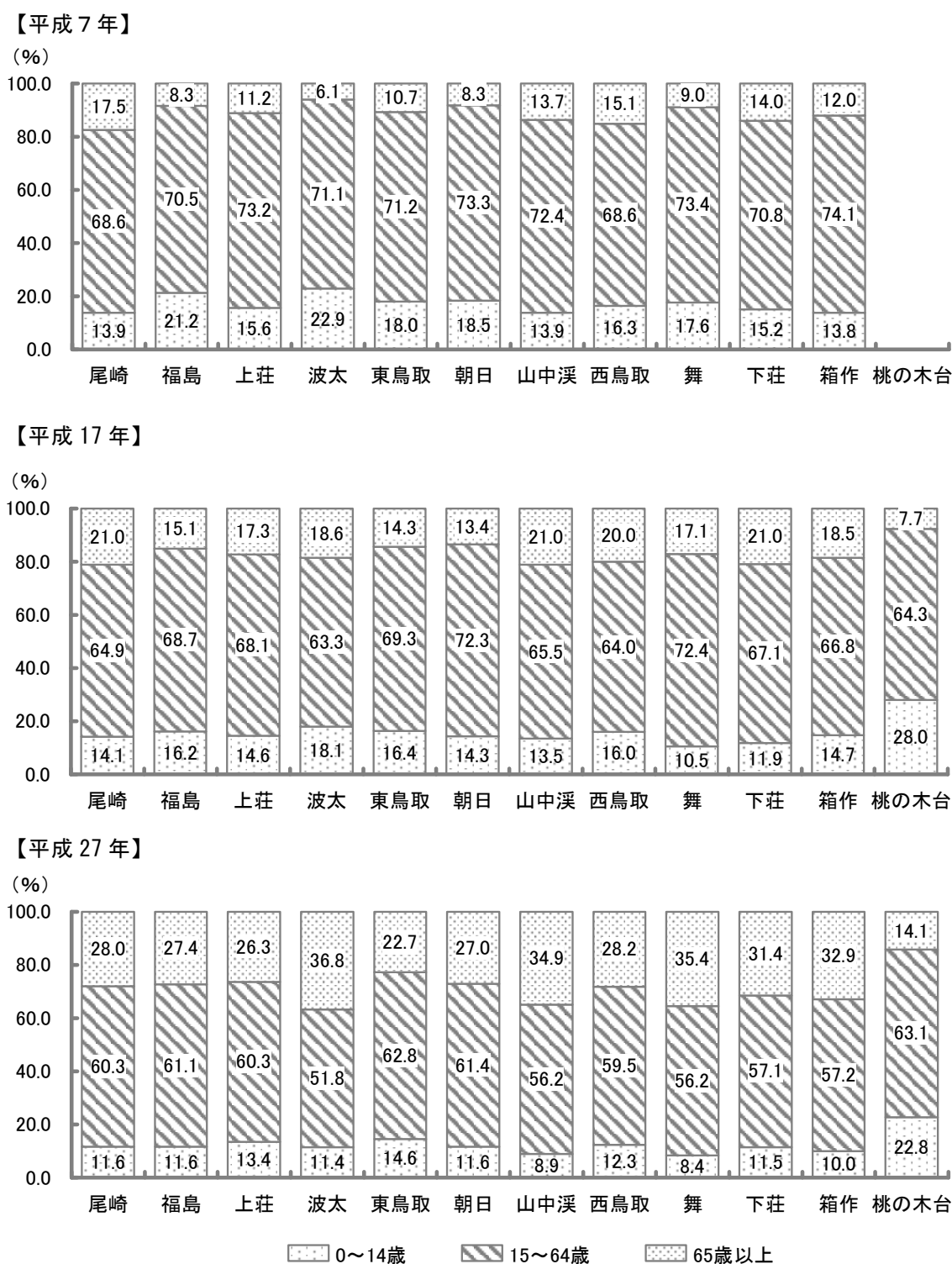


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

⑤ 地区別年齢3区分別人口構成比の推移

地区別年齢3区分別人口をみると、どの地区においても平成7年に比べ少子高齢化が進んでおり、平成27年には波太地区、山中溪地区、舞地区、下荘地区、箱作地区で65歳以上の占める割合が高く、3割を超えています。

地区別年齢3区分別人口構成比の推移

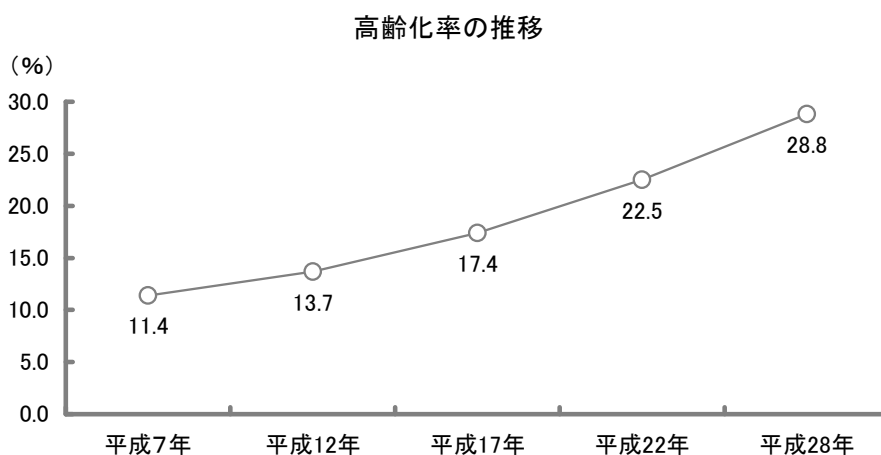


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 対象者別の状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 高齢化率の推移

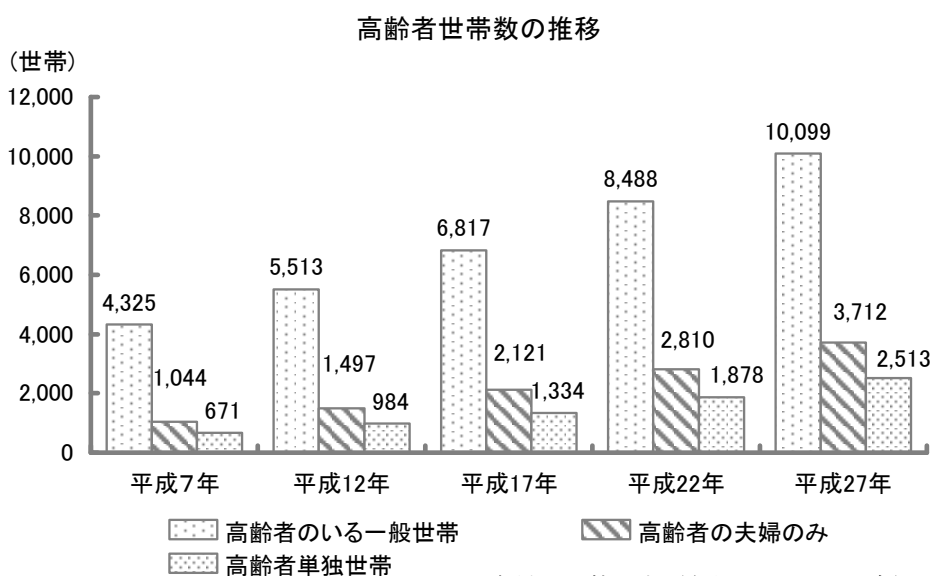
本市の高齢化率は上昇の一途を辿っており、平成28年には28.8%、平成7年に比べ17.4ポイント上昇しています。



資料：資料：平成28年は住民基本台帳（3月末日現在）、
その他は国勢調査（10月1日現在）

② 高齢者世帯数の推移

高齢者のいる世帯数は急激に増加しており、平成7年から平成27年の20年間で約2.3倍となっています。中でも、高齢者の夫婦のみの世帯、高齢者単独世帯の増加が激しく、平成7年から平成27年の20年間で、高齢者の夫婦のみの世帯は約3.6倍、高齢者単独世帯は約3.7倍となっています。

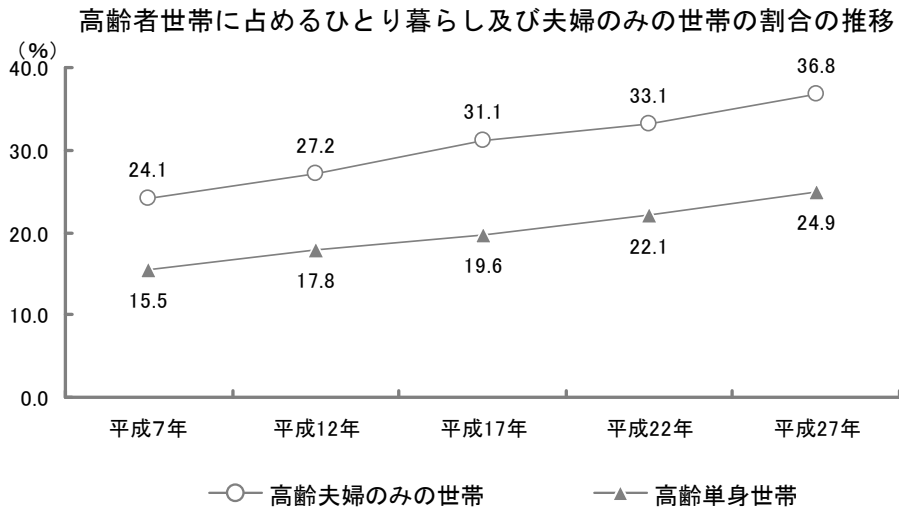


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※国勢調査における高齢者のみ夫婦における「夫婦」とは、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のことをいいます。

③ 高齢者世帯に占めるひとり暮らし及び夫婦のみの世帯の割合の推移

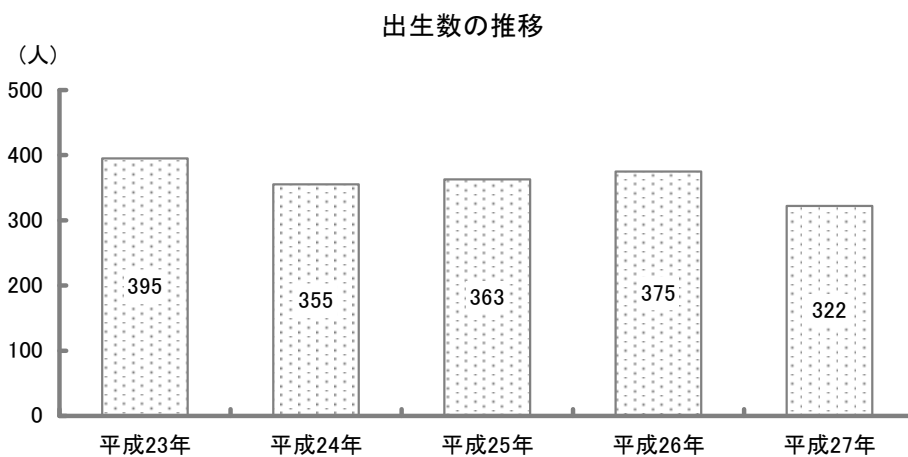
高齢者がいる世帯に占める、ひとり暮らし及び夫婦のみの世帯の割合は、ともに年々上昇しており、特に高齢夫婦のみの世帯は平成 17 年以降、3割を超えています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

④ 出生数の推移

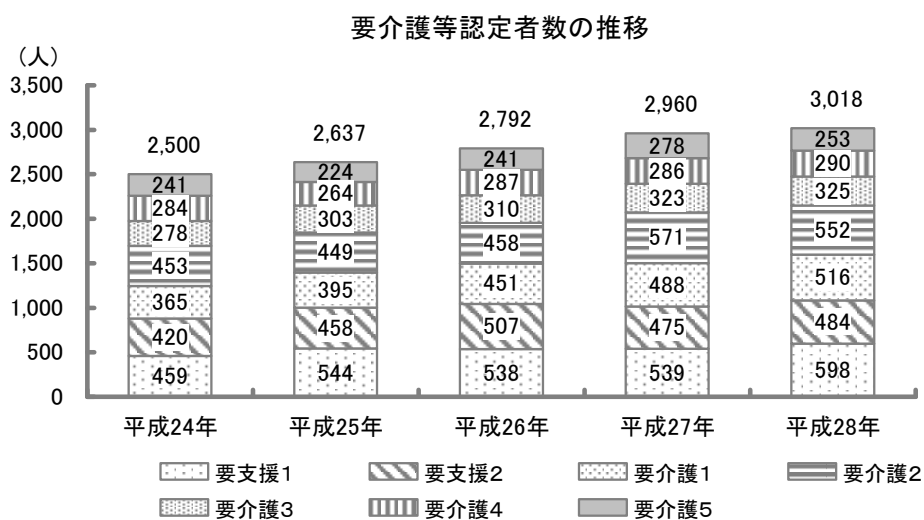
出生数は平成 25 年、平成 26 年と一時的に増加したものの、おおむね減少傾向です。



資料：大阪府人口動態調査

⑤ 要介護等認定者数の推移

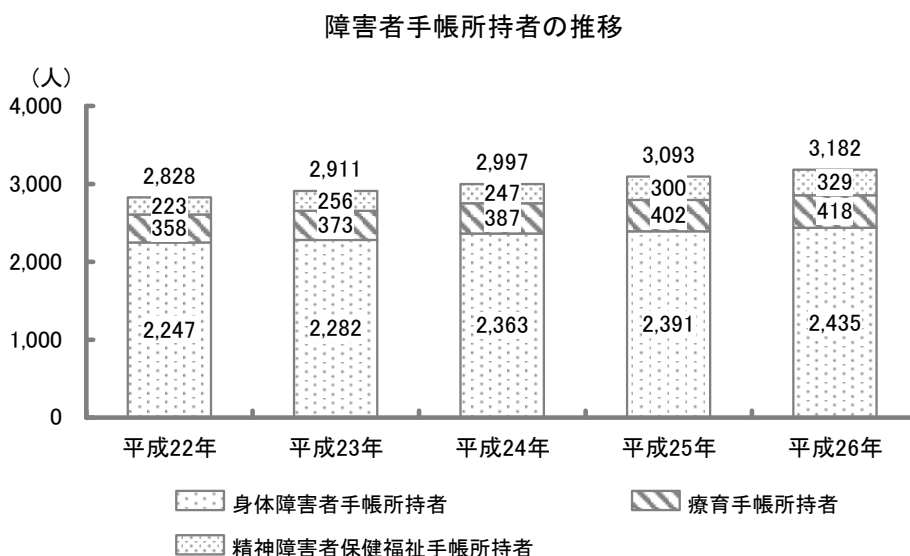
本市の要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあります。介護度別では、要介護1の認定者数の増加が著しく、平成28年の要介護1認定者は516人と、平成24年の約1.4倍となっています。



資料：介護保険事業状況報告
各年3月末報

⑥ 障害者手帳所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は、いずれの障害者手帳でも増加傾向がみられ、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成22年から平成26年にかけて約1.5倍となっています。



資料：第3次阪南市障がい者基本計画・
第4期阪南市障がい福祉計画（各年3月末現在）

2 市民アンケート、ヒアリング調査結果等からみた現状

(1) 市民アンケート調査の概要と主な結果について ●●●●●●

1 調査対象

阪南市在住の18歳以上2,000人から無作為抽出

2 調査期間

平成27年11月20日から平成27年12月4日

3 調査方法

郵送による配布・回収

4 回収状況

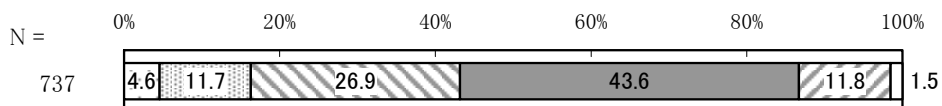
配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	737通	36.9%

① ご近所づきあいについて

○ ご近所づきあいの程度について

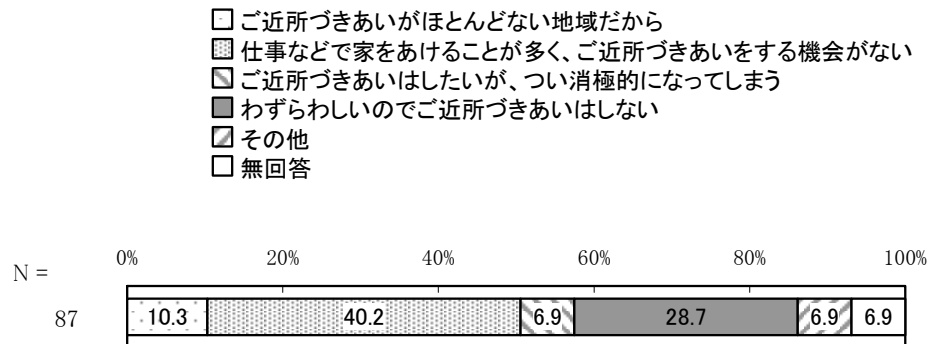
「顔を合わせたとき挨拶をしようぐらいのつきあいをしている」の割合が43.6%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をしようつきあいをしている」の割合が26.9%、「ほとんどつきあっていない」の割合が11.8%となっています。

- 何でも相談でき、家族同様のおつきあいをしている
- 簡単な頼み事や貸し借りなどをしようつきあいをしている
- 立ち話や情報の交換をしようつきあいをしている
- 顔を合わせたとき挨拶をしようぐらいのつきあいをしている
- ほとんどつきあっていない
- 無回答



○ ご近所づきあいの程度が「ほとんどつきあっていない」人の、ご近所づきあいをされていない理由

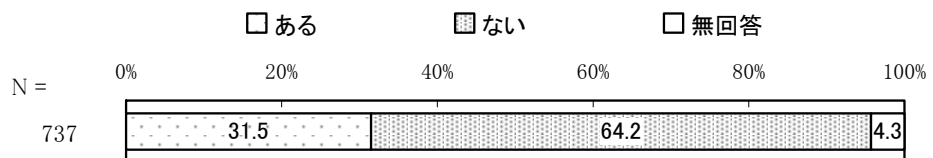
「仕事などで家をあけることが多く、ご近所づきあいをする機会がない」の割合が 40.2% と最も高く、次いで「わずらわしいのでご近所づきあいはしない」の割合が 28.7%、「ご近所づきあいがほとんどない地域だから」の割合が 10.3%となっています。



② ふだんの生活での困りごとと、その相談について

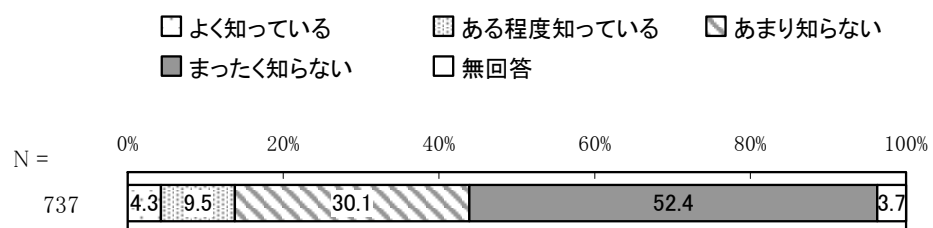
○ ふだんの生活で同居の家族以外の手助けが必要と思うときの有無

「ある」の割合が 31.5%、「ない」の割合が 64.2%となっています。



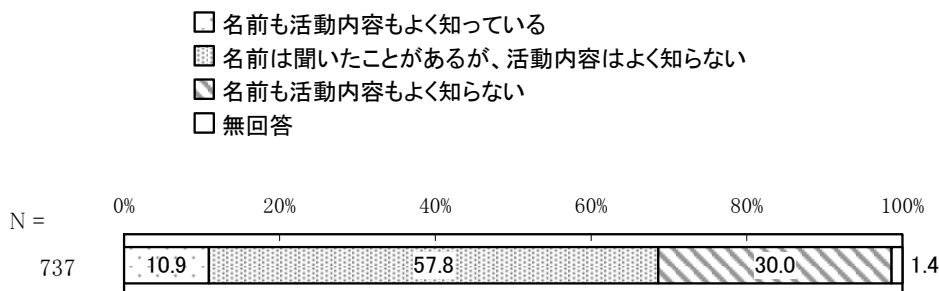
○ 地域の福祉相談員であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）について

「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせた“知っている”の割合が 13.8% となっています。また、「あまり知らない」と「まったく知らない」をあわせた“知らない”の割合が 82.5%となっています。



○ 「阪南市社会福祉協議会」の活動について

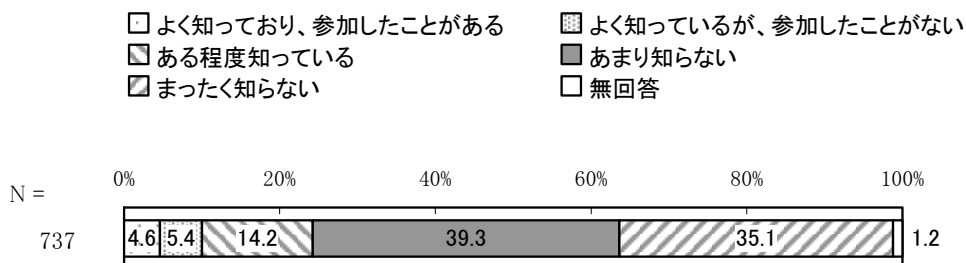
「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」の割合が 57.8%と最も高く、次いで「名前も活動内容もよく知らない」の割合が 30.0%、「名前も活動内容もよく知っている」の割合が 10.9%となっています。



③ 小学校区での地域活動やボランティア活動について

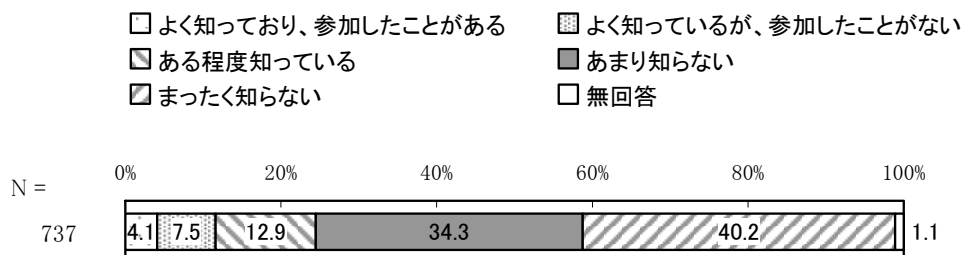
○ 校区（地区）福祉委員会（小地域ネットワーク活動）の役割について

「あまり知らない」の割合が 39.3%と最も高く、次いで「まったく知らない」の割合が 35.1%、「ある程度知っている」の割合が 14.2%となっています。



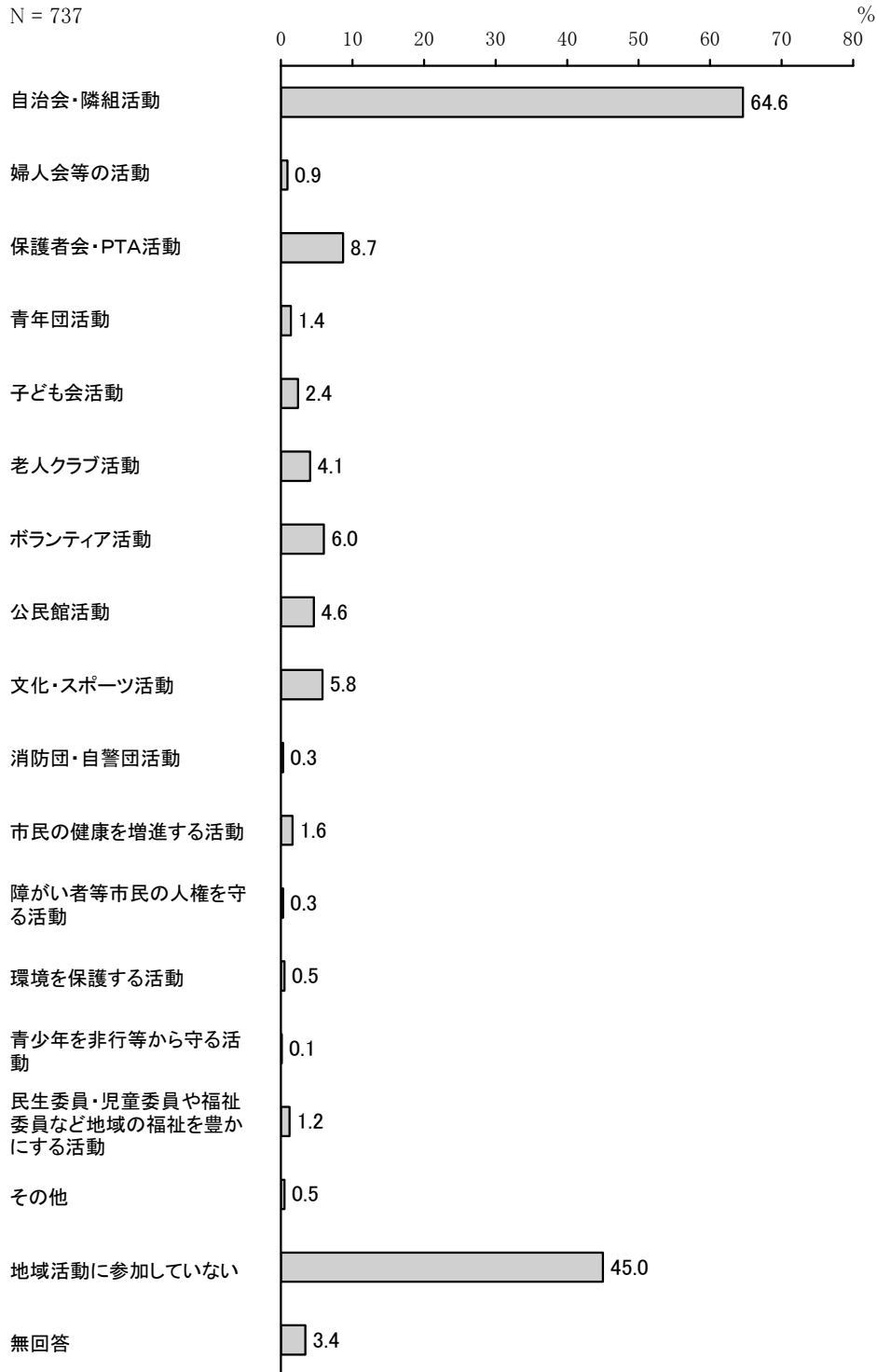
○ まちなかサロン・まちなかカフェの活動について

「まったく知らない」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「あまり知らない」の割合が 34.3%、「ある程度知っている」の割合が 12.9%となっています。



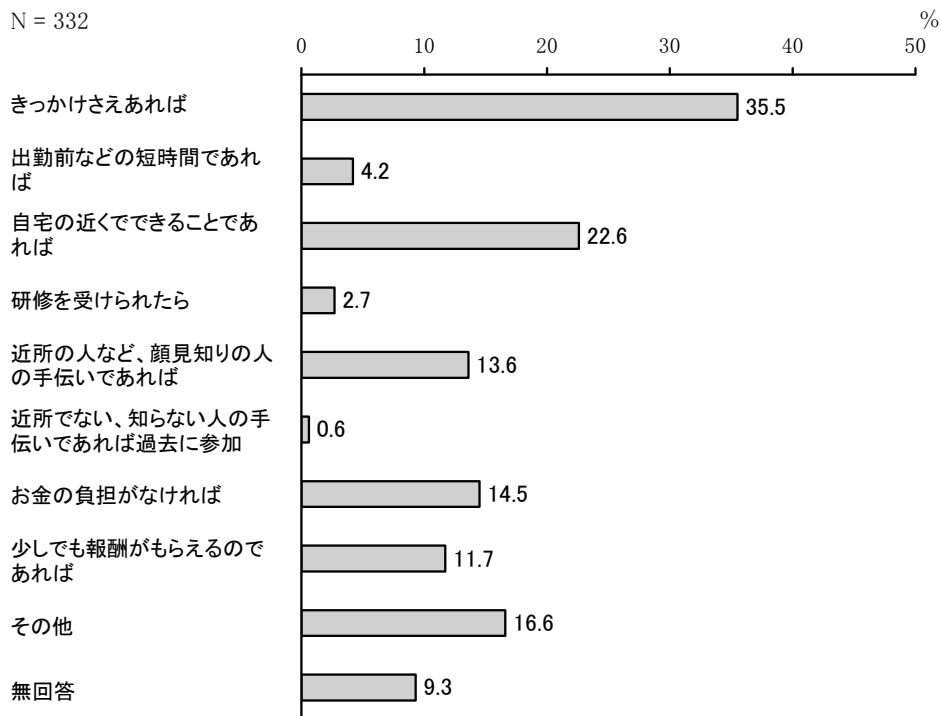
○ 個人・団体として参加している地域活動や学習・教養活動について

「自治会・隣組活動」の割合が 64.6%と最も高く、次いで「地域活動に参加していない」の割合が 45.0%となっています。



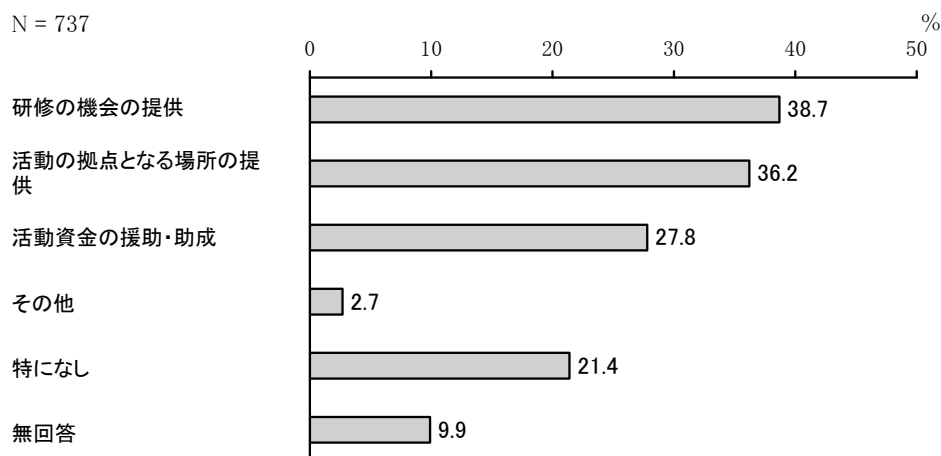
○ 地域活動に参加していない人が、どのような条件であれば参加できるか。

「きっかけさえあれば」の割合が 35.5%と最も高く、次いで「自宅の近くでできることであれば」の割合が 22.6%、「お金の負担がなければ」の割合が 14.5%となっています。



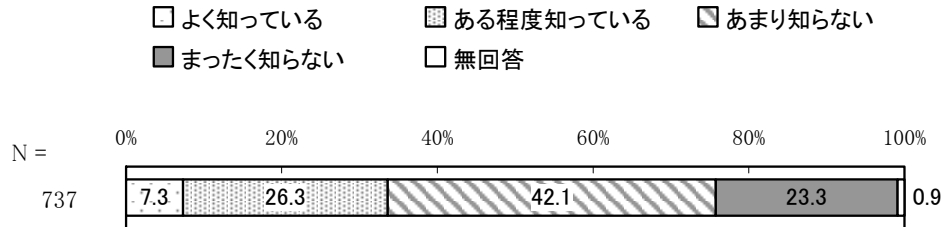
○ 地域活動やボランティア活動をするために必要な支援について

「研修の機会の提供」の割合が 38.7%と最も高く、次いで「活動の拠点となる場所の提供」の割合が 36.2%、「活動資金の援助・助成」の割合が 27.8%となっています。



○ 民生委員・児童委員の役割について

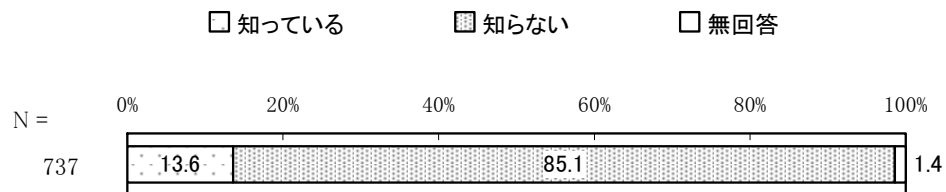
「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせた“知っている”の割合が33.6%となっています。また、「あまり知らない」と「まったく知らない」をあわせた“知らない”の割合が65.4%となっています。



④ 災害・防災について

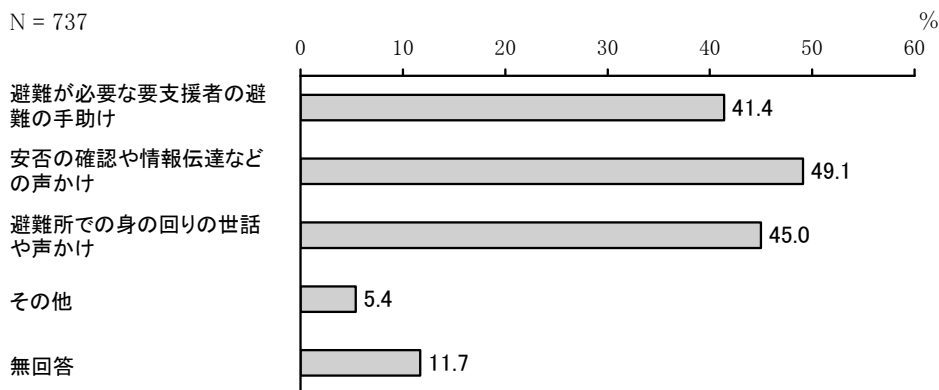
○ 災害時要援護者※の登録制度（くらしの安心ダイヤル事業※）について

「知っている」の割合が13.6%、「知らない」の割合が85.1%となっています。



○ 発災時（後）における災害時要援護者への手助けや対応について

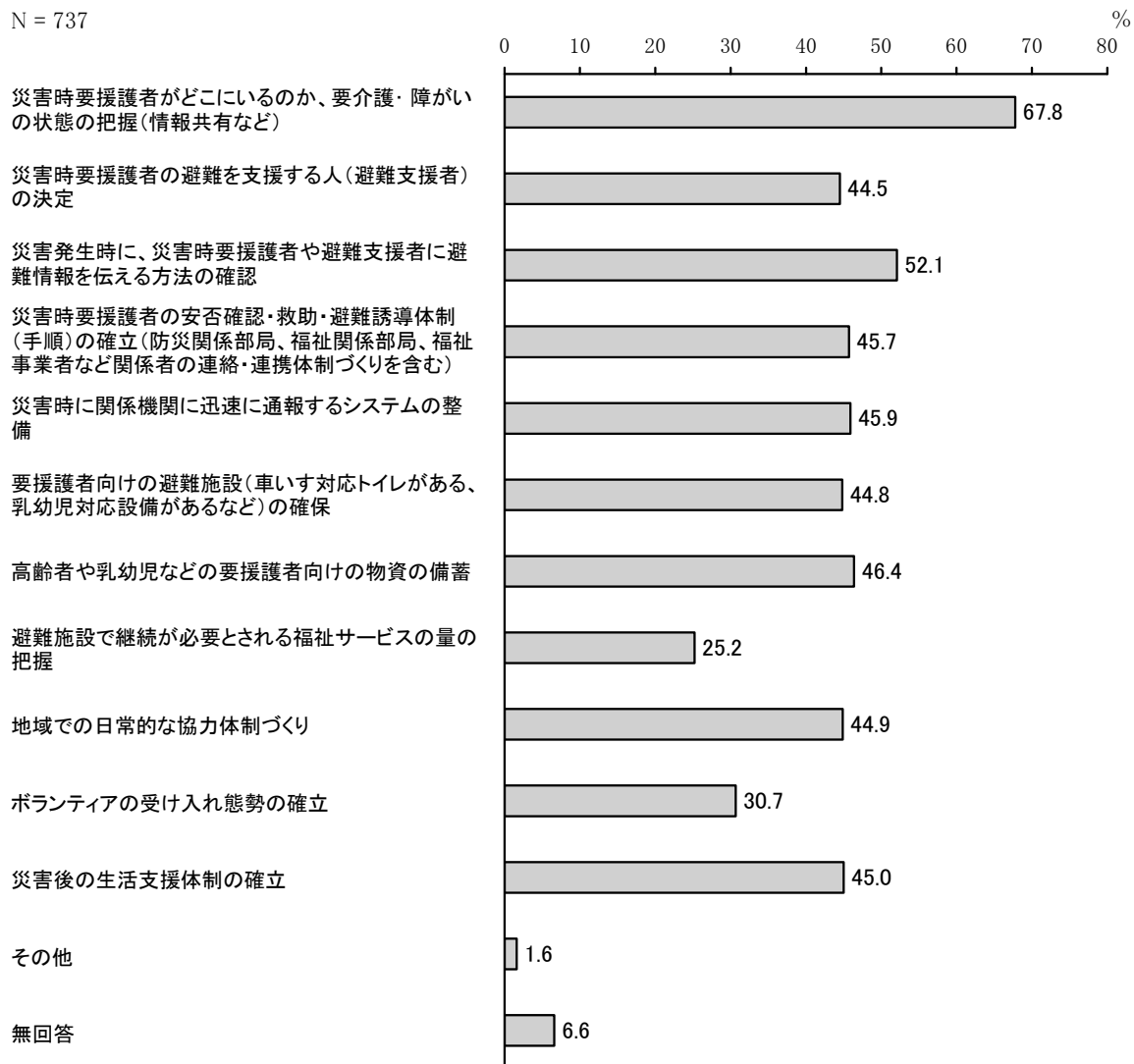
「安否の確認や情報伝達などの声かけ」の割合が49.1%と最も高く、次いで「避難所での身の回りの世話や声かけ」の割合が45.0%、「避難が必要な要支援者の避難の手助け」の割合が41.4%となっています。



○ 災害時に援護を必要とする人への支援について

「災害時要援護者がどこにいるのか、要介護・障がいの状態の把握（情報共有など）」の割合が67.8%と最も高く、次いで「災害発生時に、災害時要援護者や避難支援者に避難情報を伝える方法の確認」の割合が52.1%、「高齢者や乳幼児などの要援護者向けの物資の備蓄」の割合が46.4%となっています。

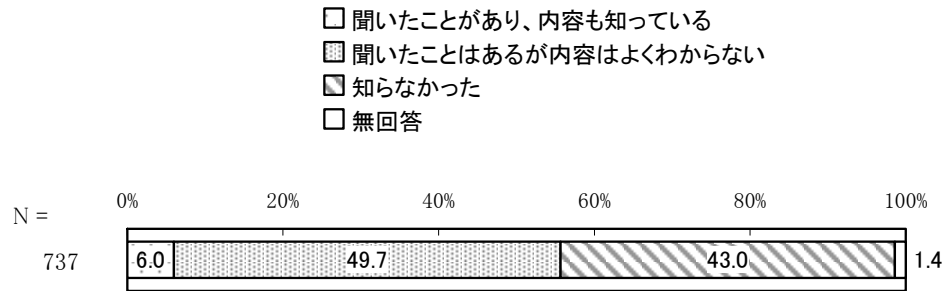
N = 737



⑤ 生活困窮者への自立支援について

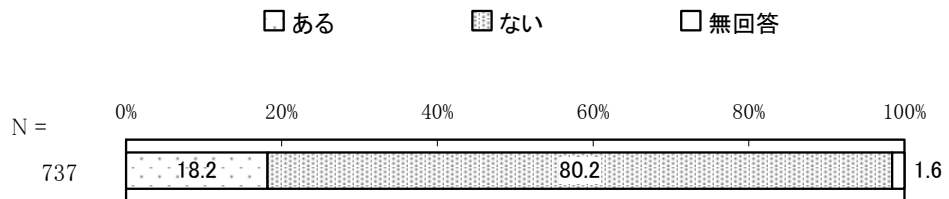
○ 生活困窮者自立支援法（制度）※について

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が 49.7%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が 43.0%となっています。



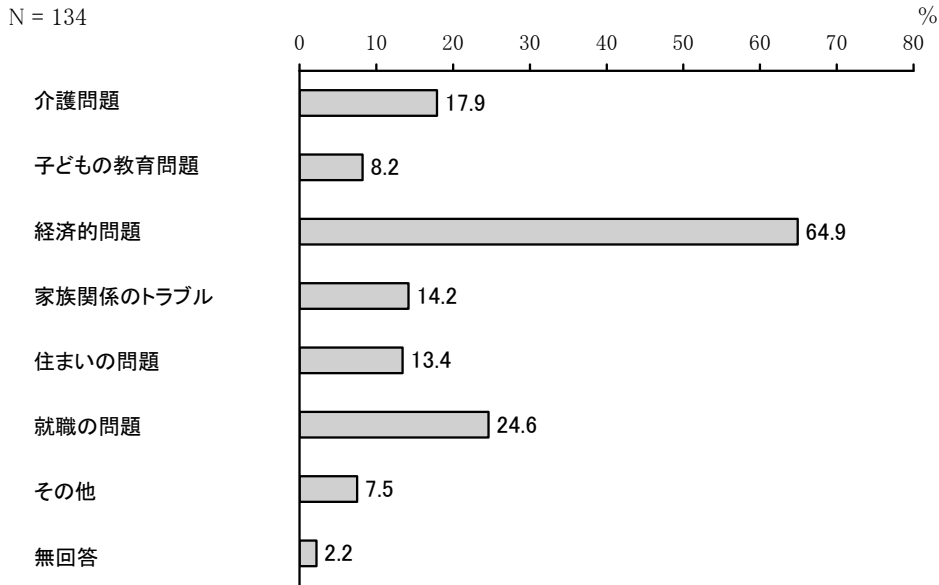
○ 生活に困ったことの有無

「ある」の割合が 18.2%、「ない」の割合が 80.2%となっています。



○ 生活に困ったことの原因について

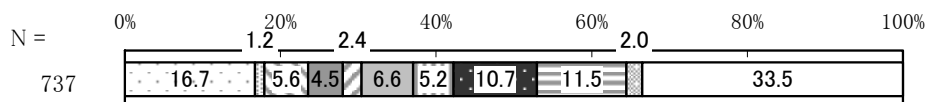
「経済的問題」の割合が 64.9%と最も高く、次いで「就職の問題」の割合が 24.6%、「介護問題」の割合が 17.9%となっています。



○ 生活困窮状態に陥ったときに必要と思われる支援について

「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」の割合が 16.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 11.5%、「生活保護制度」の割合が 10.7%となっています。

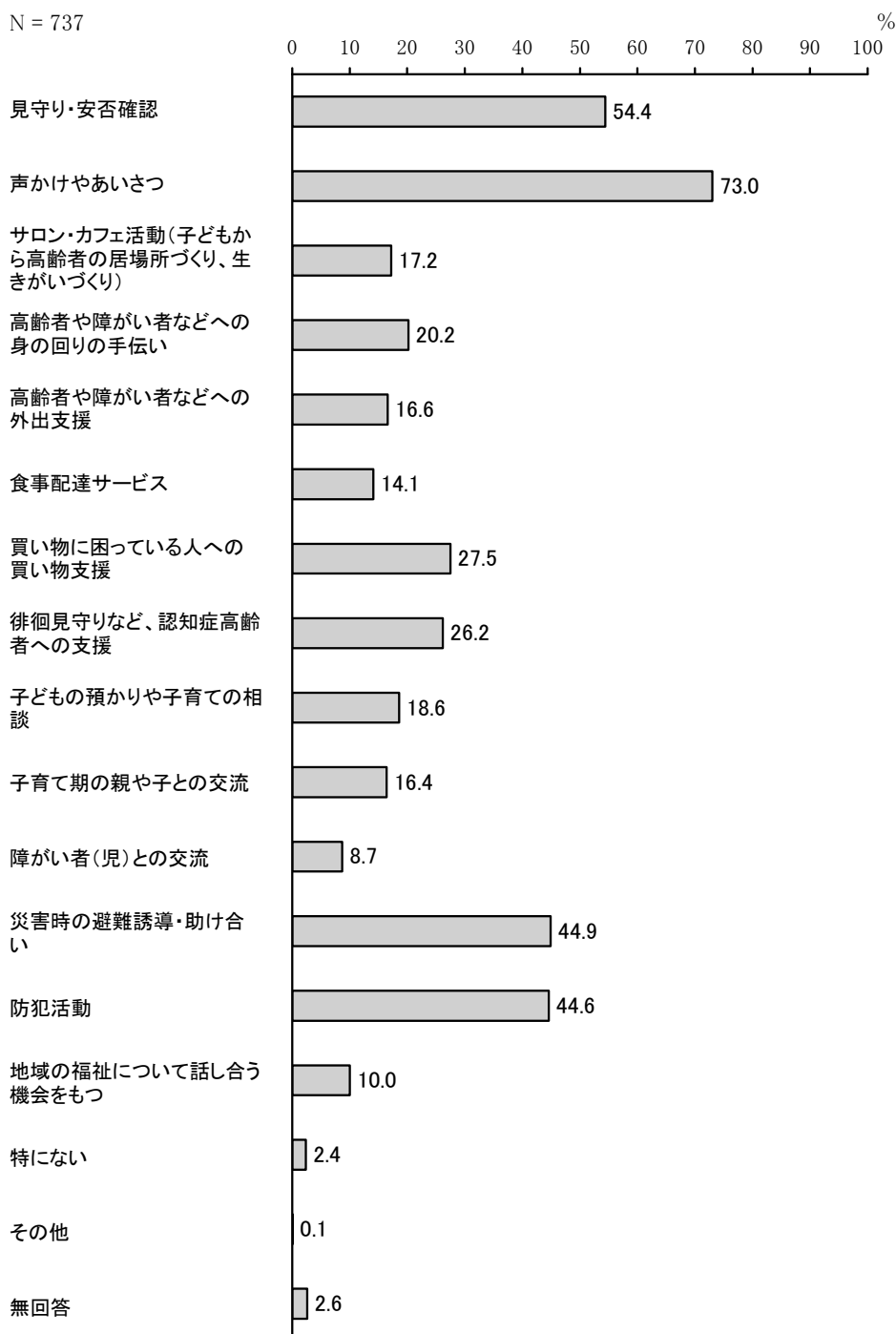
- 就労その他の自立に関する相談支援を行う事業
- 離職により住居を失った人に対し家賃相当分を支給する事業
- 就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートする事業
- 住居のない人に対し一定期間宿泊場所や食事の提供を行う事業
- 家計を管理し、生活費を計画的に支出できるようにサポートする事業
- 経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し学習支援の場を提供するなどの事業
- 生活福祉資金の貸付制度
- 生活保護制度
- わからない
- その他
- 無回答



⑥ 福祉のまちづくりについて

○ 誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるために必要な住民同士の助け合い活動について

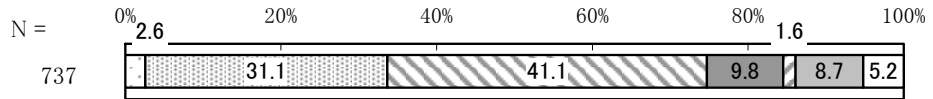
「声かけやあいさつ」の割合が 73.0%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が 54.4%、「災害時の避難誘導・助け合い」の割合が 44.9%となっています。



○ 社会福祉サービスを充実させていくうえでの、行政と地域住民の関係について

「行政も住民も協力しあい、福祉活動の解決のために、ともに取り組むべきである」の割合が 41.1%と最も高く、次いで「行政の責任はしっかりとすべきだが、行政の手が届かない課題は住民も協力すべきである」の割合が 31.1%となっています。

- 社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない
- 行政の責任はしっかりとすべきだが、行政の手が届かない課題は住民も協力すべきである
- 行政も住民も協力しあい、福祉活動の解決のために、ともに取り組むべきである
- まず、家庭内や地域の住民同士で助け合い、できない場合のみ行政が援助すべきである
- その他
- わからない
- 無回答



(2) 団体ヒアリング結果のまとめ ●●●●●●●●●●

① ヒアリング実施状況

団体名	日程・場所	参加者数
介護者（家族）の会	平成28年1月13日（水）14時～ 地域交流館共用会議室1	5人
老人クラブ連合会	平成28年1月14日（木）10時～ 市役所第4会議室	3人
知的障がい者（児）団体連絡会	平成27年12月11日（金）11時～ 市役所第4会議室	15人
障がい者（児）団体連絡協議会	平成27年12月17日（木）10時～ 地域交流館交流ルーム	7人
子どもNPOはらっぱ	平成27年12月21日（月）13時～ ふれあいホーム	6人
PTA協議会	平成28年1月14日（木）19時～ 市役所第4会議室	11人
民生委員児童委員協議会	平成28年2月18日（木）10時～ 市役所第4会議室	11人

② ヒアリング結果のまとめ

凡例：（高）高齢者関係団体、（障）障がい者関係団体

（子）子育て関係団体、（福）民生委員児童委員協議会

① 活動を行っていく上での課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 団体や活動の周知について <ul style="list-style-type: none"> ・会の存在を知らない人も多い。一人暮らしの人も、知らない人が多い。周知に力を入れる必要がある。情報提供や情報伝達の方法、仕組みづくりが必要である。（高）（障） ● 組織体制（人員、活動の場等）について <ul style="list-style-type: none"> ・会員が増えない。[身体障がい者、視覚障がい者、精神障がい者]（障） ・若い会員が増えない。今の会員は、手話ができる人ばかりであり、高齢による難聴や途中失聴の人などで手話のできない人は入りにくい面がある。（障） ・自治会を脱会する人が増えているので、情報が入りにくく孤立してしまう人が多い。（福） ・休日のイベントなどの人員が確保できない。（障） ● 対象者への支援等について <ul style="list-style-type: none"> ・就学前は子育てサロンなど充実しており、子どもたちとのつながりがあるが、就学後は小学校の見守りぐらいしかない。地域での子どもの居場所や支援がほしい。（子） ・今後、男性だけでつどいをやる予定であり、男性にも情報発信していく。（高） ・ボランティアが高齢化しており、新しい人の応募が少ないので、有償ボランティアを考える時期ではないかと思う。（福） ・障がい者が地域で活動できる場が少ない。（障）

- ・障がい者の理解を深めるため学べる機会を増やしてほしい。(障)
- ・相談できずに困っている親も多いと思うので、市に支援してもらいたい。(障)

② 福祉のまちづくりについて

- 地域のつながり、住民同士の理解について
 - ・地域住民が、お互いを知り、理解する必要がある。(障)(子)
 - ・近所との関わりが無く、つながりが無くなっていると思うので、声かけなどが必要である。(福)
 - ・認知症の人の地域での見守り、その家族を地域でどのように支えていくかが重要である。(福)
- 地域での住民の交流について
 - ・住民同士が顔見知りになり、何でも言い合える関係になる必要がある。小さな単位でお茶飲み会、ちょっとした勉強会、運動の会等の気軽に集まれる場の提供をしていくことが必要である。(高)
 - ・障がい者が主役で、参加できる場がもっと増えてほしい。(障)
 - ・サロンなどが、もっと身近に増えればよい。(高)
 - ・サロンは土日に行っていないので、行きにくい。(高)
 - ・気軽に参加できる活動の場、気軽に立ち寄れる居場所づくりがほしい。(福)
- 地域活動への参加について
 - ・地域住民が地域の活動の内容を知るための情報提供や、関わる機会をつくり、輪を広げていく。(子)
 - ・住民がもっと積極的に参加できる活動などを企画してほしい。(障)
 - ・団体同士の交流や協働のイベントを行う。そこには若い世代も入ってもらいたい。(障)
- 社会福祉協議会について
 - ・社会福祉協議会の地域福祉活動の一層の強化が必要である。(子)
 - ・社会福祉協議会がどういうことをしているのか知らない人が多いと思うので、PR活動が必要(福)
- 地域活動団体について
 - ・情報が行き届かないことが課題である。[視覚障がい者](障)
 - ・幼稚園、保育所、小中学校の保護者に団体の活動を理解してもらい、一緒に参加し活動してもらいたい。(障)
 - ・若い世代が地域の福祉活動に参加してもらいたい。(福)
- 防犯・防災について
 - ・大きな災害への恐怖がある。災害時要援護者登録制度*も知らない人もまだ多いと思うので、周知、啓発してもらいたい。(障)
 - ・災害時の居場所などの情報や、災害時の障がい者、高齢者、妊婦、子どもなどの連携の情報がほしい。(障)
 - ・災害に備えた地域での防災訓練や連携体制づくりが必要(障)
- 福祉教育、人材の育成について

- 小学生、中学生、高校生に福祉教育を広げて、地域活動の担い手を育成したい。(高)
- 障がいのある子どもが、地域で小・中学校生活を送ることで地域の理解が深まり、福祉の輪が広がると思う。(障)
- 奉仕の精神が大事ということ、子どもの頃から学校や家庭で教えるようにすればよい。(福)
- ボランティア等の地域福祉の担い手の育成について
 - ボランティア活動の情報発信、啓発活動が必要である。(障)
 - 地域福祉を進める上で人材の確保が課題であり、身近な地域で中心になれる人を増やしていく必要がある。(高)
 - 住民同士の助け合いは必要であり、有償として金額をあらかじめ決めておく方が、お互いに楽だと思う。(障)
 - ボランティア活動者の人材教育が必要である。(障)
- 情報提供について
 - 組織を認知してもらうための広報活動が必要である。(福)
 - 住民は意外に広報誌を読んでいない。行事活動は根気よく伝えていく必要がある。(福)

③ 今後の活動内容について

- 高齢者支援について
 - 徘徊の登録者が増えているが、個々の問題なので、表に出さない人も多いと思う。(高)
 - 体操教室などでは常連しかいない。このような機会を通じて、軽度認知症の人を早期に発見して、治療・予防につなげることも必要である。(高)
 - 学校と連携して父兄に認知症サポーター養成講座を行う。(高)
 - 認知症等の勉強会、交流会をもちたい。(高)
 - 介護のことを考えると、自分が健康でいられるよう、体力をつけておかないといけない。今まで、世話になった活動に自分も参加したいが、自分の体力をつけることを優先すると、なかなか活動に参加できない。(高)
 - (認知症の) 両親とは外出できない。介護している人はサロンにも来にくい。
 - 認知症の人にもコーヒーの運び役をしてもらうとか、設営の手伝いなど、役割をもってもらう方がいい。(高)
- 子育て支援について
 - 子どもも大人も楽しめて安らぎ、またそれぞれが役割のある活動を行いたい。(子)
 - 子どもの成長のため、親ではできないことを、団体の力で応援していきたい。(子)
 - 学習支援で来ない子もいる。居場所を限定して提供してあげる必要がある。(子)
 - 夜一人でいるような子どもたちの居場所をつくってあげたい。(子)
 - 子どもが地域で遊べる場がほしい。(子)

(3) 住民懇談会について ●●●●●●●●●●

① 住民懇談会の開催概要

校区(地区)名	日時	場所	住民参加者数
東鳥取校区	平成27年12月5日 10時00分～	自然田住民センター	5人
福島地区	平成27年12月5日 10時00分～	福島住民センター	35人
上荘校区	平成27年12月5日 13時30分～	黒田住民センター	18人
山中溪校区	平成27年12月5日 13時30分～	山中溪住民センター	32人
波太校区	平成27年12月12日 10時00分～	石田団地38棟集会所	19人
朝日校区	平成27年12月12日 10時00分～	朝日小学校	16人
尾崎地区	平成27年12月12日 13時30分～	旧保健センター分室	12人
西鳥取校区	平成27年12月12日 13時30分～	鳥取住民センター	9人
下荘校区	平成27年12月13日 10時00分～	箱作住民センター	21人
箱作校区	平成27年12月13日 10時00分～	箱作住民センター	15人
舞校区	平成27年12月13日 13時30分～	あたごプラザ	21人
桃の木台校区	平成27年12月13日 13時30分～	桃の木台東住民センター	13人

校区(地区)名は、住民懇談会を実施した当時の名称

② 住民懇談会からの主な意見について

【ささいな困りごとを地域で支える】

- 不審なことは自分だけで決めず、家族・近隣・知人に相談してもらいたい。
- 個々人の支援に関することは、個人情報が入られるため、守秘義務など十分な配慮が必要
- 集会所を管理してくれる人がいれば、色々な手続きの相談もできる。
- ボランティアもあれば、介護保険もあれば、有償ボランティアもある。仕組み作りを社協と一緒にやっていきたい。役所も社協もつなぐネットワークを作りたい。阪南市に4つ、5つの有償ボランティア組織があれば、近い将来作ってきたい。
- 住民からの小さな困りごとについての相談、例えば、芝刈りなどのささいな困りごとのボランティアをやりたい思いがある。有償でなく、無償でやりたい。
- ボランティアについての考え方は、それぞれ異なっており、自治会の掲示板で広報する方法も考えられる。

【子どもを地域で育む】

- 顔が見える関係は大事
- いろんな団体が地域を守っている。数々の団体にこのように顔を出すことが大事
- 子どもも自分の身を守ることを学んでいかないといけない。
- 学校の連絡簿もないので、同じようなお母さんのネットワークをしっかりとしないといけない。
- 4歳までの子どもを対象に「子育てサロン」を行っていたが、4歳までの子どもがいなくなり休止している。
- 最近くらしの安心ダイヤルに登録した発達障がい児童を子育て中の親御さんが児童を連れて参加。子どもの顔合わせ、障がいがあることを知ってもらいたい、知ってもらうことでコミュニケーションを取ることが難しいなど、少しでも理解をしていただいたうえで、地域で見守りをしていただければ、有りがたい。
- 他市では、悪い子を叱って、たたいてしまって、訴えられて賠償金が発生したこともある。やりすぎてもいけない。
- 幼稚園でおじいちゃんおばあちゃんとの交流がある。
- 幼稚園で神楽など地域での交流がある。
- 地域から小学校や保育所がなくなることはやめてほしい。
- 地域で子どもを見たり、関わる機会が非常に少なくなったと感じる。
- 子供がゲームばかりしている。外での遊び場がない。
- 公園はボール遊び禁止であり、子どもが安心して遊べる場所がない。
- 学校グラウンドの開放により遊べる場所として利用できると思われるが、野球チーム等既存の団体の使用が多いので、子どもが遊べない。
- 子どもは、外でもゲームばかりしており、子どもの居場所づくりのため、ゲーム大会でも開催したらどうか。

【買い物困難者を地域で支える】

- コミュニティバスは、バスルートの工夫をして住民が買い物などに使いやすいようにルートを見直してもらいたい。
- カフェの時に地元で農産物を作っている人が売ってはどうか。農地を持たない人は、ありがたいし、売れた人は安く売って次の苗や肥料を買う資金にできるのではないか。
- 親族や近隣のつながりが強い地域なので、声をかけて買い物をしてあげている。また、車を運転できる高齢者が、運転できない若い人を乗せてあげている時もある。
- 買い物難民は、介護が必要な一部の高齢者のみでなく、全高齢者に発生してくる課題でもある。

- 買い物した物を持って帰るのが大変である。
- 生協の移動販売が来るようになった地域では、買い物が便利になったと喜んで
いる人がいる。買い物だけでなく、移動販売車に買いに来て久しぶりの人同士
が顔を合わせたり、身体的に元気な人が買い物した荷物を持ってあげているな
どの事例を見ている。
- 移動販売で購入した後に荷物を持って階段を上がるのが大変である。
- 地域に朝市とかがあれば行けるのではないか。

【認知症を地域ぐるみで支える】

- 認知症にならないためには、出かけていくのが一番
- 心配していることは老々介護の問題で、スタッフが気付いたときは、CSWに声
をかけ注意してもらい、家族へ介護保険の利用の紹介などの対応をしてもらう。
単身者の場合には家族にどう伝えるかの問題もある。行政の認知症対策は、発
症してからどう対処するかになっているが、予防に重点を移していくべきと考
えている。
- ご近所づきあいがあれば支えることができるのではないか。認知症の人で、近
所の人が息子に連絡してなんとかなったことがある。いつもと様子が違うこと
を隣の人が気づいて動いた。
- 地域の中で認知症と思われる人がいても、家族にその認識がないと、受診を勧
める等踏み込んで家族に入っていくことが難しい。認知症に対する理解を広げ
ることが大切である。
- 支援が必要であるが対応が難しい人へのアプローチについては、地域のCSWや
介護保険の事業者、地域包括等につないで支援していける。

【災害時にひとりも見逃さないために】

- 災害は過去にほとんどないので、意識が低い。
- 隣組が大事だが、無くなってきている。
- チャリティバザーの時に避難訓練をやればどうか。
- 食事会など地域活動の何気ない会話の中で地域に埋もれている要援護者の情報
収集、情報交換する方法も有効である。
- 自治会、隣組に要援護者の把握について協力を依頼する方法もあるが、協力を
得るには課題がある。(校区が広く自治会数が多いため連携が図りづらい)
- パンフレットなどは、高齢者でも読みやすいように、読む分量を少なくし、か
つ見てわかりやすい様式(テーマ・日時など)を工夫する必要がある。
- 災害時にどこへ逃げたらよいかわからない。
- 避難の問題は、『どこへ』逃げるかと、『誰が来てくれるか(助けてくれるか)』
を確認する必要がある。
- 災害時要援護者支援も自治会が中心になるべきである。

【サロン・カフェの新たなステップへ】

- サロンを開催できるような広い空間も有る校区の拠点が、空き家を利用してできればいい。市に支援してほしい。
- サロン、カフェを立ち上げて3年になる。最初は手探りで、住民センターで開始。拠点があればもっとよい。
- サロンが波に乗ってきた。他の活動やイベントとコラボすることで参加者が非常に楽しみにしている。また最初はお客さんで来た人がスタッフの側にかわっていくことがある。
- 校区内他地区のサロンや他校区のサロンの見学を行うことで、取り入れられそうなプログラムについて勉強できるのではないか。
- サロンのメンバーは固定しており、違う人をサロンに連れてくることは難しい。
- 現在のサロンの参加者が、違う人をサロンに連れてくることはできないか。
- サロンの存在が知られていないのではないか。
- サロンに参加している人は、来られるから元気。来ることができない人への支援が必要
- サロンやカフェに1人で行くのは勇気がいる。
- 初めて来る人、全然知らない人には親切にしてほしい。

【手をつなごう！住民・専門職・事業者】

- もっと高齢者の知恵を聞いた方がいい。
- 福祉に携わる人が少なくなっている。ここ3年間、人が少なく、力が弱まっている。
- 高齢化率が高いということだが、どこに誰が住んでいるのか、個人情報で行政は教えてくれない。今後、行政から情報を下ろしていけるようにしてほしい。
- 隣近所で助け合うといっても、自治会に入っていない人が多い。
- ボランティアがみんな高齢化しているので、若い世代の交流、60代の定年退職した人等に参加してもらいたい。
- 住民懇談会をきっかけに、地域の人とデイサービス等の高齢者施設利用者の様々な交流につながればよい。
- 地域での新たな課題も発生してきており、地域の活動を継続していくために「人」（ボランティア）の確保が何より重要である。
- ボランティアの人材確保施策を市全域で積極的に取り組んでももらいたい。ボランティア活動が「重荷にならず」「楽しく」参加できるようにしてもらいたい。
- 校区（地区）福祉委員会、自治会、まちづくり協議会等が地域ぐるみで課題にあたっている。地域がバラバラに動いてはいけない。

3 第2期計画の評価と課題

(1) 施策体系単位の事業評価及び課題

① 市民主体・住民自治を形にするための施策整備・体系化

【重点課題1 話し合いの『場』づくりの推進】

【第2期計画の成果】

地域での話し合いの『場』づくりの推進として、地域福祉推進連絡協議会や地域福祉推進計画作業委員会で毎年地域福祉推進計画を進捗管理しました。

また、災害要援護者支援連絡調整会議の設置による災害時要援護者支援プランの作成、買い物支援プロジェクトチームの設置による買い物支援マップの作成を行いました。

さらに、地域の各種団体においては、身近な地域でのまちなかサロン、まちなかカフェの開催や買い物支援（朝市の開催、校区(地区)福祉委員・民生委員によるアンケート調査）などを進めました。

【第3期計画に向けた課題】

○地域福祉を進めるためには、市民が主役となり、自分たちの地域に何が必要かを考え、公と民が力を合わせて行動する必要があります。

そのためには、すべての市民の声を漏らさず受け止め、ともに話し合う場を大切にした計画づくり、施策整備が重要です。その推進にあたっては、(仮称)地域福祉条例の立案による福祉意識の向上や地域福祉推進連絡協議会、地域福祉推進計画作業委員会による効果的な地域福祉推進計画の進捗管理等が必要となります。

○住民懇談会の開催等を通じて、各校区(地区)の活動内容、方法などを共有することも重要です。

○買い物支援を通じての生活の困りごとを受け止める体制づくりや買い物支援をみんなが利用できる地域のつながる場として発展させていくことが必要です。

② 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

[重点課題2 災害に備えた要援護者支え合い体制の整備]

【第2期計画の成果】

災害に備えた要援護者支え合い体制の整備に向けて、くらしの安心ダイヤル事業の周知と登録者の増加を図りました。また、災害時要援護者支援プランを公民協働で策定し、台帳管理機能及び地図情報のある要援護者支援システムの整備を完了しました。防災訓練については、平成26年度からHUG訓練（避難所運営ゲーム）を開催しています。災害時の支援体制として、福祉施設等と福祉避難所8か所との協定締結を行いました。

社会福祉協議会や校区（地区）福祉委員会などの各種団体においては、くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進、要援護者マップ※づくりに取り組みました。

【第3期計画に向けた課題】

○大規模災害発生時には、公的な援助（公助）には限界があるため、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合い（共助・互助）や隣近所での助け合い（近助）によって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

○個別支援計画の策定については、一部地区においてのよい取組を全地域に広げることが必要です。

○災害時支援の充実を図るうえで、自主防災組織※の設立・育成や地域において、各機関、団体が連携した防災訓練の実施、災害情報等のメール配信の啓発、災害ボランティアセンターの設置マニュアルの作成等が必要です。

○近年、消費トラブルの手口が巧妙化・複雑化しており、さらに身近な場所での周知啓発や消費者相談、各校区での啓発講座の更なる拡充、関係機関との連携強化が必要です。

○子どもの連れ去り、高齢者等の消費者被害、DV※（ドメスティック・バイオレンス）や虐待などの犯罪を防ぐためには、高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立しないよう、地域住民や地域の各関係団体、警察・消防等の関係機関との連携による見守り体制や日常から隣近所と声を掛け合える「向こう三軒両隣」といった顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

③ 身近な生活範囲を基礎にした地域福祉推進のネットワークづくり

[重点課題3 つながりは最大の資源。そのためのネットワークづくりと協働の推進]

【第2期計画の成果】

地域のネットワークづくりと協働の推進に向けて、CSWの周知啓発や、CSWが地域に出向いてのくらしの安心ダイヤル登録による見守り、交流活動、介護予防、出張相談等を推進しました。また、小地域ネットワーク活動の拡充や認知症等徘徊SOSネットワークを構築しました。

また、社会福祉協議会とCSWとの協働で認知症・引きこもり・障がい等のある人の居場所づくりとして、共生型サロン『きらきら』を立ち上げました。

【第3期計画に向けた課題】

○地域で安心して暮らしていくために、様々なサービスや資源、つながりのある生活が送れるよう、4つの保健福祉圏域（おおむね中学校区）と、その中にある12のおおむね小学校区で福祉活動を実施してきました。

今後も、CSWとコミュニティワーカーや各専門職間の連携強化ができる仕組みづくりを進め、さらに市役所、地域の関係団体・機関、ボランティア・NPO・市民活動団体※、福祉サービス事業者等の連携を深めることで、身近な生活範囲を基盤にしたネットワークづくりが必要です。

○地域包括ケア会議の開催等により、地域福祉推進のネットワーク体制の充実が必要です。

○地域活動を行っていくためには、今ある活動団体に対する支援を行っていくとともに、地域内における新たな担い手の発掘と育成が重要となります。

○地域には、何らかのきっかけがあれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も多いことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成していくことが重要です。

④ 困りごとを受け止める相談支援体制と情報伝達・発信の仕組みづくり

[重点課題4 利用者の立場に立った情報提供・伝達の仕組みづくり]

【第2期計画の成果】

相談ネットワークの推進や支援体制の強化に向けて、IT技術を活用した広報手段による情報提供の推進、職場研修の実施等により市役所内の相談機能を高めるとともに関係機関・団体との連携を強化しました。また、CSWや社会福祉協議会コミュニティワーカー等による地域での相談の受け皿づくりを進めました。

権利擁護については、日常生活自立支援事業※の利用、成年後見制度※の周知、市民後見人※の養成などの権利擁護の制度利用が進んでいます。

サービス利用推進に向けた情報提供体制の構築に向けては、広報誌、ホームページ、メール配信等の多様な情報提供、サロン等身近な場所での情報提供、職員出前講座、声の広報の製作等の障がいのある人や外国人等への情報提供やコミュニケーションの支援を進めました。

また、CSWや校区（地区）福祉委員会等により、地域拠点やサロン・カフェに向いて身近な場所での相談活動を展開しました。

【第3期計画に向けた課題】

○だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要となります。そのため、地域での相談支援体制の強化や民間事業者との見守りネットワークの構築が必要です。また、身近な相談支援として、多くの地域で常設型の相談拠点の確保が必要です。

○相談支援の担い手としてCSWがいますが、このCSWの認知度がいまだ低いことから、市内の相談機関や組織の周知啓発を図り、問題を地域で解決できる仕組みづくりが重要です。

○日常生活自立支援事業等の実施にあたって、市民後見人の養成等権利擁護機能の強化が必要です。

○経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援など、地域や関係課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図っていくことが重要となります。

○特にサービスを必要とする人が、自ら判断し、適切なサービスを利用できるよう、身近で分かりやすい相談支援体制、情報提供体制の仕組みの強化が重要となります。

⑤ 地域福祉活動・サービスの開発と展開

【重点課題5 より身近な場所での日常的な居場所づくり】

【第2期計画の成果】

市民参画・公民協働のまちづくりの推進に向けて、平成25年度から市民協働事業提案制度を創設し、事業を成案化し実施しています。また、社会福祉協議会と市民活動センター※の協働で「ボランティア・市民活動交流サロン」、「ボランティア・市民活動フェスティバル」を実施しました。

地域福祉の担い手づくりでは、社会福祉協議会がボランティアセンターを運営し、様々な世代や男性も参加できる視点で、ボランティアの場や講座を開催しました。市においても、手話奉仕員養成講座、認知症サポーター養成講座等の様々な養成講座を開催しました。

社会福祉施設の地域福祉の展開に向けては、CSWの企画により社会福祉施設職員が地域のサロンに出向いたり、施設で地域住民を招いてイベントを開催し交流を図りました。

身近な居場所づくりとしては、校区（地区）福祉委員会等によるまちなかサロン・まちなかカフェの開催場所が大きく増加しました。さらに、まちづくり協議会のサロン活動※等のための場所の確保のため、公共施設や空き家・空き店舗等の有効活用を図りました。

就労支援事業所※への支援に向けては、授産製品の展示や販売を行える場所や情報の提供や、障がい者優先調達推進法が施行され、障がい者が働く事業所等からの物品や役務の提供を推奨しました。

【第3期計画に向けた課題】

○地域においては、各種団体が連携を図り、世代間交流など、様々な活動が行われており、地域活動への関心は高まっていますが、近所づきあいの希薄化などにより地域のコミュニケーションの取り方がうまくいっていないという声も上がっており、人と人とのつながりが持てるコミュニケーションづくりが必要であると考えられます。

○地域活動や学習・教養活動への参加条件については、「きっかけさえあれば」や「自宅の近くでできることがあれば」の割合が高くなっていることから、参加する機会があれば、参加したいと考えている人がいることもうかがえ、新たな担い手づくりの仕組みづくりやボランティアの育成と組織化の推進が必要です。

○福祉サービスの充実に向けて、グループホームを整備とともに、サービス事業者の第3者評価制度の利用拡大が求められます。

⑥ 地域福祉を推進するための基盤づくり

【第2期計画の成果】

福祉意識の高揚に向けて、第2期地域福祉推進計画の周知啓発や人権研修の実施等により、「ともに参加し支え合う共生社会」づくりを推進しました。

福祉教育の充実に向けては、小学校での高齢者疑似体験、高校での認知症サポーター養成講座開催、小中学校において性教育、防煙教育、車いす体験を実施、幼稚園、小中学校において子どもと高齢者の交流等の学習を実施、中学校の職場体験学習では高齢者施設等の現場で体験を行いました。

社会福祉協議会など関係団体への支援としては、社会福祉協議会と情報共有し補助金交付や社会福祉協議会や校区（地区）福祉委員会の実施する事業の周知等を支援しました。自治会等住民組織へは、補助金交付、運営上の協議、周知啓発等の支援を行いました。ボランティア・NPO等へは、市民活動センター夢プラザが市民協働事業の「はなていカレッジ」を開催し、担い手の育成や、ボランティアセンター活動と市民活動センターの連携促進を図りました。当事者団体※へは補助金交付、社会福祉協議会やCSWを通じて、当事者団体の組織化、育成に努めました。

総合福祉センター機能を持つ拠点づくりに向けては、尾崎小学校跡地の利活用として「地域交流館」を開設し、社会福祉協議会事務所、尾崎公民館、市民活動センターが移転し、来場者の増加、交流促進が図られています。

【第3期計画に向けた課題】

○今後、さらなる地域福祉活動を継続的に推進していくために、公民協働の理念を大切にし、持続可能な基盤整備が重要であり、そのために福祉意識の高揚、福祉教育の充実が求められます。

○地域コミュニティ※が希薄化し、福祉課題が複雑多様化する中で、地域福祉活動を推進するためには、社会福祉協議会や校区（地区）福祉委員会など関係団体や自治会、ボランティア・NPO、当事者団体等への支援が重要です。

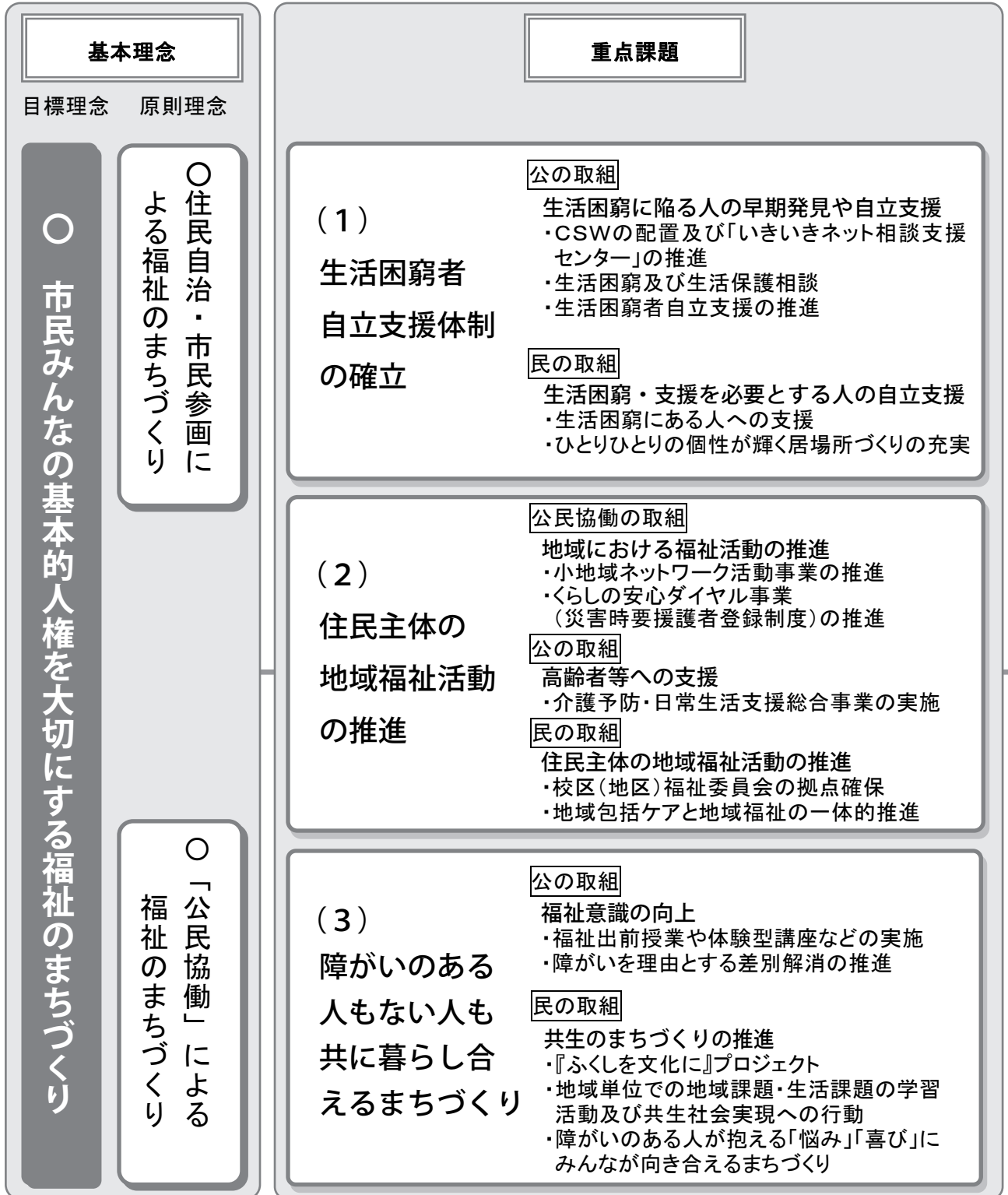
○各校区（地区）でつくる福祉のまちづくり計画の推進に向け、校区（地区）福祉委員会の基盤強化が必要です。

第3章

計画の理念と重点課題

1 計画の体系図

〔第3期阪南市地域福祉推進計画体系〕



基本目標

基本目標 1 “話し合いのススメ”
～様々な人が話し合う機会・場の充実～

基本目標 2 “日常時も災害時にも安心なまち”
～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～

基本目標 3 “つなぐ、つながる”
～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

基本目標 4 “みんなが担い手に”
～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

基本目標 5 “出会う・過ごす・活躍する”
～より身近な多機能型の居場所づくり～

基本目標 6 “「他人事」から「私事」に”
～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～

基本目標1 “話し合いのススメ”～様々な人が話し合う機会・場の充実～	
公民協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進連絡協議会による計画の推進 ・課題別プロジェクトチームの設置^新
公の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の推進 ・「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」の推進 ・「子ども・子育て支援事業計画」の推進 ・「健康増進計画及び食育推進計画」の推進 ・自治基本条例の推進 ・自治会など地域住民組織への活動支援 ・市民と市役所の協働によるまちづくり ・市民協働事業提案制度の推進 ・市役所内の市民協働施策推進体制の強化
民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による調査活動 ・行政への施策提案や提言 ・校区(地区)ふくしのまちづくり計画の策定 ・住民懇談会の開催 ・市民と行政との対等な協働の推進 ・校区(地区)福祉委員会の設置・運営と基盤強化
基本目標2 “日常時も災害時にも安心なまち”～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～	
公民協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進^重
公の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援プランに基づく要援護者支援について ・個別支援計画の策定^新 ・災害時要援護者名簿情報の共有について ・防災意識の高揚^新 ・防災訓練の促進・支援 ・自主防災組織の設立・育成の支援 ・災害に備えた民間企業等との協定締結の推進 ・福祉避難所の確保 ・防災ボランティア制度登録の促進 ・災害ボランティアセンターへの協力支援 ・地域での交通安全・防犯対策の充実 ・子どもの登下校時の安全見守り体制づくり ・青色防犯パトロール*車による防犯啓発活動 ・DV（ドメスティックバイオレンス）防止と支援体制の充実 ・児童・高齢者・障がい者虐待の防止 ・消費者相談での支援
民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住民全体の防犯・防災意識の高揚と防災訓練の実施 ・災害時要援護者支援体制の構築^新 ・災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルづくり^新 ・要援護者避難支援訓練等の実施 ・子どもたちの登下校見守り支援 ・スクールサポーター*活動 ・高齢者等への消費者問題の啓発
基本目標3 “つなぐ、つながる”～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～	
公民協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動事業の推進^重 ・CSWの資質向上及び周知啓発^新 ・日常生活自立支援事業の実施及び周知啓発
公の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・CSWの配置及び「いきいきネット相談支援センター*」の推進^重 ・民生委員児童委員活動への支援 ・民生委員児童委員による相談支援活動 ・地域包括支援センター*事業の推進 ・地域包括ケア会議の推進 ・認知症SOSネットワークの構築^新 ・介護相談員の派遣 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施^新^重 ・人権相談・女性総合相談・DV相談 ・児童相談・母子（父子）家庭寡婦生活相談 ・教育相談・奨学金等進路相談 ・若年者のためのしごとの出張相談・地域就労支援相談・就労・生活相談 ・健康に関する相談、教育、訪問指導 ・障がい者への相談支援事業の充実、地域活動支援センター事業の推進 ・生活困窮及び生活保護相談^重 ・生活困窮者自立支援の推進^重 ・すこやかネット（地域教育協議会）との連携 ・子育て支援家庭訪問事業 ・こんにちは赤ちゃん事業の推進 ・ファミリー・サポート・センター*事業の推進 ・成年後見制度の周知及び利用促進 ・職員出前講座の充実 ・自殺予防の啓発活動

^重：重点事業 ^新：新規項目事業

基本目標3 “つなぐ、つながる”～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～	
民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区での多様なネットワークづくり★ ・企業・中小事業者の社会貢献活動の促進 ・社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）の機能強化 ・CSWと社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）の連携 ・全世代型地域包括ケアの推進 ・認知症SOSネットワークへの協力 ・生活支援介護予防サービス協議体運営事業★ ・社会福祉施設と地域との連携促進 ・地域包括ケアと地域福祉の一体的推進★● ・身近な場所での困りごとの把握 ・相談窓口の周知啓発 ・必要とする人に合わせたきめ細やかな情報提供 ・生活困窮にある人への支援●
基本目標4 みんなが担い手に”～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～	
公民協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援推進事業の実施 ・ボランティア講座等の開催
公の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各種養成講座等の開催 ・市民後見人の養成と活動支援 ・市民活動センターによるボランティア・NPO等への支援 ・ボランティアセンターへの支援及び市民活動センターとの連携促進 ・様々な世代や男性が参加できる地域福祉活動の場づくり ・校区（地区）福祉委員会等の地縁型組織*とNPO等のテーマ型組織*の連携への支援 ・コミュニティビジネス*などの仕組みづくり ・当事者団体への育成・支援 ・福祉有償運送事業への参入促進
民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営の充実 ・市民活動センター運営の充実 ・地域活動者（リーダー）の人材育成★ ・小地域ネットワークへ障がい者等の参加・協働促進 ・新たな担い手づくり★
基本目標5 “出会う・過ごす・活躍する”～より身近な多機能型の居場所づくり～	
公民協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかサロン・まちなかカフェ推進への支援★ ・地域交流館の運営
公の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の有効活用 ・空き家など既存施設の有効活用★ ・地域子育て支援センターによる支援 ・子育て総合支援センター事業の推進 ・つどいの広場事業の推進 ・留守家庭児童会事業の推進 ・社会福祉施設と地域住民等との交流の促進 ・就労支援事業所における居場所づくり ・福祉サービスの新規参入 ・福祉サービスの質の向上 ・障がい福祉サービス事業者連絡会の開催 ・居宅介護支援事業者、介護サービス事業者連絡会の開催
民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・校区（地区）福祉委員会の拠点確保● ・公共施設や空き家・空き店舗等の有効活用 ・ひとりひとりの個性が輝く居場所づくりの充実●
基本目標6 “「他人事」から「私事」に”～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～	
公民協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）地域福祉条例（案）の策定 ・第3期地域福祉推進計画の周知啓発
公の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の周知啓発及び基盤整備への支援 ・自治会活動等の周知啓発 ・男女共同参画の推進 ・人権啓発の推進 ・社会教育団体指導者等への人権研修 ・福祉出前授業や体験型講座などの実施● ・職業体験（福祉体験）学習の推進 ・人権学習（交流活動）の推進 ・就労支援事業所等授産製品の展示・販売 ・障がいを理由とする差別解消の推進●
民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・『ふくしを文化に』プロジェクト★● ・学校での福祉・ボランティア学習の推進 ・子ども・若者の地域学習・地域参加の推進★ ・地域単位での地域課題・生活課題の学習活動及び共生社会実現への行動★● ・障がいのある人が抱える「悩み」「喜び」にみんなが向き合えるまちづくり★● ・新たな民間財源の確保 ・共同募金改革の推進 ・社会福祉協議会の基盤強化★

●：重点事業

★：新規項目事業

2 基本理念

第3期計画を策定するにあたっては、第1期計画から掲げている3つの基本理念を引き継ぎ、この基本理念のもと、ニーズ調査に基づく基本目標及び重点課題を設定し、施策展開を図ります。

3つの基本理念

○市民みんなの基本的人権を大切にす福祉のまちづくり

市場化された保健福祉サービスが、何らかの社会的支援を必要とする高齢者、子ども、障がいのある人などの人権侵害を起こさぬよう、従来以上に市民の基本的人権を守る施策・サービスとして調整・管理するとともに、市民一人一人が人権を尊重しあうことができる地域社会づくりをめざします。

○住民自治・市民参画による福祉のまちづくり


市民のライフサイクル（生涯周期）の変化に伴う日常生活上の不安や困難を生活している地域で解消し、生涯にわたって生きがいに満ちた生活を楽しめる真に豊かな地域社会の実現をめざし、「市民一人一人が人権と福祉のまちづくりボランティア」として主体的にその取組に参加するという市民の交流と連帯、住民自治と市民参画を基本とする地域社会づくりをめざします。

○「公民協働」による福祉のまちづくり

すべての市民が憲法に保障された幸福な日常生活を営む上で必要な基本的施策の整備・拡充と、人間としての尊厳や生きがいが保ち続けられる生活をしていくための社会的な仕組みづくりをそれぞれの地域の実態にあわせて、公民協働で推進していきます。

以上の基本理念のもと、ニーズ調査に基づく6つの基本目標を設定しますが、特に第3期計画の期間に重点的に取り組む課題として、次の3つの重点課題を掲げます。

6つの基本目標における取組のうち、次ページからの重点事業を計画期間中に優先的に取り組む事業とします。重点事業については、事業項目、事業内容ともに第4章で記載している内容を再掲しています。

なお、 は、実施する期間を表し、全ての事業において、平成29年度から実施するものとしています。

第2期までの成果や課題、また策定段階での住民の声等をもとに検討を進め、第3期では第4章に記載の133事業に取り組んでいきます。その中で、特に市民からの切実な声が大きかったもの、本市や社会全体の状況として地域福祉の喫緊の課題となっているもの等を踏まえ、公民が力を結集して優先的に取り組むべき重点課題として以下の3点を設定しました。

(1) 生活困窮者自立支援体制の確立 ●●●●●●●●●●

社会的孤立や就労・経済的な背景から生活困窮に陥る人の早期発見や自立支援、生活困窮者を生まない地域づくりなどに公民協働で取り組みます。

重点事業（基本目標3・5より）

[公の取組]生活困窮に陥る人の早期発見や自立支援

【CSWの配置及び「いきいきネット相談支援センター」の推進】

- ・地域の福祉相談員であるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を、おおむね中学校区に計5名配置します。
- ・CSWが民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会及び福祉サービス事業者など地域の関係団体・機関と連携して支援します。また、CSW定例会等を通じて、生活困窮者自立支援制度相談支援員、地域就労支援センター相談員及び社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）との連携強化に努めます。
- ・地域の福祉課題やニーズを把握・発見し、支援を必要とする人への相談・見守り、必要なサービスへのつなぎ機能を強化し、地域の総合相談支援機関である「いきいきネット相談支援センター」を推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民福祉課、関係各課

【生活困窮及び生活保護相談】

- ・生活に困窮する世帯に対する生活相談について、社会状況の影響を受け、失業・DV・精神障がい・ホームレス・児童虐待・多重債務等相談内容が複雑多様化しており、より一層の適正かつ専門的な相談対応と自立支援を行っていく必要があることから、各関係機関と連携を強化し、組織的な対応を実施します。

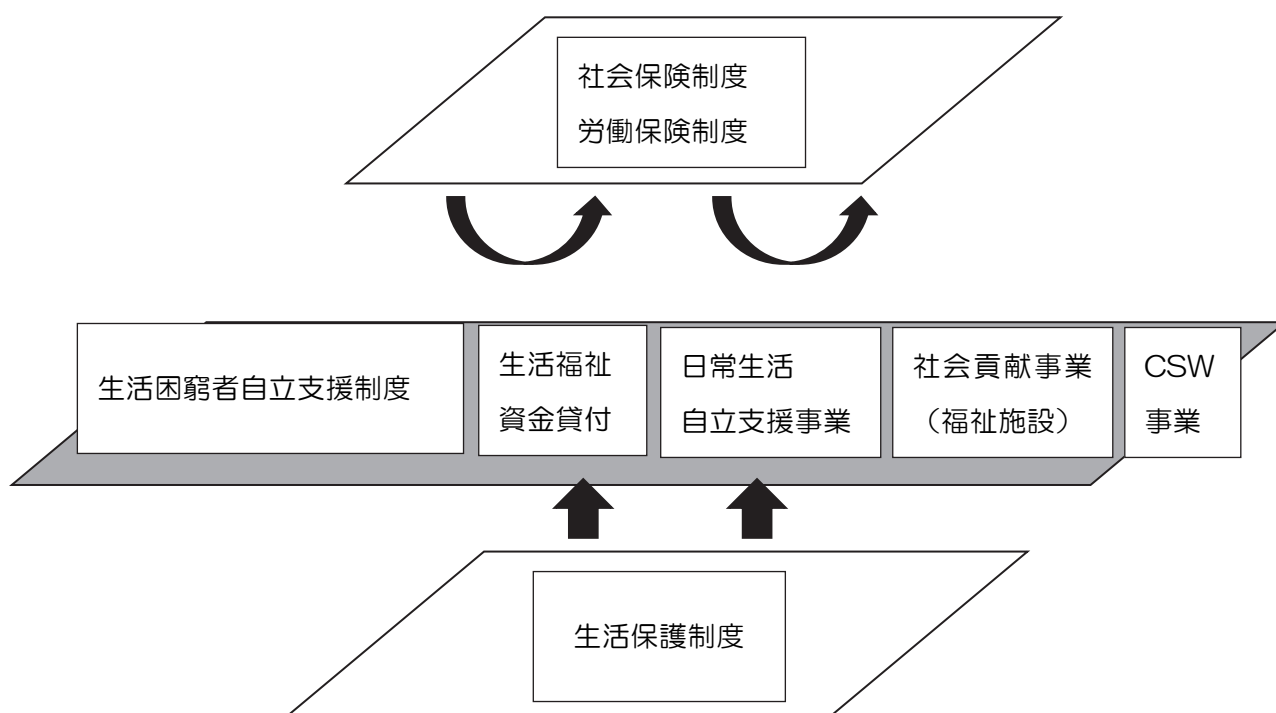
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					生活支援課

【生活困窮者自立支援の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮している場合は、自立相談支援事業において支援員が相談を受けてどのような支援が必要かを考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。 離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人には、住居確保給付金にて就職に向けた活動を条件に家賃の支援を行います。 住居を持たない等の不安定な住居形態の人に、一時生活支援事業にて一定期間、宿泊場所の提供をし、その後の自立支援を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					生活支援課

【民の取組】生活困窮・支援を必要とする人の自立支援

【生活困窮にある人への支援】					
<ul style="list-style-type: none"> 生活困難を抱える人に対し、相談活動や社会貢献事業※の周知啓発や相談員との連携・協力を進めます。 社協において、緊急食糧支援を実施します。 生活困窮にある人への貸し付け相談を実施します。 市の生活困窮者自立支援制度との連携を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、社会福祉施設
【ひとりひとりの個性が輝く居場所づくりの充実】					
<ul style="list-style-type: none"> 「共生型サロンきらきら」「認知症カフェぬくぬく」「ママ会」などの当事者が主体となり、当事者同士や地域住民の誰もが気軽に集える憩いの場づくりをより一層充実させるとともに、地域住民との連携を促進します。 支援する側される側ではなく、参加する誰もが活躍できるような居場所を身近なエリアで開催していきます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、CSW、地域包括支援センター

生活困窮者対策に関する各種制度・事業 (3つのセーフティネット)



生活保護世帯、生活困窮世帯が増加する中、生活保護に至るまでに未然に防ぎ、自立を支援する制度を第3期計画の中に位置づけています。

市が実施する生活困窮者自立支援制度を中心とし、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業、大阪府社協施設部会が実施する社会貢献事業など多様な機関・施策の連携のもとで、セーフティネット（福祉の網の目）を充実させていきます。



(2) 住民主体の地域福祉活動の推進 ●●●●●●●●●●

介護保険制度改正をはじめとする福祉施策において、住民による福祉活動への期待が高まる中、単に公的制度の受け皿ではなく、これまでの地域福祉の蓄積を基盤に、住民の主体的な思いを尊重した地域福祉活動をさらに推進します。

重点事業（基本目標 2・3・5 より）

[公民協働の取組] 地域における福祉活動の推進

【小地域ネットワーク活動事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会に地域福祉のコーディネーター役であるコミュニティワーカー（地域支援担当職員）を配置します。 ・おおむね小学校区を単位として、校区（地区）福祉委員会が実施している見守り・声かけ等の個別援助活動や食事会・サロン等のグループ援助活動を推進し、地域でのネットワークづくりに取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
				→	社会福祉協議会、市民福祉課
【くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係団体・機関と連携・協力し、日常からの見守り、声かけや災害時の安否確認等を行うくらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）を推進します。 ・事業の周知啓発を行い、手上げ方式*や同意方式*により災害時要援護者の把握を進め、日常からの見守りネットワークづくりに努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
				→	市民福祉課、関係各課、社会福祉協議会

【西鳥取校区福祉委員会】

敬老お祝い訪問

- ・自治会と連携し校区内の 80 歳以上の人をお祝いします。
- 校区福祉委員が個別に見守りも兼ねてご家庭を訪ねます。



[公の取組] 高齢者等への支援

【介護予防・日常生活支援総合事業の実施】

- ・要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、これまで予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護等から移行し、要支援者自身の能力を最大限に活かしつつ、住民等が参画するような多様なサービスを、阪南市が総合的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					介護保険課

[民の取組] 住民主体の地域福祉活動の推進

【校区（地区）福祉委員会の拠点確保】

- ・事業の企画立案や連絡調整、相談活動、専門職との協働や協議など、小地域ネットワーク活動展開の要としての拠点の活用を進めます。
- ・拠点の確保については、市や関係機関と協議し、既存の公共施設や、空き家、空き室などの活用も検討します。
- ・現在拠点は6校区（地区）のみのため、全12校区（地区）での活動拠点づくりを進めます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					校区（地区）福祉委員会、社会福祉協議会

【地域包括ケアと地域福祉の一体的推進】

- ・住民や専門職等が連携した地域包括ケアの推進とともに、課題を解決する地域の福祉力を高める地域福祉推進に一体的に取り組みます。
- ・地域包括支援センター運営や介護保険制度改正への対応についても、住民の主体性を最大限に尊重しながら取り組みます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター

【上荘校区福祉委員会】

福祉委員会拠点の有効活用

- ・拠点において、安心ダイヤル登録者宅へ安否確認の電話をいれています。拠点があることでより丁寧な福祉活動や安否確認が可能になり、役員やボランティア同士が福祉の推進のための話し合いを日々行うことができます。



(3) 障がいのある人もない人も共に暮らし合えるまちづくり . . .

障がいやその他の様々な状況により暮らしづらさを抱えた人に対し、地域全体でその障壁を取り除き、共に暮らし合えるまちづくりを進めていきます。

重点事業（基本目標6より）

[公の取組] 福祉意識の向上

【福祉出前授業や体験型講座などの実施】					
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会や校区（地区）福祉委員会、CSW、社会福祉施設等と連携し、小中学校での福祉出前授業や体験型講座を開催するとともに、子どもたちと地域の高齢者等との交流会を実施するなどの福祉教育を推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、介護保険課、健康増進課、学校教育課、生涯学習推進室
【障がいを理由とする差別解消の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に基づいて、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮」を提供するなど、差別をなくすための取組を推進するため、相談体制を整備し、広報、啓発活動を行っていくことにより、市民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できるまちづくりをめざします。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、人権推進課、学校教育課、こども家庭課、関係各課

【民の取組】 共生のまちづくりの推進

【『ふくしを文化に』プロジェクト】

- ・福祉を限られた人だけのものにせず、全市民に関心をもってもらうよう広報PRを充実します。
- ・様々な市民が福祉活動に参加し関われるきっかけをつくります。
- ・多くの人が福祉への意識や関心をもてる学びの機会をつくります。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、各種団体

【地域単位での地域課題・生活課題の学習活動及び共生社会実現への行動】

- ・福祉、まちづくり、人権、防災、消費者問題等、地域における生活課題に対して学習会や研修会を実施し、地域住民が主体的に学習します。
- ・社会教育分野との連携を進め、学習したことが地域社会を変える行動に移せるよう、推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、ボランティアセンター、市民活動センター

【障がいのある人が抱える「悩み」「喜び」にみんなが向き合えるまちづくり】

- ・地域においても障がい者の人格と個性を尊重し、共生できる地域づくりを進めます。
- ・障がい者も担い手として地域活動に参加するよう進めます。
- ・障がい等のあるなしに関係なく、誰もが参加できる機会が平等にある地域を推進していきます。
- ・身近な地域で、障がいを理由とする差別を解消していくための学びの機会をつくります。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、障がい者団体

【舞校区福祉委員会】

買い物支援・困りごとアンケートの実施

・庭の草抜きや外出、買い物、ゴミ出しなどちょっとした困りごとを抱えている人はいないのか？約 110 名のひとり暮らし高齢者の人を主な対象にアンケートを実施しました。地域住民の望んでいることは何かをもう一度分析し、困ったことを支え合える地域づくりを目指して議論を進めています。



第4章

計画の施策展開

基本目標 1

“話し合いのススメ” ～様々な人が話し合う機会・場の充実～

社会福祉サービスを充実させていくうえでの、行政と地域住民の関係について、市民アンケートでは「行政も住民も協力しあい、福祉活動の解決のために、ともに取り組むべきである」の割合が4割以上と最も高くなっていることから、身近にできる助け合い活動など、地域でできることは地域で行い、よりよい地域づくりに参加していくことが重要です。

地域福祉を進めるためには、市民が主役となり、自分たちの地域に何が必要かを考え、公と民が力を合わせて行動する必要があります。

そのためには、すべての市民の声を漏らさず受け止め、ともに話し合う場を大切に計画づくり、施策整備が重要です。また、各校区（地区）の活動内容、方法などを共有することも大切です。

現 状

- 地域福祉推進計画実施計画については、地域福祉推進連絡協議会及び同計画作業委員会を開催し、計画策定や進捗管理に努めている。また、地域福祉推進に関わる情報交換や意見交換を公民協働で行い、公民それぞれの地域福祉関係施策や福祉活動の進捗状況を共有できた。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障がい者基本計画・障がい福祉計画など保健福祉個別計画との連携を図っている。
- 市民アンケート、住民懇談会等の調査活動を通じて、地域の課題についての把握に取り組んだ。
- 各種団体や関係機関・行政等が話し合い、意見交換する場として、サロン活動の場や活動の機会を活用している。
- 市民アンケートでは、行政と地域住民の関係について、行政も住民も協力しあい、福祉活動の解決のためにともに取り組むべきであるとする意見が41.1%であった。

課 題

- 課題別プロジェクトチームの設置について、課題解決を通して生活の困りごとを受け止める体制づくりや取組を継続させていくことが必要である。
- 地域活動や学習・教養活動に参加していない人の割合が、45%となっている。

策定の中からでた声

- ・一団体だけでは限界なので、各団体が力を合わせる意識が必要である。
- ・各団体のお互いの顔の見える関係づくりが必要である。
- ・若い世代も地域活動に入ってほしい。
- ・行政から地域の集まりに出向いてほしい。

○重点事業には **重**、新たに取り組むべき項目には **新** を付けています。

公民協働の取組 様々な人が話し合う機会・場の充実

(1) 計画の推進と進捗管理

【地域福祉推進連絡協議会による計画の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・公民協働で設置している地域福祉推進連絡協議会、同計画作業委員会を通じて計画策定と進捗管理を行います。 ・より活発な意見交換や進捗管理が行えるよう、必要に応じて地域福祉推進連絡協議会、同計画作業委員会のあり方を見直します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
→					市民福祉課、社会福祉協議会

(2) 公民協働による課題解決

【課題別プロジェクトチームの設置】					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に応じて、関係する団体・機関や市役所、市民等で構成するプロジェクトチームを設置し、課題解決の取組を進めます。 					
新 (想定プロジェクトチーム) <ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) ふくしを文化にプロジェクト ○ (仮称) 子どもの居場所対策プロジェクト 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
→					市民福祉課、関係各課、社会福祉協議会

公の取組 様々な人が話し合う機会・場の充実

(1) 各計画の推進と進捗管理

【「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度を安定的かつ健全に運営し、要介護・要支援認定者の生活を支えます。また、介護保険運営協議会において計画の進捗管理を行い、高齢者が要介護（支援）状態とならないよう、介護予防事業の充実を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					介護保険課

【「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のための施策全体に関する「阪南市障がい者基本計画」及び障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを示す「阪南市障がい福祉計画」に基づき、事業等を推進するとともに、障害者施策推進協議会を通じて、計画の進捗管理を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民福祉課
【「子ども・子育て支援事業計画」の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援地域行動計画の理念を継承しつつ少子化対策として、次世代を担う子どもたちの健全育成などを目的とした「阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、主要な事業や個別施策の推進を図るとともに、子ども・子育て会議において進捗管理を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					こども家庭課
【「健康増進計画及び食育推進計画」の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 「阪南市健康増進計画及び食育推進計画」に基づき、様々な事業を保健センターや地域で推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					健康増進課

(2) 公民協働の場づくり・意見交換

【自治基本条例の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の検証や推進について、公募委員を含む「自治基本条例推進委員会」において検討します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民協働まちづくり振興課

【市民と市役所の協働によるまちづくり】					
<ul style="list-style-type: none"> 「市民協働推進委員会」及び「市民協働庁内推進会議」において、「協働」に関する共通認識や相互理解を深めるため、研修等を行い、市民と市役所の協働によるまちづくりを推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民協働まちづくり振興課、関係各課
【市民協働事業提案制度の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動団体と市役所が協働して、課題の解決・改善に向けて取り組むことにより、市民の行政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とした「市民協働事業提案制度」を推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民協働まちづくり振興課、関係各課
【市役所内の市民協働施策推進体制の強化】					
<ul style="list-style-type: none"> 「市民協働庁内推進会議」において、「協働」の学習を深め、市民・市民活動団体と交流しながら、市民協働施策推進体制の強化を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民協働まちづくり振興課

(3) 地域住民組織への支援

【自治会など地域住民組織への活動支援】					
<ul style="list-style-type: none"> 自治会や老人クラブ、婦人会、子ども会など地域住民組織を中心とした活動を支援するため、補助金を交付するとともに、各団体の活動の活性化に向けて支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民協働まちづくり振興課、介護保険課、生涯学習推進室

民の取組 様々な人が話し合う機会・場の充実

(1) 生活課題の把握

【住民による調査活動】					
<ul style="list-style-type: none"> 地域での課題を把握する住民モニター活動や、調査活動を必要に応じて実施します。 特に課題別、対象者別に目的調査を行い、課題解決への取組につなげます。 通常の福祉活動を通じて随時住民の課題把握に努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					校区（地区）福祉委員会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会

(2) 公民協働と市民参画の推進

【市民と行政との対等な協働の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 市民による一方的な要望や、行政の形式上の市民参画ではなく、お互いにメリットがあり、力を補い合える対等な協働（批判的協力関係）を推進します。 活動団体と行政職員との情報交換、意見交換の場づくりを進めます。 市職員の地域福祉活動、NPO・市民活動団体等への参加促進の呼びかけや取組を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、ボランティアセンター、市民活動センター
【行政への施策提案や提言】					
<ul style="list-style-type: none"> 既存の施策やサービスでは解決できない課題を把握し、公民協働での解決策の協議やプロジェクトチームの設置等、必要に応じて新たな施策提案や提言等を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、CSW

(3) 校区(地区)ふくしのまちづくりの推進

【校区(地区)福祉委員会の設置・運営と基盤強化】					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進の要として、身近な生活圏域である12の校区(地区)をベースに、おおむね小学校区ごとに校区(地区)福祉委員会を設置します。 ・各種団体が参画し地域の課題を話し合う役割と、課題に対して福祉活動に取り組む役割を強化するよう研修や運営支援を行います。 ・広報等を通じて一般の人への認知度の向上に努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					校区(地区)福祉委員会
【校区(地区)ふくしのまちづくり計画の策定】					
<ul style="list-style-type: none"> ・校区(地区)福祉委員会を中心に地域の様々な団体・個人が参加して「校区(地区)ふくしのまちづくり計画」を策定し、随時進捗管理を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					校区(地区)福祉委員会

(4) 日常的な話し合いの場(機会)づくり

【住民懇談会の開催】					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を把握し、住民主体で活動を進めていくため、住民懇談会を必要に応じて開催します。 ・幅広い参加が得られるよう、自治会や行政、既存の福祉活動参加者への声掛け等を促進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					校区(地区)福祉委員会、社会福祉協議会

【下荘地区福祉委員会】

美化活動

・自分達の地域は自分たちできれいにしよう!との思いのもと、毎月第2・4土曜日の朝から美化ボランティアの協力をいただき「茶屋川親水公園」と「箱作駅前ロータリー」の草刈りや花植え、除草などの美化活動を実施しています。



基本目標 2

“日常時も災害時にも安心なまち” ～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～

東日本大震災以後、市民の危機管理意識は非常に高まっています。阪南市においても東南海・南海地震や中央構造線断層帯地震、またゲリラ豪雨等の水害や子どもを狙う犯罪など、私たちのくらしは、常に危険と隣り合わせです。

防災訓練へ参加している人ほど、災害時の避難場所の認知度が高いことから、防災訓練の重要性を周知し、多くの地域住民の防災訓練への参加を促していくことが重要です。

また、災害時要援護者の登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）の周知啓発を図っていくことにより、災害時要援護者への支援にもつながっていくことが考えられます。

大規模災害発生時には、公的な援助（公助）には限界があるため、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合い（共助・互助）や隣近所での助け合い（近助）によって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

また、子どもの連れ去り、高齢者等の消費者被害、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待などの犯罪を防ぐためには、高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立しないよう、地域住民や地域の各関係団体、警察・消防等の関係機関との連携による見守り体制や日常から隣近所と声を掛け合える「向こう三軒両隣」といった顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

現 状

- 校区（地区）福祉委員会や自治会、自主防災組織等において、市の出前講座の活用や、先進地や施設への視察研修などを行い、防災意識の向上に努めている。
- 各校区（地区）福祉委員会において、福祉委員やボランティア、自治会長等の参加のもと、要援護者マップづくりを進めており、完成した校区においては、年1回の更新も行っている。
- 自主防災組織や自治会を中心に様々な団体が連携し、各地域で防災訓練が実施されている。
- 自治会やPTA、校区（地区）福祉委員会等の各種団体や個人が協力して、各地域において登下校の声掛け活動を行っている。
- 市民アンケートでは、ふだんの生活の中で困っていることや不安なことについて、災害時など災害・防災に関することが26.3%で上位となっている。

課題

- 災害時要援護者の個別支援計画が進んでおらず、支援者の確保が課題である。
- 防災ボランティア制度登録について、登録の年齢要件や防災知識・技術・資格等を有する者で構成する個人や団体となっており、登録できる人が限られている。
- 近年、消費トラブルの手口が巧妙化・複雑化しており、さらに身近な場所での周知啓発等が必要である。
- 高齢者等への消費者問題の各校区での啓発講座の更なる拡充と、関係機関との連携をさらに深めることが必要である。
- 災害時に援護を必要とする人への必要な支援対策として、市民アンケートでは、「災害時要援護者がどこにいるのか、要介護・障がいの状態の把握（情報共有など）」の割合が約7割となっているが、災害時要援護者の登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）の認知度について、「知っている」の割合が13.6%、「知らない」の割合が85.1%となっている。

策定の中からでた声

- 認知症の親を抱えているが、どこへ逃げたらいいかわからない。
- 登録者を含めた避難訓練が必要である。

公民協働の取組 要援護者を把握し共に助け合える体制づくり

(1) 災害時要援護者の把握

重【くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進】

- 地域の関係団体・機関と連携・協力し、日常からの見守り、声かけや災害時の安否確認等を行うくらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）を推進します。
- 事業の周知啓発を行い、手上げ方式や同意方式により災害時要援護者の把握を進め、日常からの見守りネットワークづくりに努めます。


H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
→					市民福祉課、関係各課、社会福祉協議会

公の取組 要援護者を把握し共に助け合える体制づくり

(1) 災害時要援護者の支援

【災害時要援護者支援プランに基づく要援護者支援について】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市災害時要援護者支援プランに基づき、災害時における安否確認、情報連携を行います。 ・ 社会福祉協議会やC SWと連携し、災害時要援護者の安否確認や継続した支援が実施できるよう、日常から地域各関係団体が連携・協働できる仕組みづくりに取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、危機管理課 市民協働まちづくり振興課、関係各課
【個別支援計画の策定】					
<p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において生命の危険を及ぼす可能性の高い重度の障がい者や要介護者については、社会福祉協議会やC SWと連携し、自治会や福祉サービス事業者など地域の関係団体・機関の協力も得ながら、個々に応じた支援の方法や支援者の確保などの個別支援計画を策定します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、関係各課
【災害時要援護者名簿情報の共有について】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者支援プランに基づき、情報提供に本人同意済みの登録者の情報を自治会・自主防災組織、民生委員児童委員協議会及び校区（地区）福祉委員会など地域の関係団体に提供し、情報の共有化を推進します。 ・ おおむね年1回、提供情報の更新を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課

(2) 災害時に備えた取組

【防災意識の高揚】					
<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等を通じて、市民に対し、災害や防災に対する正しい知識の習得と防災意識の高揚、地域で行われる防災訓練への参加促進などに取り組みます。 ・住宅の耐震対策や家具の転倒防止をはじめ、水や食料等の備蓄など家庭での防災対策の重要性を啓発します。 					
<p> 指定避難所以外にも海拔表示を行い、津波災害に対する警戒と防災意識の向上を図るとともに、防災コミュニティセンター※（阪南まもる館）の周知啓発、防災に関する情報発信に取り組みます。</p>					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					危機管理課、関係各課
【防災訓練の促進・支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる災害に備え、市職員による防災訓練を実施します。 ・自治会及び自主防災組織に対して、出前講座等により防災意識の向上を図り、自主的な防災訓練の実施を促します。 ・社会福祉協議会やCSW等と連携し、自主防災組織や校区（地区）福祉委員会など地域の関係団体・機関の協力も得ながら、要援護者の参加促進や安否確認等も含めた避難訓練が実施できるよう支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					危機管理課、市民福祉課、関係各課
【自主防災組織の設立・育成の支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・連合自治会総会や出前講座等を通じて、被害の軽減につながる自主防災組織の重要性や必要性を周知します。 ・結成マニュアルである「自主防災組織結成の手続き」に沿って、自主防災組織の設立・育成に努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					危機管理課

【災害に備えた民間企業等との協定書締結の推進】

- 必要に応じて、食糧・飲料水等の優先的提供や相互支援協力など災害時に備えた協力依頼を民間企業等へ働きかけ、協力いただける民間企業等と協定書を締結します。
- 浸水の可能性のある区域における垂直避難が可能な津波避難ビルの指定や、災害時におけるストーム用装具の確保に向けて、民間企業等と協議を行います。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					危機管理課、市民福祉課

【福祉避難所の確保】

- 介護を必要とする高齢者や障がい者等が災害時に避難できるよう、民間事業者に協力を求め協定書を締結するなど、福祉避難所の確保に努めます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					危機管理課、市民福祉課、介護保険課

【防災ボランティア制度登録の促進】

- 広報誌や出前講座等を通じて防災ボランティア制度を周知し、登録促進を図ります。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					危機管理課

【災害ボランティアセンターへの協力支援】

- 大規模災害が発生した場合に外部支援を受け入れるため、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの設置マニュアルの作成等を支援し、センターの運営に協力します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、危機管理課

(3) 防犯活動の推進

【地域での交通安全・防犯対策の充実】					
<ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携し、学校等で交通安全教室や講習会を実施するなど、交通安全意識の啓発を図ります。 ・防犯委員会による防犯教室や街頭啓発活動等を通じて、市民の自主防犯意識の高揚を図るなど、公民が一体となって地域の安全に向けた取組を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					生活環境課、学校教育課
【子どもの登下校時の安全見守り体制づくり】					
<ul style="list-style-type: none"> ・通学路における安全確保のため、子どもの安全見守り活動の趣旨について周知し、市民の主体的な参画を推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					学校教育課
【青色防犯パトロール※車による防犯啓発活動】					
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪のない安全・安心なまちづくりの実現のため、市役所が大阪府警察より青色防犯パトロール団体の認定を受け、泉南警察署員による講習会を開催し、市職員による青色防犯パトロール車での防犯啓発活動を実施します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					生活環境課

【福島地区福祉委員会】

登下校の見守り

・小学生の登下校の見守りをしています。

思いやりのあるボランティアさんのサポートにより、子どもたちの笑顔が守られています。また、母親の付き添いで登下校をしていた発達障がいのある児童も、サポートの積み重ねの結果、ひとりで学校に行けるようになりました。子どもだけでなく、その家族も安心できています。



【DV（ドメスティックバイオレンス）防止と支援体制の充実】					
<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止及び被害者支援のため、男女共同参画の社会づくりに向けた講座等を開催するとともに女性総合相談及びDV相談を実施します。 ・DV被害者に対しては、市役所内の連絡体制を整備し、情報の共有化により、ワンストップで支援を行います。 ・適宜、警察や大阪府女性センターなどの関係機関と連携を図り、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					人権推進課、関係各課
【児童・高齢者・障がい者虐待の防止】					
<ul style="list-style-type: none"> ・児童、高齢者、障がい者への虐待防止や早期発見・早期対応を図るため、市民をはじめ、民生委員児童委員協議会、福祉サービス事業者など地域の関係団体・機関と連携し、啓発活動や見守り活動などを推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					こども家庭課、介護保険課、市民福祉課、学校教育課
【消費者相談での支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問販売・電話販売とその契約等に関する苦情や相談に対して、消費生活相談員が相談に応じ問題解決のための助言、情報提供等を行います。 ・消費者トラブル未然防止として、当事者のみならず、周りの人も気づいてもらえるよう、校区（地区）福祉委員会など地域の関係団体・機関と連携し、出前講座やサロン活動などを通じて情報提供や周知啓発を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					商工労働観光課

民の取組 要援護者を把握し共に助け合える体制づくり

（１）災害に備える福祉活動

【住民全体の防犯・防災意識の高揚と防災訓練の実施】					
<ul style="list-style-type: none"> ・市や警察等と連携し、地域での交通安全、防犯意識を高めるための講座開催などを進めます。 ・地域内での防災に関する学習会や研修会等を通じ、住民全体の防災意識の高揚に努めます。 ・地域での防災意識の啓発、災害時にスムーズに動けるような体制強化のため、地域の各種団体が連携して防災訓練を実施します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					自治会、自主防災組織

【災害時要援護者支援体制の構築】

- ・災害時要援護者の安否確認や継続した支援が実施できるよう、日常から地域の各関係団体が連携協働できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・生命の危険を及ぼす可能性の高い重度の障がい者や要介護者について、個々に応じた支援計画の策定や支援者確保への協力を進めます。
- ★e コミュニティプラットフォームを活用し、IT を活用したマップ化をする
とともに、避難訓練を実施します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、CSW、校区（地区）福祉委員会、民生委員児童委員協議会

【災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルづくり】

- ・大規模災害が発生した際には、市と緊密に連携し、被災市民の災害復旧・生活支援をサポートする災害ボランティアセンターを設置します。
- ・マニュアルづくりや日常からの災害ボランティアへの意識啓発等を行います。
- ★e コミュニティプラットフォームシステムを活用し、災害ボランティアセンター運営が効果的に行えるよう取り組みます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、ボランティアセンター

【要援護者避難支援訓練等の実施】

- ・救命・防火の訓練だけでなく、くらしの安心ダイヤル登録者等の要援護者と支援者が参加する「要援護者避難支援訓練」を実施します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、CSW、校区（地区）福祉委員会、民生委員児童委員協議会

【山中溪地区福祉委員会】

防災意識の向上

- ・災害が起こった際に山中溪で危険な場所はどこかを把握するために「まちあるきマッピング」を実施しました。また、自治会と協働した「防災訓練」の実施をし、IT を活用した（e-コミュニティプラットフォーム）普段の見守りや地域づくりを進めています。



(2) 犯罪に強い地域づくり

【子どもたちの登下校見守り支援】					
<ul style="list-style-type: none"> 登下校の見守り活動やスクールサポーター活動、青色防犯パトロール等を通じ、子どもたちをめぐる犯罪が起きないような地域づくりを進めます。 各団体別々のものではなく、市、教育委員会や地域の各種団体が連携をとりあって進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					校区（地区）福祉委員会、 スクールサポーター、各種団体
【スクールサポーター活動】					
<ul style="list-style-type: none"> 学校での子どもをめぐる事件を未然に防止するため、学校・幼稚園等で受付業務を市民が協力して担う「学校安全緊急対策事業（スクールサポーター活動）」を実施します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					スクールサポーター
【高齢者等への消費者問題の啓発】					
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等を犯罪・消費者被害から守るため、地域内で研修会や啓発活動を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					校区（地区）福祉委員会、各種団体

基本目標 3

“つなぐ、つながる” ～困りごとを受け止め支え合う 地域福祉のネットワークづくり～

地域で安心して暮らしていくために、様々なサービス・資源・つながりのある生活が送れるよう、4つの保健福祉圏域（おおむね中学校区）と、その中にある12のおおむね小学校区で福祉活動を実施してきました。

本計画では、さらに市役所、地域の関係団体・機関、ボランティア・NPO・市民活動団体、福祉サービス事業者等の連携を深めることで、身近な生活範囲を基盤にしたネットワークづくりを推進していくことが重要です。

また、地域には、高齢者や障がい者をはじめ、様々な人たちが住んでおり、様々な問題や困りごとを抱えています。

だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要となります。その担い手としてCSWがいますが、このCSWの認知度も低いことから、市内の相談機関や組織の周知啓発を図り、問題を地域で解決できる仕組みづくりが必要であると考えます。

さらに、経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援など、地域や関係課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図っていくことが重要となります。特にサービスを必要とする人が、自ら判断し、適切なサービスを利用できるよう、身近で分かりやすい相談支援体制、情報提供体制の仕組みの強化が大切となります。

現 状

- 地域福祉推進の要として、おおむね小学校区ごとに校区（地区）福祉委員会を設置している。
- CSWによる福祉の総合相談機能を高めるため、民生委員児童委員協議会や校区（地区）福祉委員会との連携を深めている。また、地域の拠点やサロン活動に出向いて課題をとらえることができるよう、地域関係者とのつながりづくりや相談体制づくり、周知啓発を進めている。
- 必要に応じて、校区（地区）福祉委員会や民生委員児童委員やCSW、社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）が地域の中で暮らす人の個別の課題に対応できるよう会議の開催などを行っている。

課題

- ・認知症SOSネットワークの円滑な連絡体制を行うことが課題である。
- ・社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）は、地域担当制をとっており、CSWとの連携を図っているが、一人で複数の圏域を担当するなど、人員体制の強化が必要である。
- ・CSWやケアマネジャー等の保健福祉専門職や市民病院医療ソーシャルワーカー等の医療専門職など各専門職間の連携強化にあたっては、個別ケース毎での各専門職間での連携は図っているが、全体での仕組みづくりが、今後の課題である。
- ・市民アンケートでは、CSWを知らない割合が82.5%となっており、CSWを含めて身近な地域の相談員・窓口の周知を図っていくことが必要である。
- ・市民アンケートでは、生活に困ったことがある人の割合が全体で2割、年齢別で見ると、30歳代、40歳代では「ある」の割合が約3割と高い。また、生活に困った原因について、「経済的問題」の割合が6割半ばと最も高い。
- ・生活困窮時に必要な支援として、就労などの相談支援や生活保護制度、子どもに対する学習支援の意見が多くなっている。

策定の中からでた声

- ・見守りなどで福祉事業所と地域活動者がもっとつながれたらいいと思う。
- ・ささいな困りごとを受け止めるため、拠点が大事である。
- ・地域に外国人の親やシングルマザー等の支援が必要な家庭が増え、気になっている。

公民協働の取組 困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり

(1) 校区（地区）福祉活動の推進

重【小地域ネットワーク活動事業の推進】

- ・社会福祉協議会に地域福祉のコーディネーター役であるコミュニティワーカー（地域支援担当職員）を配置します。
- ・おおむね小学校区を単位として、校区（地区）福祉委員会が実施している見守り・声かけ等の個別援助活動や食事会・サロン等のグループ援助活動を推進し、地域でのネットワークづくりに取り組みます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
					社会福祉協議会、市民福祉課

【尾崎地区福祉委員会】

一人暮らし高齢者食事会

・一人暮らしの高齢者が外に出ていきかけになっています。

ボランティアさん手作りの食事をみんなで楽しみ、食後は、ゲストを呼んだりして催し物をしています。食事を通して交流し、参加者全員で楽しめるにぎやかな時間になっています。



(2) 地域の福祉相談の推進

【CSWの資質向上及び周知啓発】

- ・CSW定例会を開催し、CSWそれぞれの取組や課題等の情報交換、先進事例等の紹介など情報の共有化を図ります。
- ・社会福祉協議会が基幹的役割を担い、地域の各種団体との連携を促進します。
- ・市民の認知度を高めるため、広報誌等を活用し、CSWの役割や活動内容等を周知します。



H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
					市民福祉課、関係各課、社会福祉協議会

(3) 権利擁護の促進

【日常生活自立支援事業の実施及び周知啓発】

- ・判断能力が十分でない人の福祉サービス利用援助や金銭管理等を行い、自立した生活を送ることができるよう支援します。
- ・事業の周知啓発に努め、対象者を把握し、適切な利用促進を図ります。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
					社会福祉協議会、市民福祉課、介護保険課

公の取組 困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり

(1) 地域での相談支援

重【CSWの配置及び「いきいきネット相談支援センター」の推進】

- 地域の福祉相談員であるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を、おおむね中学校区に計5名配置します。
- CSWが民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会及び福祉サービス事業者など地域の関係団体・機関と連携して支援します。また、CSW定例会等を通じて、生活困窮者自立支援制度相談支援員、地域就労支援センター相談員及び社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）との連携強化に努めます。
- 地域の福祉課題やニーズを把握・発見し、支援を必要とする人への相談・見守り、必要なサービスへのつなぎ機能を強化し、地域の総合相談支援機関である「いきいきネット相談支援センター」を推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、関係各課

【民生委員児童委員活動への支援】

- 地域の身近な相談員である民生委員児童委員及び主任児童委員の役割や活動内容等について、市民の理解を深めるため、広報誌の活用など周知に努めます。
- 保健福祉に関する情報提供や研修等を行い、活動を支援します。


H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					生活支援課

【民生委員児童委員による相談支援活動】

- 要援護者が地域において、日常生活を営むことができるように相談に応じ、自立支援を行います。
- 地域の子育て支援活動や部会活動として、各種保健福祉施策に積極的に協力し、地域福祉を推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					生活支援課

(2) 高齢者等への支援

【地域包括支援センター事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 次のような地域包括支援センターの役割や機能が、市民に広く周知されるよう事業を推進します。 ①高齢者の総合相談支援事業 ②権利擁護事業（成年後見や権利擁護、高齢者虐待） ③包括的・継続的ケアマネジメント業務（ケアマネジャー支援や医療機関、関係機関のネットワークづくり） ④介護予防ケアマネジメント支援事業（介護予防事業及び要支援1・2の人のケアプラン作成） 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					介護保険課
【地域包括ケア会議の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター、社会福祉協議会及びCSW等と連携し、地域の福祉活動者と医療機関、市役所、福祉サービス事業者等が参画する「地域包括ケア会議」を全ての保健福祉圏域内で開催できるよう取り組みます。 会議では情報交換や支援困難事例等の検討を通して、各関係団体・機関の役割の認識や共通の課題解決に取り組み、既存ネットワークの連携強化や新たな支援体制の構築に努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					介護保険課、市民福祉課、関係各課
【認知症SOSネットワークの構築】					
<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所等と連携し、認知症による行方不明者を早期に発見するネットワークづくりを基本に、認知症地域支援推進員及び近隣市町、大阪府、和歌山市、泉州南広域消防本部と連携して広域に発見できる仕組みを構築します。 					
<ul style="list-style-type: none">  発見のための事前登録、協力機関の登録やメール配信などの情報発信方法の拡充等に取り組みます。 QRコード※シールの配布等、見守りツールの拡充を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					介護保険課

【介護相談員の派遣】					
<ul style="list-style-type: none"> 介護相談員を市内介護サービス提供施設・事業所に派遣し、利用者の相談に応じることで介護サービスの質の向上を図ります。また、介護相談員の増員や質の向上を図るための研修を継続して実施します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
				→	介護保険課
重 【介護予防・日常生活支援総合事業の実施】					
<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、これまで予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護等から移行し、要支援者自身の能力を最大限に活かしつつ、住民等が参画するような多様なサービスを、阪南市が総合的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
				→	介護保険課



(3) 各種相談事業の実施

【人権相談・女性総合相談・DV相談】					
<ul style="list-style-type: none"> 相談者が主体的に判断して課題を解決することができるように、助言、情報提供等の支援を行うことにより、迅速かつ適切な人権保護、救済を図るとともに、人権相談等の周知啓発に努めます。 DV防止のため、男女共同参画の社会づくりに向けた講座等を開催するとともに女性総合相談窓口の設置及びDV相談を実施します。また、DV被害者に対しては、市役所内の連絡体制を整備し、情報を共有化することにより、ワンストップで支援を行います。また、適宜、警察や大阪府女性センターなどの関係機関とも連携を図り、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
				→	人権推進課
【児童相談・母子（父子）家庭寡婦生活相談】					
<ul style="list-style-type: none"> 育児や家庭の悩み等の児童に関する相談に応じます。 離婚前後の相談、母子・父子・寡婦家庭の相談に応じます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
				→	こども家庭課

【教育相談・奨学金等進路相談】					
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育に関する疑問や不安を受けとめ、適切な助言を行うことでそれらを解消します。家庭と学校が協力して子どもを育てていくことに努めます。 奨学金相談に応じます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					学校教育課
【若年者のためのしごとの出張相談・地域就労支援相談・就労・生活相談】					
<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者等（中高年者・障がい者など）の雇用・就労を支援するため、地域就労コーディネーターが相談者に応じます。社会情勢の変化により、多様化複雑化する就労阻害要因の解決に向けて、各関係機関と連携し雇用・就労につなげます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					商工労働観光課
【健康に関する相談、教育、訪問指導】					
<ul style="list-style-type: none"> 健康について何らかの問題を持った人に対し、相談に応じます。また、校区（地区）福祉委員会等の要望に応じて、生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図ります。 住民の要望に応じて、地区担当の保健師や管理栄養士、理学療法士が訪問し、育児や健康に関する相談に応じます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					健康増進課
【障がい者への相談支援事業の充実、地域活動支援センター事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、自立支援協議会を中核とした相談支援体制のネットワークの構築を図ります。 障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るとともに、障がいのある人が自立した日常生活を営めるよう地域活動支援センター事業を推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民福祉課

(4) 生活困窮者への支援

重【生活困窮及び生活保護相談】

・生活に困窮する世帯に対する生活相談について、社会状況の影響を受け、失業・DV・精神障がい・ホームレス・児童虐待・多重債務等相談内容が複雑多様化しており、より一層の適正かつ専門的な相談対応と自立支援を行っていく必要があることから、各関係機関と連携を強化し、組織的な対応を実施します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					生活支援課

重【生活困窮者自立支援の推進】

・生活に困窮している場合は、自立相談支援事業において支援員が相談を受けてどのような支援が必要かを考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

・離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人には、住居確保給付金にて就職に向けた活動を条件に家賃の支援を行います。

・住居を持たない等の不安定な住居形態の人に、一時生活支援事業にて一定期間、宿泊場所の提供をし、その後の自立支援を行います。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					生活支援課

(5) 子ども・子育て支援

【すこやかネット（地域教育協議会）との連携】

・保育所、幼稚園、小・中学校の子どもたち、PTA、各種地域団体で構成している「すこやかネット（地域教育協議会）」と連携し、子どもの成長の見守り、子育て支援、福祉教育などを推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					学校教育課

【子育て支援家庭訪問事業】

・小学校就学前で幼稚園、保育所に通園・通所していない児童のいる家庭、または保護者から相談のあった家庭等を対象に、子育て支援訪問員が定期的に訪問し支援します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					こども家庭課

【こんにちは赤ちゃん事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんのいる全家庭を対象に、生後4か月ごろまでに訪問し、育児相談を受けたり、地域の子育て支援情報を届けます。訪問員は、原則として第1子は保健センター保健師が、第2子以降は保育士等が訪問します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					こども家庭課
【ファミリー・サポート・センター事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 育児のサポートを受けたい人（利用会員）とサポートを行いたい人（提供会員）を会員登録してもらい、ペアリングすることで子育てを支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					こども家庭課

(6) 権利擁護の促進

【成年後見制度の周知及び利用促進】					
<ul style="list-style-type: none"> 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護を目的として、特定の状況下で市長が成年後見の申し立てを行う成年後見制度を周知します。 状況に応じた経済支援、相談支援等の体制を整え、成年後見制度の利用支援を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					介護保険課、市民福祉課

(7) 情報提供体制の構築

【職員出前講座の充実】					
<ul style="list-style-type: none"> 市民の学習機会や団体・サークルの活動等を推進するために実施している出前講座をさらに活用してもらえよう、周知啓発に努めます。 保健・医療、福祉、教育など様々な分野で提供しているサービスを市民が総合的に活用できるように関係各課と協力し、メニューや講座の充実を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					生涯学習推進室

(8) 自殺予防の推進

【自殺予防の啓発活動】					
<ul style="list-style-type: none"> ・9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間における「街頭啓発キャンペーン」、「広報誌への啓発記事掲載」、「公用車に啓発マグネット貼付」の実施により、相談窓口の情報提供を行い、自殺予防につなげます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					健康増進課、関係各課

民の取組 困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり

(1) 地域福祉推進の仕組みづくり

【小学校区での多様なネットワークづくり】					
<p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスの代替えではなく、住民が主役になった地域福祉ネットワークづくりを進めます。 ・地域内でも様々な団体や機関が連携できるよう、校区（地区）福祉委員会を核にネットワークづくりを進めます。 ・社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）やCSWが必要な運営支援や連絡調整を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					校区（地区）福祉委員会、社会福祉協議会、CSW
【企業・中小事業者の社会貢献活動の促進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・行政や商工会等と連携し、企業等と地域の関係団体等との情報の共有化や啓発機会の充実を図り、企業等の社会貢献の機運を高め、社会貢献活動や地域活動への参加促進に向けた取組を検討します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					社会福祉協議会、商工会
【社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）の機能強化】					
<ul style="list-style-type: none"> ・社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）が地域支援の専門性を活かした組織化、運営支援、連絡調整などを行います。 ・研修等での資質向上に努めるとともに、十分な機能を果たせるため、保健福祉圏域ごとに1名配置できるよう、適正な人員配置の働きかけも継続します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					社会福祉協議会

【CSWと社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）の連携】					
<ul style="list-style-type: none"> ・社協が核となり、個別支援と地域支援を一体的に進めます。 ・CSWと社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）が日常的に連携を進めます。 ・定例の社協CSW連絡会の開催など、両者の連携を深めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、CSW
【全世代型地域包括ケアの推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に限らず、子ども、障がい者も含め、全世代型地域包括ケアを推進します。 ・市域、福祉圏域（中学校区）、小学校区と各段階において住民活動者や専門機関・行政等とのネットワーク構築や新たな資源開発等を進める地域ケアシステムの構築、発展に向けて、行政への協力、支援に取り組みます。 ・CSWやケアマネジャー等の保健福祉専門職や市民病院医療ソーシャルワーカー等の医療専門職など、各専門職間の連携強化を進め、総合的な相談支援体制やサービス提供ができるよう、取り組みます。 ・郵便局、電気・水道・ガス事業者をはじめ、新聞・牛乳配達業者、生活協同組合、福祉サービス事業者などと連携し、要援護者の早期発見や見守り体制の構築に公民協働で取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、CSW、 地域包括支援センター、 生活支援コーディネーター

(2) 地域包括ケアの推進

【認知症SOSネットワークへの協力】					
<ul style="list-style-type: none"> ・市が進める認知症SOSネットワークに福祉活動者や福祉サービス事業者等が積極的に参加・協力します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					地域包括支援センター、福祉サービス事業者、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会



【生活支援介護予防サービス協議体運営事業】

- ・ 阪南市が実施する「阪南市生活・介護予防サービス協議体」の円滑な運営を行います。
- ・ 高齢者の日常生活の支援及び介護予防に関わる体制整備を促進するため、生活支援コーディネーターを配置し、関係機関等と連携し「資源開発」「ニーズと取組のマッチング」「ネットワーク構築」等の業務を実施していきます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					生活支援コーディネーター、 社会福祉協議会

【社会福祉施設と地域との連携促進】

- ・ 社会福祉法人の公益的役割が求められる中、社協が核となり、社会福祉施設と地域活動との連携を推進し、地域の貴重な社会資源※としての役割の促進につなげます。
- ・ 施設の場の地域開放、利用者の地域活動への参加促進、専門性をもった職員の地域活動への協力を推進します。
- ・ 社会福祉施設の専門性を活かし、地域課題に対して結束して取り組むため、「社会福祉法人施設連絡会※」を開催します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、社会福祉法人



【地域包括ケアと地域福祉の一体的推進】

- ・ 住民や専門職等が連携した地域包括ケアの推進とともに、課題を解決する地域の福祉力を高める地域福祉推進に一体的に取り組みます。
- ・ 地域包括支援センター運営や介護保険制度改正への対応についても、住民の主体性を最大限に尊重しながら取り組みます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、地域包括支援センター、 生活支援コーディネーター

認知症カフェぬくぬく

- ・ 認知症または障がいのある人たちが楽しく集うことができ、わかり合える人と出会う場となっています。また、地域の人たちにとって住民同士の交流や認知症への理解を深める場所にもなっています。



(3) 制度の狭間など支援が必要な人を支えるネットワークづくり

【身近な場所での困りごとの把握】					
<ul style="list-style-type: none"> ・CSW等の専門職と住民が協働し校区(地区)福祉委員会拠点での定例相談、サロンや喫茶等の活動中など、身近な場所での相談活動を展開します。 ・活動者や専門職が相談の受け手としての質の向上に努めます。 ・日常の福祉活動などを通じて、課題の把握に努めます。 ・小地域ネットワーク事業など普段の福祉活動参加者の生活上の困りごとにも耳を傾けるとともに、ご近所づきあいなど身近な関わりの中からニーズをキャッチします。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					CSW、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、民生委員児童委員協議会、校区(地区)福祉委員会
【相談窓口の周知啓発】					
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページなどの媒体に加え、地域でのサロン活動や活動者からの口コミを通じて各種相談窓口の周知徹底を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、校区(地区)福祉委員会
【必要とする人に合わせたきめ細やかな情報提供】					
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や加齢・認知症等で十分な理解が出来ない人など、その人に応じた情報提供の支援方策等を地域の関係団体、機関と連携し、公民協働で協議検討します。 ・くらしの安心ダイヤルやサロン活動等、既存の福祉活動を通して必要とされる情報提供を行います。 ・広報紙やホームページ、ブログ等の情報発信媒体を通じ、地域の活動情報や相談窓口、福祉サービス等、必要な情報提供を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					CSW、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、校区(地区)福祉委員会
重 【生活困窮にある人への支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困難を抱える人に対し、相談活動や社会貢献事業の周知啓発や相談員との連携・協力を進めます。 ・社協において、緊急食糧支援を実施します。 ・生活困窮にある人への貸し付け相談を実施します。 ・市の生活困窮者自立支援制度との連携を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、社会福祉施設

基本目標 4

“みんなが担い手に” ～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

阪南市においては、「阪南市総合計画（平成24年度～33年度）」「阪南市自治基本条例」により、市民参画・公民協働によるまちづくりを推進しています。

また、地域の活動においても、おおむね小学校区ごとの校区（地区）福祉委員会活動やNPO・市民活動団体等の活動が活発に行われ、これまでの福祉的課題に取り組んできた実績を大切にしながら、教育、環境、防災、防犯、生涯学習、人権などの様々な問題を、地域における生活課題として共有し、課題の解決に取り組んでいます。

地域活動を行っていくためには、今ある活動団体に対する支援を行っていくとともに、地域内における新たな担い手の発掘と育成が重要となります。

地域には、何らかのきっかけがあれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も多いことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成していくことが重要となります。

また、地域活動や学習・教養活動への参加条件については、「きっかけさえあれば」や「自宅の近くでできることがあれば」の割合が高くなっていることから、参加する機会があれば、参加したいと考えている人がいることがうかがえます。

現 状

- 地域活動者の人材育成にあたっては、身近な地域での活動参加のきっかけづくりや、関心のある活動メニューを限定してボランティアを募集する等、新しい活動者が気軽に参加できるような活動づくり、組織づくりを進めている。
- ボランティアセンターの機能として、コーディネートやグループ活動支援、担い手育成などの強化を図っている。
- 社会福祉協議会を中心に、教育委員会や市民活動センターと連携しながらボランティア講座等を実施している。
- 地縁型組織とテーマ型組織の情報交換や交流の場として「ボランティア・市民活動交流サロン」、「ボランティア・市民活動フェスティバル」を実施している。

課 題

- 短時間勤務の増加などの雇用の流動化や、定年後の再雇用制度の定着などのライフスタイルの変化により、担い手が高齢化している。
- 市民アンケートでは、地域活動や学習・教養活動への参加条件については、「きっかけさえあれば」や「自宅の近くでできることがあれば」の割合が高い。

策定の中からでた声

- 支える側、支えられる側の一方的な関係ではなく、活動参加者も役割を担うなど、双方向の関係が大事
- ボランティア、有償、介護サービス、それぞれをつなぐ仕組みが必要である。
- 身近な地域で中心になれる人を増やしていく必要がある。
- 若い世代や、特に60代の定年退職した人等に参加してもらいたい。

公民協働の取組 地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり

(1) 買い物支援の推進

【買い物支援推進事業の実施】

- 高齢や障がいなどにより、買い物をすることが困難になっている人が買い物しやすくなるよう取り組みます。
- 買い物支援兼ボランティアコーディネーターを配置し、校区（地区）福祉委員会や多様な団体機関と連携し、買い物支援のための地域福祉活動を推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
					社会福祉協議会、市民福祉課、関係各課

【波太校区福祉委員会】

買い物支援

・生協と連携し週1回移動販売車が石田団地にきます。

自分でほしいものが選べて買いたいものが買えるのでたくさんの方が利用しています。

また、ホッとサロンはたの開催日時にあわせて移動販売を導入したことにより、より一層みんなが集いやすくなりました。



(2) 新たな担い手づくり

【ボランティア講座等の開催】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーターを中心に、ボランティアの入門講座やテーマ別講座の開催、体験プログラムなどを行うことにより、ボランティア・市民活動の担い手づくり、きっかけづくりに取り組みます。 ・広報誌やホームページ等を活用し周知啓発に努め、ボランティアの拡充に取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
					社会福祉協議会、市民福祉課、
					市民協働まちづくり振興課、関係各課

公の取組 地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり

(1) 担い手の養成

【各種養成講座等の開催】					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する各種養成講座等を開催し、人材育成を図ります。 ・そこで得た知識、能力を地域での活動につなげる活動の場づくりに努めます。 <p>(各種養成講座等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話奉仕員・点訳奉仕員養成講座（市民福祉課） ○ファミリー・サポート・センター協力員養成講座（こども家庭課） ○キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、キャラバン・メイトスキルアップ研修、健口（けんこう）づくり隊養成講座（介護保険課） ○はつらつヘルスアップ講座（食生活改善推進員養成講座）、ゲートキーパー養成講座（健康増進課） ○100人のカルチャー（生涯学習推進室） 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、こども家庭課、介護保険課、
					健康増進課、生涯学習推進室
【市民後見人の養成と活動支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用二ーズの増加に対応するため、地域の権利擁護の担い手となる市民後見人を養成します。 ・市民後見人の円滑な活動のために、相談や研修などの支援を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					介護保険課、市民福祉課

(2) 担い手づくり

【市民活動センターによるボランティア・NPO等への支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「市民活動センター」と連携し、講座の開催やコーディネーターの養成など、市民活動に関する「情報発信」・「交流」・「コーディネート」の場づくりに取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民協働まちづくり振興課
【ボランティアセンターへの支援及び市民活動センターとの連携促進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会に設置している買い物支援兼ボランティアコーディネーターによるボランティアの担い手の拡大等、ボランティアセンター事業の運営を支援します。 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体とNPO等が情報交換・交流が図れるよう、ボランティアセンターと市民活動センターとの連携促進を支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、市民協働まちづくり振興課
【様々な世代や男性が参加できる地域福祉活動の場づくり】					
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や市民活動センター等と連携し、退職者世代から若い世代までの様々な世代、また男性が参加しやすいようなサロン活動やイベントのお手伝い、要援護者や子ども等の見守り活動への参加など、ちょっとしたボランティアの場づくりなどを検討します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、市民協働まちづくり振興課、関係各課
【校区（地区）福祉委員会等の地縁型組織とNPO等のテーマ型組織の連携への支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や市民活動センター等と連携し、「ボランティア・市民活動フェスティバル」や「ボランティア・市民活動交流サロン」の開催など、校区（地区）福祉委員会等の地縁型組織とNPO等のテーマ型組織が交流・連携できる場づくりを支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、市民協働まちづくり振興課、関係各課

【コミュニティビジネスなどの仕組みづくり】					
<ul style="list-style-type: none"> 生活上の困りごとや移動困難などの課題解決に向け、社会福祉協議会等と連携し、地域の福祉活動の有償化も含めたコミュニティビジネス（地域の生活課題をビジネス的な手法によって解決していく事業活動）などの視点を取り入れた新たな仕組みづくりを公民協働で検討します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、市民協働まちづくり振興課、 商工労働観光課、関係各課

(3) 当事者団体への支援

【当事者団体への育成・支援】					
<ul style="list-style-type: none"> 自主活動を支援するため当事者団体（障がい者（児）団体連絡協議会など）へ補助金を交付します。 社会福祉協議会やCSWと連携し、様々な形態による当事者団体の組織化、育成に努めます。 地域住民との交流や相談活動などが展開できるよう必要な支援を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、関係各課

(4) 移動支援の促進

【福祉有償運送事業への参入促進】					
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がいのある人等が気軽に社会参加でき、様々な交流を深めることができるよう、社会福祉法人やNPO等に福祉有償運送事業への参入を促進し、地域の交通手段の充実を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、関係各課

民の取組 地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり

(1) ボランティア・市民活動センターの強化

【ボランティアセンター運営の充実】					
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援兼ボランティアコーディネーターが担い手の拡大やボランティアセンター事業の運営をおこないます。 ・コーディネート、グループ化やグループ運営支援、担い手養成の講座やプログラム等を充実させます。 ・校区（地区）福祉委員会などの地縁型団体やNPO市民活動団体など幅広い団体のパイプ役としての役割を發揮します。 ・これらのセンター機能を發揮するための拠点確保・充実に取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					ボランティアセンター
【市民活動センター運営の充実】					
<ul style="list-style-type: none"> ・市民による市民活動拠点の運営と各種事業の開催、活動団体同士の交流会等の開催を通じて、市民活動センター運営の充実を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					市民活動センター

【社協事業】

ボランティア★ひろば

・ボランティアさん、ボランティアを求めている施設職員等、様々な人が集う場所。ボランティア活動のマッチングや、ボランティア活動情報の紹介などを行っています。



(2) ボランティア・市民活動の担い手づくり

【地域活動者（リーダー）の人材育成】					
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域での活動参加のきっかけづくりを行います。 ・民主的な運営で地域の活動や組織をまとめ牽引できるリーダー育成を進めます。 ・くらしの SOS をより身近な段階でキャッチできるよう、校区福祉委員や民生児童委員等の活動者に対し、必要な研修等を実施します。 ・社協セミナー等、地域課題を知る学習の場を充実します。 ・公民館等の社会教育活動とも連携し、地域活動者の人材育成を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					ボランティアセンター、社会福祉協議会、 各種団体



(3) 多様な担い手の拡充

【小地域ネットワークへ障がい者等の参加・協働促進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や閉じこもりの人等のサロン等の地域活動への参加や担い手としての参画を促進し、社会参加・協働を促進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					校区（地区）福祉委員会、障がい者団体
【新たな担い手づくり】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ささいな生活の困りごとなどに対応する有償たすけあい活動（仮）の充実・拡大をはかります。 ・若者、高齢者、障がい者等の特技を活かした活躍の場や機会を設け、新たな担い手の拡大を進めます。 ・コミュニティビジネス※などの新たな手法や新たな担い手づくりへの取り組みを検討します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					ボランティアセンター、生活支援コーディネーター、市民活動センター



基本目標 5

“出会う・過ごす・活躍する” ～より身近な多機能型の居場所づくり～

地域福祉を進めていく上で、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になることから、あいさつや声かけなどからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めて行くことが重要です。

地域においては、各種団体が連携を図り、世代間交流など、様々な活動が行われており、地域活動への関心は高まっていますが、近所づきあいの希薄化などにより地域のコミュニケーションの取り方がうまくいっていないという声も上がっており、人と人とのつながりが持てるコミュニケーションの機会・場づくりが重要です。

現 状

- 身近な居場所であるまちなかサロン・まちなかカフェの開催が拡大している。
- つどいの広場事業については、少子化の進行や3歳児保育の拡充にも関わらず、子育て世帯の需要が大きく、利用者が一定している。
- 市民アンケートでは、近所とのつきあいの程度について、約4割の人が「ほとんどつきあいがなし」と回答している。

課 題

- 公共施設の利用しやすい運営形態や有効活用、適切な官民の役割分担等について、地域住民の意向を確認しながら、協議・検討が必要である。
- 小地域ネットワーク活動展開の要として、全校区（地区）で校区（地区）福祉委員会の拠点設置が必要である。
- 公共施設や空き家・空き室等の有効活用を拡充するため、民間助成金の活用や、市の積極的な支援・施策整備などが必要である。

策定の中からでた声

- まちなかサロン・カフェに多様な催しを取り入れたい。
- 地域福祉の中で子ども向けの取組が少ない。
- 高齢者から子どもも一緒に交流できる居場所にしたい。
- 相談機能、介護予防の拠点が必要である。

公民協働の取組 より身近な多機能型の居場所づくり

(1) 身近な居場所づくり

【まちなかサロン・まちなかカフェ推進への支援】

- 身近な地域で誰もが集い交流できる「まちなかサロン・まちなかカフェ」を推進します。
- 歩いていける居場所を増やすため、小学校区内のより小さな範囲（自治会単位等）での開催を推進します。
- 活動の実施には、圏域の設定、特定の課題を抱える人向けなどの対象の設定、個人や事業者等の担い手の拡大など、課題や地域性に合わせてさらに多様な居場所づくりを推進します。
- 担い手同士の横のつながりをつくる「まちなかサロンカフェネットワーク連絡会」を推進します。
- サロン活動等へ市職員の参加を促し、市民との意見交換や情報提供、相談等を通じて、地域の課題解決や施策への反映などを図ります。

新

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
					社会福祉協議会、市民福祉課、関係各課

【地域交流館の運営】

- 地域交流館を拠点として、市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動及び生涯学習の活動の場を提供し、これらの活動が相互に連携を図ることにより、それぞれの場が有する機能を効果的に発揮し、市民参画による協働のまちづくりを推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
					市民協働まちづくり振興課、関係各課 社会福祉協議会

【東鳥取校区福祉委員会】

歌う交流センター

・カラオケを通して交流を深め地域の輪が広がるきっかけになっています。

まちなかサロン・カフェにはどうしても参加しにくいという男性も、気兼ねなく参加されており、人と交流することや口を動かすことはまさしく介護予防にもつながっています。



【箱作地区福祉委員会】

まちなか(小地域別)福祉活動

・移動しづらい地域性を考慮し、校区内のより小さな地域(自治会単位)での福祉活動を進めています。カフェや食事会などを小地域で開催し、歩いて行ける身近な場所でのきめ細かい活動を大切にしています。



公の取組 より身近な多機能型の居場所づくり

(1) 地域福祉活動の拠点づくり

【公共施設の有効活用】

・住民センター等の地域の公共施設を一層活用できるよう、利用しやすい運営形態と有効活用に取り組みます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					商工労働観光課、こども家庭課、 学校教育課、生涯学習推進室、関係各課
→					

【空き家など既存施設の有効活用】

・空き家や社会福祉施設、集合住宅の一角(共有部分)等既存施設を地域福祉活動の場として活用できるよう、関係者の理解と協力を求めるなどの支援に努めます。

新 空き家を地域の交流の場であるカフェやサロンなどの居場所等、地域活動の拠点として活用するための費用を支援する取組の構築を目指します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、関係各課
→					

(2) 子どもの居場所づくり

【地域子育て支援センターによる支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や子どものふれあいの場として、地域子育て支援センターを開設しています。 ・子どもの遊び場の提供、育児不安等に関する相談指導、子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供、電話相談など子育て家庭に対する支援を行います。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					こども家庭課
【子育て総合支援センター事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て支援の拠点として、子育て総合支援センターを開設し、子育て支援事業の推進や地域の団体・サークルの活動を支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					こども家庭課
【つどいの広場事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・親子が気軽に集い、交流できる場を提供するため、つどいの広場事業を推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					こども家庭課
【留守家庭児童会事業の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活指導の場を提供するなど、児童の健全育成を図る場づくりに努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					生涯学習推進室

(3) 福祉サービス事業者との連携促進

【社会福祉施設と地域住民等との交流の促進】					
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等が持っている豊富な人材や専門的な知識を地域での研修等に活用したり、地域住民との交流の場、体験学習の場、災害時における避難場所として社会福祉施設を開放するなど、社会福祉施設と地域住民等が互いに理解を深め、支え合える関係づくりとなるよう、公民協働で取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、介護保険課、こども家庭課、関係各課
【就労支援事業所における居場所づくり】					
<ul style="list-style-type: none"> 地域の人々が気軽に集え、情報交換や交流ができる就労支援事業所のカフェ活動を啓発します。 CSWや地域の関係団体・機関と連携して、就労支援事業所における居場所づくりを支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課
【福祉サービスの新規参入】					
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のグループホームや高齢者の地域密着型サービス等の基盤整備に取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、介護保険課
【福祉サービスの質の向上】					
<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス提供事業者がサービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供できるよう、また利用者が適切にサービスを選択できるように、自己評価と第三者評価の実施について、周知啓発します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、介護保険課

【障がい福祉サービス事業者連絡会の開催】

- ・障がい福祉サービス事業者に対して定期的に研修、情報交換等を行い、サービス事業者のスキルアップと適切なサービス提供ができるよう取り組みます。
- ・現場に携わる事業者の声から、福祉ニーズを把握し、障がい福祉サービスのさらなる充実に努めます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民福祉課

【居宅介護支援事業者、介護サービス事業者連絡会の開催】

- ・介護保険サービス利用者が適切な介護サービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者に対し情報提供や連絡等を行います。
- ・研修会や連絡会を通じてケアマネジャーや介護サービス事業者のスキルアップを支援し、介護保険の適切なサービス利用を推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					介護保険課

【社協事業】

共生型サロンきらきら

・障がいのある人もない人も、性別も年齢も、関係なく集える場となっています。

外には出たいけどあと一歩の勇気が出ない人や、誰かと何かしたいという人が集まり、一人一人が自分らしく「きらきら」できる場所です。

社会に出るため、次のステージに進むためのステップアップの場となっています。



民の取組 より身近な多機能型の居場所づくり

(1) 地域福祉活動の拠点づくり

重【校区（地区）福祉委員会の拠点確保】

- ・事業の企画立案や連絡調整、相談活動、専門職との協働や協議など、小地域ネットワーク活動展開の要としての拠点の活用を進めます。
- ・拠点の確保については、市や関係機関と協議し、既存の公共施設や、空き家、空き室などの活用も検討します。
- ・現在拠点は6校区（地区）のみのため、全12校区（地区）での活動拠点づくりを進めます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					校区（地区）福祉委員会、社会福祉協議会

【公共施設や空き家・空き店舗等の有効活用】

- ・できるだけ高い頻度でサロンやカフェを実施し、相談活動や様々な活動・資源開発などへも発展させるためには利用の制約が少なく、身近な場所での開催が効果的です。
- ・住民センターなどの公共施設、空き家、空き室等の利用促進や調整、利用にあたっての環境整備を検討するなど、サロン活動等のための場所確保のための支援を公民協働で進めます。
- ・社会福祉施設のスペースも積極的に地域活動に活用できるよう進めます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、社会福祉施設

(2) より身近な生活範囲での居場所づくり(サロン活動)

重【ひとりひとりの個性が輝く居場所づくりの充実】

- ・「共生型サロンきらきら」「認知症カフェぬくぬく」「ママ会」などの当事者が主体となり、当事者同士や地域住民の誰もが気軽に集える憩いの場づくりをより一層充実させるとともに、地域住民との連携を促進します。
- ・支援する側される側ではなく、参加する誰もが活躍できるような居場所を身近なエリアで開催していきます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、CSW、 地域包括支援センター

基本目標 6

“「他人事」から「私事」に” ～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～

市民アンケートでは、誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるために必要な住民同士の助け合い活動として「声かけやあいさつ」「見守り・安否確認」が大切であると考える一方で、年齢が低くなるにつれ、近所づきあいの程度は弱くなり、近所づきあいをしていない理由として、「わずらわしいので近所づきあいはしない」の割合が3割と高くなっています。

地域コミュニティが希薄化し、福祉課題が複雑多様化する中で、地域福祉活動を推進するためには、お互いを尊重し合える福祉観や人権意識*の向上が欠かせません。

今後、さらなる地域福祉活動を継続的に推進していくために、公民協働の理念を大切に、持続可能な基盤整備を進めることが重要です。

現 状

- 学校での福祉・ボランティア学習について、昔のあそび、昔のくらし等、学校や地域での世代間交流事業を推進している。
- 学生ボランティアグループの卒業生を中心に、継続してボランティア活動に携わるボランティアグループとして活動、運営のサポートを行った。
- 「夏休みボランティア DAY」などの学生を対象としたボランティア体験のプログラムを提供した。
- 第2期地域福祉推進計画及び実施計画について、団体ヒアリングや住民懇談会の場で取組を周知した。

課 題

- 福祉教育・学習の推進については、社会教育としての様々な活動に位置づけるなどの検討が必要である。
- 校区（地区）福祉委員会の基盤強化にあたって、各校区で作る福祉のまちづくり計画の推進に向け、事業運営体制の強化を図るための協議が必要である。

策定の中からでた声

- 障がい者の理解を深める、学べる場を増やしてほしい。
- 無関心な人にいかに意識をもってもらうかの方策が必要である。
- お互い助け合う、支え合う、誰かのためになる、ということを社会で教育することが必要である。

公民協働の取組 『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり

(1) (仮称) 地域福祉条例の制定

【(仮称) 地域福祉条例 (案) の策定】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 (案) 策定に向け、地域福祉推進の基盤整備や機運の醸成を図ります。 ・ 市民参画、公民協働のもと「(仮称) 地域福祉条例」案を策定します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
→					市民福祉課、関係各課、社会福祉協議会

(2) 地域福祉推進計画の周知啓発

【第3期地域福祉推進計画の周知啓発】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第3期地域福祉推進計画」をホームページ等に掲載するとともに、様々な機会を活用して市民に周知啓発を図り、地域福祉の理解を深めます。 ・ 市職員の理解を深めるため、庁内LANや職場研修等を活用し、「第3期地域福祉推進計画」の周知啓発に努めます。 ・ 地域福祉推進計画が住民主体の地域福祉推進の拠り所となり、理念や方向性を市民全体で共有できるよう、活動団体や市民への周知啓発に努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課・担い手
→					市民福祉課、社会福祉協議会

計画の本文中に「ホームページ」と出てきますが、

阪南市：<http://www.city.hannan.lg.jp/>

阪南市社会福祉協議会：<http://www.hannanshi-shakyo.jp/>

上記URLをホームページで入力。または「阪南市」「阪南市社会福祉協議会」と入力すると情報が見られます。



公の取組 『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり

(1) 活動の周知啓発

【社会福祉協議会の周知啓発及び基盤整備への支援】					
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等により、社会福祉協議会の活動を周知し、地域福祉活動への市民参加を促します。 ・地域福祉推進の中核的組織としての機能が十分に発揮できるよう、社会福祉協議会の組織体制の充実・強化や事業の推進・拡充など基盤整備の強化に協力支援します。 ・社会福祉協議会と連携・協働し、第3期地域福祉推進計画及び同実施計画に基づき、地域福祉の推進に取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民福祉課
【自治会活動等の周知啓発】					
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動等の周知及び加入促進を図るため、広報誌の活用や転入時におけるチラシの配布などの啓発に努めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民協働まちづくり振興課、関係各課

(2) 人権意識の高揚

【人権啓発の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民の集い、ヒューマンライツセミナー、同出張講座等を開催し、市民の人権意識の確立と高揚を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					人権推進課
【男女共同参画の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による啓発講座の開催、女性総合相談事業やDV防止施策事業等により、男女共同参画社会の実現を推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					人権推進課
【社会教育団体指導者等への人権研修】					
<ul style="list-style-type: none"> ・婦人会やこども会、青少年指導員など社会教育団体指導者に対して人権研修を実施します。 ・各団体の活動に則した人権課題を取り上げ、活動の中で人権を考える機会を創出するなど人権意識の高揚を図ります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					生涯学習推進室

(3) 福祉教育の推進

重 【福祉出前授業や体験型講座などの実施】

- ・社会福祉協議会や校区（地区）福祉委員会、CSW、社会福祉施設等と連携し、小中学校での福祉出前授業や体験型講座を開催するとともに、子どもたちと地域の高齢者等との交流会を実施するなどの福祉教育を推進します。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					市民福祉課、介護保険課、健康増進課、学校教育課、生涯学習推進室

【職業体験（福祉体験）学習の推進】

- ・小・中学校で実施している職業体験学習において、高齢者福祉施設、障がい者支援施設や病院等と連携し、子どもたちが福祉の現場を経験することにより、介護や支援について一層の理解を深めます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					学校教育課

【人権学習（交流活動）の推進】

- ・高齢者福祉施設や障がい者支援施設などを訪問し、交流活動などを通して誤解や偏見のない正しい理解を深め、児童生徒それぞれが自分にできることを考え、行動できるようにします。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
					学校教育課

【桃の木台校区福祉委員会】

サンサンパーティ

- ・地域の各種団体や小中学校等が参加し、障がい者理解・福祉学習を進める行事です。高齢者疑似体験や、障がいのある人たちとの交流を行っています。



(4) 障がい者理解の促進、差別解消の推進

【就労支援事業所等授産製品の展示・販売】					
<ul style="list-style-type: none"> 就労支援事業所等で作成した製品の展示や販売ができるスペースの確保や、出店が可能な行事等の情報提供など、安定した収入の確保と市民との交流、障がい者理解の促進が図れるよう支援します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民福祉課
重 【障がいを理由とする差別解消の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に基づいて、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮」を提供するなど、差別をなくすための取組を推進するため、相談体制を整備し、広報、啓発活動を行っていくことにより、市民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できるまちづくりをめざします。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担当課
→					市民福祉課、人権推進課、学校教育課、こども家庭課、関係各課

民の取組 “共に暮らす” を育む福祉のまちづくり

(1) 福祉文化の創造



重 **【『ふくしを文化に』プロジェクト】**

<ul style="list-style-type: none"> 福祉を限られた人だけのものにせず、全市民に関心をもってもらうよう広報PRを充実します。 様々な市民が福祉活動に参加し関われるきっかけをつくります。 多くの方が福祉への意識や関心をもてる学びの機会をつくります。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
→					社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、各種団体

【社協事業】

福祉を知る社協セミナー

・毎年開催している市民向けの福祉に関する講座です。今、阪南市で起きている課題やつながりの必要性など、様々な福祉のテーマをカフェスタイルでコーヒーを飲みながら、楽しく学習しています。



(2) 共生の意識を育む福祉教育の推進

【学校での福祉・ボランティア学習の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・昔のあそび、昔の暮らし等、学校や地域での世代間交流事業を推進します。 ・「福祉」「ボランティア」等をテーマにした授業への出前授業や情報提供等の支援を行います。 ・学校教職員や地域の福祉活動者、当事者など福祉教育に携わる担い手の研鑽や連携づくりに取り組みます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					ボランティアセンター
【子ども・若者の地域学習・地域参加の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な校区（地区）福祉委員会活動やボランティア NPO の活動に、児童生徒の学校外での自発的な参加を促進します。 ・「子ども福祉委員（仮称）」の創設など、子どもたちが地域の担い手として活動しやすい環境づくり、機会づくりに取り組みます。 ・「夏休みボランティア DAY」などの学生を対象としたボランティア体験、地域福祉学習のプログラムを提供します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					ボランティアセンター、校区（地区）福祉委員会
【地域単位での地域課題・生活課題の学習活動及び共生社会実現への行動】					
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉、まちづくり、人権、防災、消費者問題等、地域における生活課題に対して学習会や研修会を実施し、地域住民が主体的に学習します。 ・社会教育分野との連携を進め、学習したことが地域社会を変える行動に移せるよう、推進します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、ボランティアセンター、市民活動センター





重【障がいのある人が抱える「悩み」「喜び」にみんなが向き合えるまちづくり】

- ・地域においても障がい者の人格と個性を尊重し、共生できる地域づくりを進めます。
- ・障がい者も担い手として地域活動に参加するよう進めます。
- ・障がい等のあるなしに関係なく、誰もが参加できる機会が平等にある地域を推進していきます。
- ・身近な地域で、障がいを理由とする差別を解消していくための学びの機会をつくりまます。

H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、障がい者団体

【朝日地区福祉委員会】

地域の施設との交流会


・ワークセンターぼけっととの交流を実施。
 施設の利用者さんが求める「みんなで歌を歌いたい！」の声を地域で支えていくため、福祉委員がカラオケセットを施設に持ち込んでカラオケ大会を行っています。
 カラオケ大会で福祉委員と利用者さんがデュエットをして交流を深め、道で会ってもあいさつをし合える関係になっています。



(3) 財源の確保

【新たな民間財源の確保】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産業や就労支援事業所等と連携した商品開発や、サービス対価としての有償化の検討等を行います。 ・ 地元の人材資源を活かした財源づくりを進めます。 ・ 社会福祉法人の財源の再投下である福祉充実予算を地域福祉事業に積極的に活用します。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会、社会福祉施設
【共同募金改革の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 『地域をつくる市民を応援する共同募金への転換』を目指した改革の方向性に沿って、地域で集めたお金を地域住民の参画のもと配分していく等の新たな仕組みの構築を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					共同募金会、社会福祉協議会

(4) 社会福祉協議会の基盤強化

【社会福祉協議会の基盤強化】					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の管理体制等、役職員が一体となり組織運営を強化します。 ・ 組織や事業をわかりやすく市民に伝え、市民の信頼を回復できるよう努めます。 ・ 地域福祉推進の中核としての機能が発揮できるよう、適正な人員配置に取り組みます。 					
 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の統括である事務局長については、専任、専従での配置を進めます。 					
H29	H30	H31	H32	H33	主な担い手
					社会福祉協議会

第5章

計画の推進

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、行政だけでなく、地域に関わる全ての人々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。

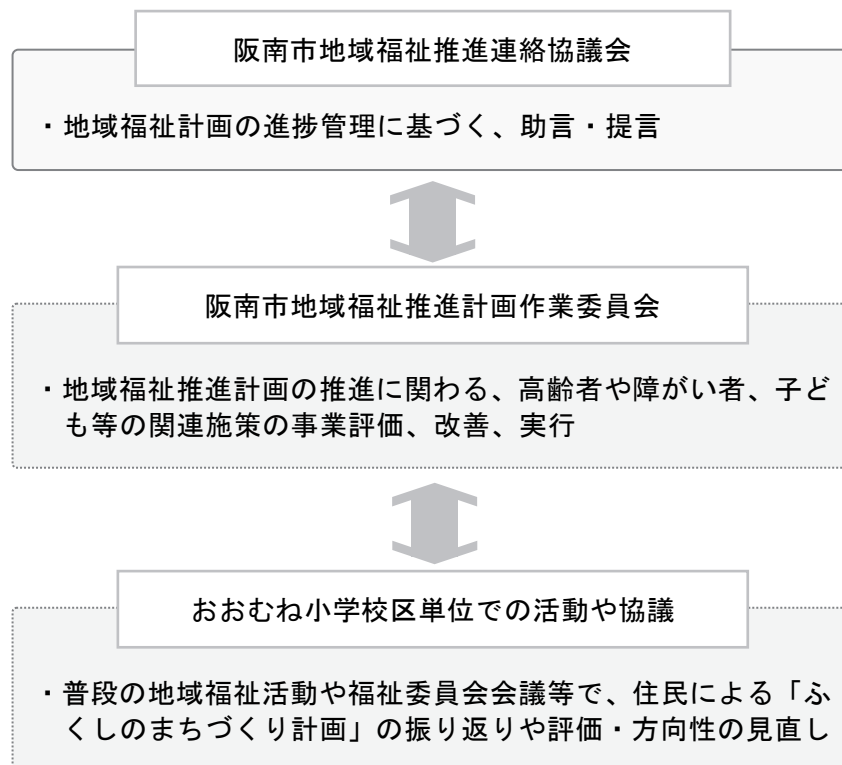
このため、本計画で示した基本理念や役割、考え方について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、「広報はんなん」及び「ふくしはんなん」やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、関連計画などを策定している市の関係部局とも連携を図りながら、阪南市地域福祉推進連絡協議会や阪南市地域福祉推進計画作業委員会の体制強化と計画の点検・評価を行っていきます。

計画の推進体制



3 協働による計画の推進

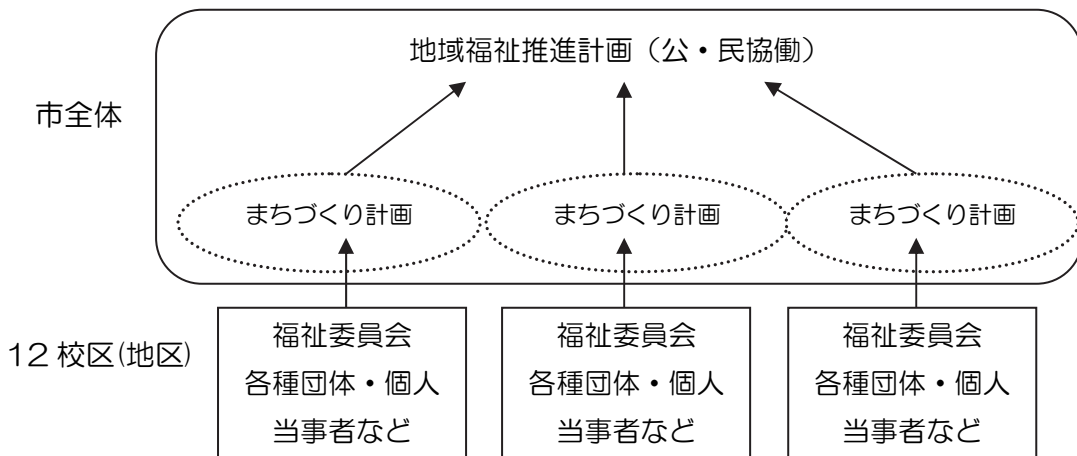
地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、CSW、自治会、校区（地区）福祉委員会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会と行政など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性を高めることにより、本計画の推進を図ります。



計画の概要

①位置づけ：第三期阪南市地域福祉推進計画(公民協働策定)の内部計画



校区（地区）福祉委員会を始めとする地域福祉活動は、様々な地域住民の声を反映させながら実施しています。この計画では、そういった様々な人たちと共に現在の活動を見つめ直し、さらに今後5年間の小地域の長期計画を立てていきます。そしてその計画を福祉委員会はもとより、関わった各種団体や個人が持ち帰り、自分たちの活動や行動に反映させていくことが必要となっています。

計画づくりは地域みんなで考え、自分たちのまちの将来のビジョン（夢）を描き、行動に変えていく作業であり、出来上がった計画は私たちのまちの進む方向性を示す指針となります。

②計画期間：5年間（平成29年4月～平成34年3月まで）

③策定主体：各校区(地区)福祉委員会を中心に、地域内のできるだけ幅広い団体や当事者、事業所、個人等が参加し、話し合いを重ね、策定を進めました。

東鳥取校区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 東鳥取校区の概況

人口	10,291 人
世帯数	4,091 世帯
14 歳以下人口 ／年少人口率	1,478 人 ／14.4%
65 歳以上人口 ／高齢化率	2,381 人 ／23.1%

平成 27 年 9 月末日現在



東鳥取校区は阪南市内で最も面積が広い福祉委員会にあたります。

また前回計画作成時と比べると人口は減少傾向にあります。12 校区（地区）の中で最も人口が多く、10,000 人を越えています。高齢化率は 23.1%と阪南市平均の 28.2%を下回り、年少人口率は 14.4%と阪南市平均の 12.5%を上回っていますが、年々少子高齢化は進んでいます。

2 東鳥取校区の地域類型と特徴

校区内には、鳥取中、自然田 1、自然田 2、自然田 3、自然田 4、石田、桑畑、さつき台の 8 つの自治会があります。古くからの街並みに加え、新興住宅地や古くからの地域内の小開発により、新たな世帯が転入してきています。

また、歴史ある神社やお寺があり、伝統ある秋祭り等を通じて、さまざまな世代が交流し、伝統の継承が図られている一方で、新たに加わった一部住民が自治会に加入しない等、新旧住民の交流が課題になることがあります。

校区内には、小学校、公民館等の公共施設がありますが、東鳥取小学校が波太小学校と統合されることが決まっており、今後、小学校跡がどのように活用されるかが地域内でも注目されています。また、スーパーマーケットや商店、飲食店等が点在しますが、高齢の住民にとっては、住まいから商店が少し離れていると買物に支障があることは、他の校区（地区）と変わらない課題です。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

- ・住民懇談会の実施

平成 27 年 12 月 5 日（土）

- ・計画作成の話し合い《役員会》

平成 28 年 7 月 8 日（金）、8 月 12 日（金）、9 月 9 日（金）、10 月 14 日（金）

これまでの積み重ね

これまでの取り組み（概要）

1. 高齢者部会の活動

- ① 独居高齢者誕生月会活動
- ② 友愛訪問活動（高齢者施設入所者対象に訪問活動）
- ③ 暮らしの安心ダイヤル活動（拠点からの電話での声かけ活動）
- ④ いきいき健康教室（阪南市立保健センター協働での介護予防事業）
- ⑤ ひとり暮らし高齢者食事会（独居・高齢者世帯対象の食事会）
- ⑥ 地域リハビリ活動（高齢者施設理学療法士による介護予防活動）
- ⑦ ミニデイサービス（高齢者対象にクリスマス会の実施）



2. 子育て部会の活動

- ① 世代間交流活動（小学校や幼稚園との世代間交流）
- ② どんぐり文庫運営支援（文庫活動の運営支援）
- ③ 子育て相談活動（拠点での子育て相談受付）
- ④ 児童登下校時等安全啓発（福祉委員会で旗を作成。協力家庭に配布・掲示）



3. 地域美化部会

- ① 秋祭りの後の地域清掃（小学生と福祉委員が合同で、まちなか美化活動実施）
- ② ペットの排泄物の持ち帰りを啓発（福祉委員会が啓発する看板を作成・設置）
- ③ 花壇設置活動への支援（校区内で花壇等の整備を行っている団体への支援）

4. 企画部会

- ① 研修会の開催（福祉委員やボランティアを対象に講師を招き、研修会の開催）

5. 編集部会

- ① 校区福祉委員会だより「話・和・輪」発行にむけた調整

6. その他の活動

- ① 福祉委員会役員会・各部会の会議開催
- ② 社会福祉協議会事業への参加
- ③ 校区定期総会の開催（年1回開催）
- ④ 声かけ見守り活動（小学生登校時に各種団体と協働で声かけ見守り活動）
- ⑤ 東鳥取まちなかカフェ開催（校区内2か所で近隣住民を対象として開催）
- ⑥ 歌う交流センターの開催（拠点で唱歌等を通じた交流活動を実施）



東鳥取校区が目指すふくしのまち

1 福祉委員会活動を知ってもらう

現在、年1回程度東鳥取校区福祉委員会広報紙「話・和・輪」を発行し、福祉委員会活動の周知に努めてきました。

事業によっては、参加者の固定化や参加人数の減少が生じてきていることから、今後はこれまでの広報活動を継続しつつ、さらなる活動の周知に取り組み、新たな参加者や活動者を呼び込み、事業の活性化が図られるよう努めていきます。

2 誰もがより参加しやすい活動の推進

現在、福祉委員会は、拠点においてカフェやサロン活動、子育て相談活動、住民センターにおいて高齢者の食事会や茶話会等を展開しています。

拠点については、広さ等の課題からカフェ活動に参加できる人数に制約が生じています。その解消のため、開催する会場としてより広い場所を確保できるよう関係機関と協議すること、現在の会場で工夫してより多くの人に参加できる方法がないか調整すること、対象を絞りこんで（例えば、子育て世代）今まで参加出来ていなかった人が集まれる場を設ける等に取り組むなどを今後検討していきます。

また、新たに参加していただくための周知等について工夫するとともに、他の福祉委員会で取り組まれていることから学び、誰もが参加しやすい活動の推進を図ります。

3 各種団体との連携

これまでは、花壇の整備等にかかる材料費を福祉委員会が負担し、校区内で美化活動に取り組む団体の支援を行い、校区内を流れる河川の美化活動に福祉委員が参加し、小学校との秋祭り後のゴミ拾い活動を行い、ペットの排泄物を持ち帰るよう啓発する看板を設置してきました。

今後、現在の活動を継続しつつ、住民懇談会で出された「買い物する場所が身近になく困っている」等の新たな課題解決に向け、要援護者への支援等の既存の活動のため、市や社協、各自治会、民生児童委員やCSW等各種団体や関係者との繋がりを大切にしつつ、より連携を推進していきます。

上荘校区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 上荘校区の概況

人口	6,220人
世帯数	2,742世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	821人 ／13.2%
65歳以上人口 ／高齢化率	1,674人 ／26.9%

平成27年9月末日現在



人口は減少傾向にあり、高齢化率は徐々に伸びていますが、市平均よりも低い地域です。

2 上荘校区の地域類型と特徴

尾崎駅から山手に広がる阪南市の中心街に位置する校区であり、市役所、消防署、保健センター等の公署や大型店舗がある。また、古くからの住民と新しい住民が混在した、昔ながらの街並みが残る地域です。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

日頃の拠点活動の中で話し合われた課題等をもとに作成された計画案を、10月19日のボランティアミニサロンにおいて検討を重ね策定されました。



H28年10月19日
ボランティアミニサロンの様子

これまでの積み重ね



- 暮らしの安心ダイヤル活動
拠点から電話での声かけ安否確認



- さわやかクラブ食事会
新たに配食と、茶話会形式も開始



- 要援護者マップ
地域独自でマップ制作、更新



- 世代間交流
公園の花植え、昔のあそびなど



- チャリティバザー
バザーを実施し、収益を福祉施設等に寄付

上荘校区が目指すふくしのまち

1 基本方針

第3期のまちづくり計画において上荘校区福祉委員会は、これまでの方針を踏襲し、災害時要援護者（くらしの安心ダイヤル登録者）をはじめ校区内の皆さんの安心・安全の確保に努めます。特に高齢者世帯の皆さんに対しては、地域での交流や情報が共有できる機会の確保を図ります。

また、将来を担う子ども達には、心身ともに健やかに育つよう「子どもを地域で育む」を共有の理念として学校や地域での活動に積極的に取り組みます。

これらの目標達成のため、自治会をはじめ老人会、地域の皆さん、阪南市内の福祉団体等と協力を密にします。

2 目指すもの

『みんなでつくる住みよい上荘校区』

3 取り組みの柱

- I 高齢者の安心・安全の確保
- II 子どもを育む
- III 関係機関との連携

4 計画の骨格

I 高齢者の安心・安全の確保

高齢者世帯の方々には、外に出る機会も減少し、希薄な社会と言われる中で様々な情報が不足し、生活の不安や困りごとを抱える日々を送ることに繋がっている。

こうした不安や困りごとに対応するためくらしの安心ダイヤルによる声掛けを行い、それらの解消を図るため、市役所、社協等連携を図ります。

①高齢者に安心・安全の手を！

- *くらしの安心ダイヤルによる安否確認と街での声掛け（情報共有）
- *茶話会への参加対象者の拡大（老人会、婦人会等）

②高齢者の自立支援

- *電話相談窓口の設置
- *関係機関との連絡体制の整備
- *災害時要援護者対象の自立支援

II 子どもを育む

外で元気に遊ぶ子ども達の姿が見られなくなってきています。

一方で、交通量の増加や狭い道への車の進入は子ども達を危険にさらしています。また、不審者による事件も他人ごとでは無くなっていく心配も抱えます。こうした状況を無くするため子どもと接する機会を増やし、コミュニケーションを図りながら見守っていきましょう。さらに効果を高めるため学校、子供会（保護者会）等との連携を密にします。

①子どもを地域で育む！

- *上荘小学校、はあとり幼稚園の行事への協力
- *あそぼうデイの協働
- *子どもへの声掛け、見守り

②小学校PTAとの連携

- *学校行事への協働参加

III 関係機関との連携

新規ボランティア加入の方が少なく、会員の高齢化は進行し続けています。こうした状況から事業の継続はもとより、災害時要援護者等から求められる要望に対応できない状況が生じてきます。

このため、市・社協の強力な指導により昔の良き環境であった「向こう三軒両隣」に見られるような関係を構築していきます。

①自治会、老人会等との連携を！

- *地域活動への参加
- *災害時の対応の検討・協議

②地域（隣組）に期待

- *広報紙による啓発

③小学校・幼稚園PTAとの連携

- *学校・幼稚園行事への協働参加

朝日校区朝日地区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 朝日校区朝日地区の概況

人口	4,915人
世帯数	1,997世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	571人 ／11.6%
65歳以上人口 ／高齢化率	1,371人 ／27.9%

平成27年9月末日現在



前回計画策定時（平成24年度）より人口が16人増加。
年少人口が0.8%減少。高齢化率は5.2%上昇。

2 朝日校区朝日地区の地域類型と特徴

阪和自動車道の阪南インターチェンジがあり和歌山への車での交通アクセスは便利ではありますが、市内中心街への交通アクセスが不便な地域で、勾配が急な住宅においては買い物や移動の問題があります。

泉鳥取高校が地域内にあり年に数回世代間交流をおこなっています。

日頃から住民同士の近所付き合いを通じての支え合い・助け合いに対して前向きな地域で、今後は、自治会、福祉委員会、老人クラブなど一体となって支え合い活動をおこなっていくことが期待されています。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

・住民懇談会の実施

平成27年12月12日（土）

・計画作成の話し合い《役員会、臨時役員会》

平成28年7月9日（土）、9月10日（土）

10月27日（木）、11月12日（土）



臨時役員会の様子

これまでの積み重ね

主な活動

活動名	頻度	内容
高齢者食事会	年4回	高齢者を対象とした食事会。
いきいきサロン (朝日会)	月1回	地域で気軽に集まれるサロン。地域に暮らす高齢者等が和泉鳥取住民センターで交流する。
いきいき健康教室	年5回	高齢者を対象に保健センターの協力を得て健康体操、健康講座の実施。
のびのび健康体操	年18回	音楽にあわせた体操やゲーム。
YMCA こつこつ ゆうゆう	年6回	高齢者ができるだけ介護を要さず、元気を続けられるよう、ストレッチや頭をつかう体操教室。
子育てふれあい サロン	年6回	就園・就学前の子どもとその親が集える場。
世代間交流	随時	朝日幼稚園や朝日小学校の児童、泉鳥取高校と七夕や高齢者食事会等での交流。
ワークセンター ぼけっととの交流	随時	利用者さんと一緒にカラオケ交流会の実施。 作業のお手伝い。
桜ヶ丘サロン	月1回	桜ヶ丘住民センターに於いて地域に暮らす高齢者等が交流をはかる。
和泉鳥取台カフェ	月1回	和泉鳥取台センターに於いて地域に暮らす高齢者等が交流をはかる。



「ワークセンターぼけっと」とのカラオケ交流会！普段からの交流を大切にします！！



体操で体を動かすことで介護が必要な状態になることを予防します！



小学校での世代間交流。
子ども達が地域の方々との豊かな関係性を持って成長していきます。



誰もが安心して参加できる居場所づくり。
お話しをすることでお友達が増えました。

朝日地区が目指すふくしのまち

見直しの議論の中から見えてきたこと

(1) 充実してきたこと ●●●●●●●●●●

①身近な居場所の広がり

地域の高齢者等が気軽に集い交流するまちなかサロン・カフェ活動が和泉鳥取住民センター以外でも立ち上がった。

②介護予防（健康体操教室等）の増進

住民の健康を増進するため、高齢者を対象とした多様な介護予防教室を行っている。参加している住民の声を受け、校区内のいずれかの会場で、年間を通じて体操教室が行われるよう展開している。

③世代間交流

校区福祉委員会の各活動を通して、地域の高齢者等、乳幼児や幼稚園児から高校生までの幅広い世代が関わりをもち、世代間交流の機会になっている。

(2) これから取り組んでいくこと ●●●●●●●●●●

①隣近所の身近な見守り

現在、校区福祉委員会内では役員を兼ねる民生委員とコミュニティソーシャルワーカーが中心となって、校区ボランティア等の協力を得て登録者の把握に努めている。

民生委員、福祉委員、近所の方同士などが協働して見守りを推進していくとともに見守り希望者が見守りしてほしい人を選任する仕組みを検討していく。

②行事への参加が困難な住民への関わり

福祉委員やボランティア、自治会、老人会の協力を得て、行事ごとに対象者へ行事の案内を行っているが、参加するには会場が遠方である等参加が困難な住民もいる。

行事への参加に誘い合わせが大切であるため、ごく自然に見守り活動を進めていき繋がりづくりをしていく。

③担い手の発掘・養成

今後も広報活動を継続しつつ、さらなる活動の周知に取り組み、新たな活動の担い手が募れるよう、福祉委員会は何をしているかの説明会やボランティアに関心を持ってもらうことに重点を置く。

[スローガン]

『みんなでつくる安心・安全、元気な街づくり』

同じ地域でくらす者同士が、福祉を増進するため、協力し楽しい活動を目指す。

[基本方針 三本柱]

①楽しい交流

普段から住民同士がふれ合えるよう、身近な場所で世代を超えて、気軽に楽しく集まれる場を設ける。また、会場に出向いて参加することが難しい、高齢者等への訪問活動を設ける等の関わりの機会づくりを検討する。

②くらし安心

高齢者や障がい者等の要援護者の災害時等非常時に備え、自治会をはじめとした各種団体等と連携を図り、要援護者への平時からの関わりづくりや災害時等の支援を行う。

③元気な地域

住民が元気で楽しく地域で暮らし続けるために、介護予防教室等が年間を通じて開催されるよう取り組む。
また、住民が通いやすいよう、身近な場所（各住民センター等）での開催を検討する。

波太校区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 波太校区の概況

人口	1,917人
世帯数	1,047世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	215人 ／11.2%
65歳以上人口 ／高齢化率	712人 ／37.1%

平成 27 年 9 月末現在



人口、世帯数は減少傾向ですが、高齢化率は急激な伸びを見せ、市内で最も高い地域です。比較的世帯規模が小さく、入居者の出入りが激しい公営住宅地域です。高齢者の独居が多いのも特徴です。

2 波太校区の地域類型と特徴

波太校区は、石田住宅と呼ばれる大阪府営の団地群で構成されています。団地が建設された当時から「福祉住宅」という性格をもっています。波太校区で生活する上での問題点は、共働き・単身世帯が多いことから、日常的なコミュニケーションが取りにくいことが上げられます。高齢化への対応はもとより、障がいをもつ人々、子育て中の親等への支援が必要になります。5階までの階段が問題となっており、順次エレベーターの取り付けが行われています。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過


校区福祉委員長を中心に事務局と話し合い、計画をまとめ、まとめた内容を校区福祉委員さん達に、月1回開催される福祉委員会にて検討してもらい、策定を進めています。



これまでの積み重ね

<要援護者の把握>

- ①くらしの安心ダイヤル
見守り活動
- ②敬老祝いのタオル配布
- ③長寿お祝い訪問



ほっとカード

フリガナ _____ 生年月日 _____

氏名 _____

住所 阪南市石田600-6 電話 _____

種別 _____ 電話番号 _____

※氏名、住所、電話番号等については、阪南市を窓口とする高齢者福祉総合センターに提供することに、
同意します。 同意しません。

かかりつけの病院 _____

持病 心臓病 (ペースメーカーを埋め込んでいますか (はい/いいえ))
腎臓病 (透析治療をしていますか (はい/いいえ))
糖尿病 (インスリンを投与していますか (はい/いいえ))
その他 _____

常用している薬 _____

健康保険証番号 _____

緊急連絡先

氏名	電話	住所	本人との関係

その他伝えたいこと _____

*このカードは、緊急時以外に使用しません。
 *問い合わせ先：●社会福祉協議会 電話072-472-3333
 ●阪南市福祉推進員協議会 (06-46-2) 電話 072-472-1181



(ほっと・カードは冷蔵庫に保管)

<サロン活動>

5棟集会所を開放し

『ほっとサロンはた』を週3回(火・木・土)開催しています。



<買い物困難者支援活動>

- ①大阪いずみ市民生活協同組合との協働
- ②ほっとサロンはた内の買い物コーナー

<食事会>

- ①波鶴亀会対象の食事会
- ②新春お楽しみ会



<介護予防活動>

- ①いきいき健康教室
- ②YMCA こつこつゆうゆう介護予防体操教室
- ③のびのび体操教室



<子育て支援活動>

- ①子どもカレー食事会
- ②世代間交流



<その他>

衣類の寸法直し

波太校区が目指すふくしのまち

[目標]

高齢者並びに一人暮らしの方が増加する世情にあって 安堵感と親近感にあふれる地域を目指す

[波太校区の現況と今後の見通し]

人口約1900人 高齢者約700名（高齢化率 37%）

一人暮らし約300名と言う状況であると同時に「介護の必要な高齢者」も増加している。そして今後の見通しとしては、府営住宅の入居者基準の影響を受け、昨今の入居者は、高齢者が大半で高齢化に拍車がかかっている。

地域で支え合いながら安心して暮らせるような、地域づくりが必要になってくる。

[重点取組]

1. 安堵感のあふれる地域づくり

◎ネットワーク台帳登録者の推進

校区運営委員・ボランティア・棟福祉委員並びに自治会等々の協力を得て、登録の推進を図る。

◎「ほっとダイヤル」の推進

ネットワーク台帳及び安心ダイヤル「A」ランク登録者の方に対して、日常の「見守り活動」の一助として、ご本人の希望日にボランティアによる「電話での安否確認」及び「訪問」を行う。

「電話での安否確認」で数回掛けて応答がない時は、訪問する。

それでも安否が確認出来ない場合は、近隣で状況を確認を取ると共にCSWと連絡をとる様にする。

◎「ほっとカード」は当初一人暮らしの方を対象としたが、「ネットワーク台帳」提出者の全所帯に配布する。

◎校区福祉委員・民生児童委員との連携

- ・誰も孤立させない見守り体制づくりのための協議
- ・ネットワーク台帳登録者の更新方法等の検討

2. 親近感あふれる場づくり

◎「りびんぐ ほっとサロン はた」活動の充実

身近な居場所としてご利用して頂いていますが、顧客は定着している
ので新規顧客を呼び込む為に活性化を図る。

- ① 毎年4月には個人向けにPRを徹底して行う。
- ② 下出作業所メンバーによる電子オルガンの演奏会の他、楽しいひと時を過ごせる行事等を検討する。
- ③ 専門職と協働で「気軽に悩み事」や「健康に関して」相談が出来る場づくりを行う。
*身近な困り事が気軽に話せる様にCSWに定期的に出向して頂くと共に阪南市尾崎・東鳥取地域包括支援センターより来訪して頂き、健康に関する相談が出来るようにする。

④買い物支援活動の推進

- *ウっかり買い忘れした時にサロンでの日用品の販売品の拡充を図る。
- *毎週木曜日に来場する「こーぷ買い物便」の来場者のサポート体制を検討する。(来訪者の増加が見込める)

3. 地域行事の拡充を図る

高齢者対象の介護予防教室や波鶴亀会食事会の開催等それぞれのニーズに応じた企画・運営を行う。

- ◎のびのび体操教室
- ◎いきいき健康教室
- ◎波鶴亀会食事会
- ◎世代間交流

朝日校区山中溪地区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 山中溪地区の概況

人口	842人
世帯数	361世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	75人 ／8.9%
65歳以上人口 ／高齢化率	293人 ／34.8%

平成27年9月末日現在

前回計画策定時（平成24年度）より人口が70人減少。
年少人口が1.5%減少。高齢化率は4.5%上昇。



2 山中溪地区の地域類型と特徴

紀州の本陣跡や文化財の旅籠がある歴史街道です。

公共施設や買い物の施設が市内中心部に集中しているため生活に不便を招いています。

地理的環境や歴史文化もあり、地元での地域のつながりは強いっぼうで、山間部にある地域のため大雨・土砂等による災害の危険性が非常に高い地域です。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

・住民懇談会の実施

平成27年12月5日（土）

・計画作成の話し合い《策定委員会》

平成27年

9月12日（土）、10月17日（土）、11月19日（木）

平成28年

5月14日（土）、6月10日（金）、7月11日（月）

8月6日（土）、9月10日（土）、10月26日（水）

11月12日（土）



住民懇談会の様子

これまでの積み重ね

主な活動

活動名	頻度	内容
高齢者食事会	年4回	高齢者を対象とした食事会。
いきいき健康教室	年3回	保健センターによる健康体操や健康講座の実施。
いきいき体操	週2回	元気を続けるための体操教室。
絵手紙教室	年6回	一般住民を対象にした絵手紙講座。
歌の健康サロン	年6回	歌の会の実施。口腔機能の改善・嚥下防止のためのお口の体操(専門職)と、実際に音楽に合わせて童謡や唱歌等を歌う。
YMCA こつこつ ゆうゆう	年12回	高齢者ができるだけ介護を要さず、元気を続けられるよう、ストレッチや頭をつかう体操教室。
子育てふれあい サロン	年6回	就園・就学前の子どもとその親が集える場。
世代間交流	随時	朝日幼稚園の園児や朝日小学校の児童と七夕や高齢者食事会、餅つき等での交流。
さくらカフェ	月1回	地域に住む様々な人が集い、お話しをして交流できる「居場所」
手芸の会	月1回	手芸を通して交流する「居場所」

災害時に備えた防災学習！

自身の命を守るため、ひとりひとりが勉強します。



他市町村の取り組みを学び、山中溪で活か
せそうなことを参考にします。

子ども達とのおもちつき！世代を超えた交流です。



日頃から顔を合わせることで、『つながり』が
生まれます。

山中溪地区が目指すふくしのまち

見直しの議論の中から見えてきたこと

(1) 充実してきたこと ●●●●●●●●●●

①居場所づくり(まちなかカフェ)

平成27年4月より、誰もが参加できる範囲での居場所作りを目的として、山中溪住民センター・垣原住民センターの2カ所でさくらカフェを開催。日常的に顔の見える関係づくりを進めてきた。

②防災意識の向上

eコミュニティ・プラットフォーム(略称 eコミ)を活用した防災の推進。
eコミマップ作りのための「まちあるきマッピング」や自治会と協働した「防災訓練」の実施をし、普段の見守りを通じた地域づくりを進めてきた。

(2) これからしていくこと ●●●●●●●●●●

①地域の居場所や行事へ出てこられない方への支援

事業に参加できていない人への対応も課題となっており、参加できない理由のニーズ調査をしっかりとしたうえで工夫をしていく必要がある。

②『つながりづくり』による防災力の向上

eコミの活用を進めていき、災害が起こった時などすぐに避難できるよう、自分のまちの危険な所を知っておくこと、近所づきあいや暮らしの安心ダイヤル登録者への声かけなど、普段からの「つながり作り」をより一層進めていく。

③多様な団体との連携

自治会等の地縁団体と地域包括支援センター等の専門機関や各団体との一層の連携が課題となっている。

④将来を担う子どもたちの育成

子どもたちの「思いやりの心」を育てていくため、地域と家庭が手を携えて、子ども達が主体となって参加するプログラム(山中溪の自然を活かしたキャンプ等)を自治会と一緒に企画していく。

また、子どもから大人まで世代間交流できる場や自治会・福祉委員が連携した福祉の拠点づくりについても検討していく。

[スローガン]

『旅は道連れ、世は情け』

「旅では道連れ同士が助け合い、世渡りでは互いに同情をもって仲良くやるのがよい」

(広辞苑より)

同じ時期に同じ地域で暮らす者同士がごく普通に協力し合う、そんな足腰の強い、しなやかさを備えた地域社会の育成を目指す

[基本方針 三本柱]

①くらし安心

高齢者等が、日常の安心を得られるよう普段からの支援に努めるとともに、災害時等の非常時においては、地区福祉委員会として可能な支援を行う。誰もが安心して過ごすことができる山中溪にしていくには、どんな支え合い活動が必要か、どのような工夫が必要かまずはニーズ調査をきっちりとしていく。

②楽しい交流

住民が協力し合うには、住民相互の交流が有効なことから、世代を超えた多くの人々が、気軽に参加でき、楽しめる様々な交流の場を設ける。

③新たな連携

地区福祉活動をより効果的なものとするため、自治会や地域包括支援センターをはじめとする地域の各種団体等との連携に努める。

尾崎校区尾崎地区ふくしのまちづくり計画

(概要版)

1 尾崎地区の概況

人口	2,914人
世帯数	1,264世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	323人 ／11.1%
65歳以上人口 ／高齢化率	830人 ／28.5%

平成27年9月末日現在



旧村役場。以後、尾崎住民センターとして利用されていたが、惜しまれつつも解体が決定。

人口・世帯数はほぼ横ばいで、高齢化率は市平均に近いです。人口・世帯密度が高く、新しい転居者が増加しない傾向があります。

2 尾崎地区の地域類型と特徴

地理的には市内中心部に近く、南海尾崎駅があり、昔からの街並みが残る地域です。地元産業の衰退などにおける問題の中で、子どもの遊び場が少ないということは、母親同士の交流も必然的に少なくなってきました。今後は、街の中心部という利点を生かして、伝統的な行事と新しい活動を組み合わせながら隣近所の交流を図っていくことが期待されます。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

月1回開催されている校区福祉委員の役員会の中で、ふくしのまちづくり計画が策定されています。



これまでの積み重ね

1 要援護者の把握および見守り・訪問活動

「くらしの安心ダイヤル事業」登録者には、毎年情報の更新作業も実施しています。また、希望者に対して定期的な声かけや80歳以上高齢者を対象として敬老の日に訪問し、お祝いをお渡ししています。

2 介護予防教室の開催

高齢になっても住み慣れたところで健康に暮らせるよう、転倒や閉じこもり予防のための体操教室や栄養講座や健康教室を保健センターや介護施設職員さんの協力のもと開催しています。

3 食事会の実施

ひとり暮らし高齢者を対象にボランティアさんの作ったお食事を一緒に食べる機会をつくることで仲間づくりや閉じこもり予防に繋がっています。

また年に1回は合同食事会としてひとり暮らし高齢者だけでなく80歳以上の高齢者に対象をひろげた食事会も開催し、より多くの方に参加してもらえるようにしています。

4 世代間交流および子どもの見守り活動の実施

地域の歴史を勉強する『町たんけん』や児童とボランティアさんで行う『かきもち焼き体験』や『昔の遊び体験』、また『ひとり暮らし高齢者を運動会に招待』など小学校と協力しながら世代間交流をすすめています。

民生委員さんや福祉委員さんによる登下校の見守り活動も実施しています。

5 福祉施設との協働

地域の福祉施設と協働し、毎年施設の季節行事や盆踊りに参加しています。

6 まちなかカフェの開催実施

毎月1回まちなかカフェ「おざきカフェ」を開催し、尾崎地域の人々の憩いの居場所となるよう運営しています。カフェで集い交流することで、閉じこもり予防やつながりづくりになることを目的にしています。

尾崎地区が目指すふくしのまち

1 各種団体との協力体制

要援護者の把握や見守り・訪問活動、子どもの見守り活動を展開するために民生委員児童委員との協力や自治会との協力は欠かせません。

今後も要援護者の把握につとめるためにも民生委員児童委員・自治会との協力をはかりながら、日頃からの見守り活動を展開していくためにも各種団体の協力体制を確立するために話し合いをしていきます。

2 まちなかカフェの充実

住民が気軽に顔見知りになり会話ができ地域の人々の交流や繋がりづくりになるような居場所づくりとして、まちなかカフェを開催しています。

できるだけたくさんの方が参加できるよう、喫茶と合わせて様々な催し物を実施する、子どもも参加できる仕掛けを考える等、今後も誰もが気軽に立ち寄り楽しめる居場所として、カフェの充実を図っていきます。

3 専門機関との協働

現在も要援護者の把握や見守り体制を専門機関と協力し合いながら確立しています。また、施設職員さんの協力のもと食事会後のイベントを実施したり、地域から施設の行事のお手伝いもしています。

今後、地域で支えを必要としている人を支えていけるよう、CSW、地域包括支援センター、福祉事業所などと相互に協力し合いながら活動を推進していきます。

尾崎校区福島地区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 福島地区の概況

人口	4,242 人
世帯数	1,932 世帯
14 歳以下人口 ／年少人口率	476 人 ／11.2%
65 歳以上人口 ／高齢化率	1,177 人 ／27.7%

平成 27 年 9 月末日現在



人口は減少傾向で、高齢化率はほぼ市平均です。「尾崎町5」「尾崎町8」（福島・シーサイド尾崎）は人口密度が中程度で、住宅と工場が混在している地域です。「尾崎町6」（尾崎鉄筋住宅）は、比較的世帯規模が小さい公営住宅地域です。「尾崎町7」（泉南尾崎団地）は、1980年以降に開発された住宅地域です。「尾崎6」「尾崎7」は特に高齢化率が高い地域です。

2 福島地区の地域類型と特徴

地理的には泉南市と隣接している地区です。公営・公団住宅地域と工業地域からなっています。「アメリカ合衆国」のような地区と称されたように、いろいろな属性を持つ人が住んでいます。福島地区で生活する上での問題点として、安心して歩ける歩道が少ないことと公共施設を結ぶ交通手段が不便であることが上げられます。

地区内には、小学校、中学校があるので、登下校時の危険性を考慮すると歩道の整備は必要となります。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

月1回拠点で開催される地区福祉委員の定例役員会の中で意見を聴きながら、ふくしのまちづくり計画を策定しています。



これまでの積み重ね

○ 要支援者の把握・くらしの安心ダイヤル

活動名	活動内容	成果・課題
安心テレネット	要支援者登録された方の中で希望者を対象に週3日（火・木・土）希望曜日に福祉委員会活動拠点から暮らしの安心ダイヤルとして電話による安否確認を実施。	高齢または身体的に電話まで歩けない。施設への入所等々で年々減少。ただ、電話を楽しみに待っている方もあり、続けていく必要がある。 安心ダイヤル登録者については、民生委員・福祉委員・ボランティアの2名で担当支援者を決めている。
地域行事へのお誘い	地区福祉で実施している「ほのぼのカフェ」「体操教室」等へのお誘い声掛け。	定着して参加していただいている。
救急キットの更新作業	緊急時に備え、登録者全員にかかりつけ医、緊急連絡先等を記載した救急キットを配布。年1回内容確認を兼ねた声掛け訪問を実施。	救急キットの内容確認訪問で年に1度ではあるが顔を合わせることで親近感が生まれ挨拶もするようになってきている。
支え合いマップ更新作業	安心ダイヤル登録者全員の所在が一目でわかるマップを作成し、担当支援者がいつでも対応できるように持っている。これについても年1回更新作業を実施。また、支援者全員が地区登録者を把握できるよう活動拠点に拡大版を作成し掲出している。	情報の共有という意味から担当以外の要支援者についても把握ができ更新作業時に情報を出し合うようにしていけばより充実が図られる。

○ サロン活動

活動名	活動内容	成果・課題
ほのぼのカフェ	地域住民がより近くでカフェ・サロンに気軽に参加できるよう住民センター・集会所の利用をお願いし、この5年で4か所に増え地区別で開催している。開催にあたっては、できるだけ他の団体等に協力をお願いし、コラボしていく考え方で進めている。また、カフェには福島地区のどの区域・他地域からでも都合のいい日に参加できるようにお誘いをしている。	休日、夏休みを利用し高齢者・保護者・子供たちが一堂に会し交流のできるカフェを企画開催している。 地区別の開催も定着し、運営についてもその地区のボランティアが主体で行っている。男性の参加が少ないことが課題。 開催曜日をいつにしてもデイサービス、通院などで日が合わないため参加者が少なくなっている。カフェの内容等も検討し、参加について声掛けを実施していく。

○ 食事会

活動名	活動内容	成果・課題
ほのぼのの食事会	ひとり暮らし高齢者の方を対象に年4回実施。毎回ボランティアさんが作った食事をみんなで楽しく食べる機会を提供。食事のあとは、他団体、個人の協力でレクリエーションなどで盛り上げる。	食事会は、皆さん楽しみにしていただいている行事で、今後も続けていく。
75歳以上高齢者世帯食事会	毎年9月の敬老月間に75歳以上の方々を対象に食事会を開き敬老をお祝いする。	食事会は、皆さん楽しみにしていただいている行事で、今後も続けていく。

○ 介護予防事業

活動名	活動内容	成果・課題
いきいき健康教室	保健センターの看護師さんによる血圧測定のほかお口の健康、阪南体操等々をお願いしている。 食事会・カフェ等地区福祉行事に組み込む形で実施。	保健センターの看護師さんによる血圧測定のほかお口の健康、阪南体操等々をお願いしている。 食事会・カフェ等地区福祉行事に組み込む形で実施。
こつこつゆうゆう体操教室	和歌山YMCAから講師として来ていただく介護予防教室。全12回で実施。 転倒や閉じこもりなどの予防。	「こつこつゆうゆう体操教室」「ほのぼの健康体操」は、人気の事業で毎回多数の参加がある。ただ、参加者は、女性がほとんどで男性の参加がほぼ皆無である。
ほのぼのの健康体操	楽しいゲームを交え認知症予防として実施。全6回。さらに、カフェで2回実施している。	他地域で言われているような参加者がほとんど他校区ということではなく福島地区内の参加者が多い。
男性料理教室	男性にも健康に対する意識を高めてもらうために料理教室を開催。栄養士による簡単な勉強も兼ねている。	「男性料理教室」は、新規に参加する方が少ないので、参加を呼びかける必要がある。

○ 子どもとのふれあい活動

活動名	活動内容	成果・課題
世代間交流	<p>小学校と協力し合いながら、ふれあい交流を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者食事会での交流会 ・昔の遊び体験 ・昔の暮らし体験 ・運動会高齢者招待事業 ・小学校校内清掃活動 ・餅つき大会 ・たまねぎ植え付け、収穫 ・サツマイモ植え付け、収穫 等々 	<p>毎年恒例となり、各交流を子どもたちは楽しみにしてくれている。学校の先生との関係も良好である。</p>
登校時見守り活動	<p>通学路における見守り。毎日12地点で登校時の見守りを実施。登校時の見守りだけだったら手伝うよと言ってくれるボランティアさんが出てきてくれた。子どもへの声掛けを通じて、子ども達の成長を感じられている。</p>	<p>登校時見守り活動は、登校時での挨拶が増え、登校時以外の場所で会っても挨拶や声掛けをしてもらえるようになった。</p>
子育てサロン	<p>子どもNPOはらっぱとの協働「出前カンガルーぽけっと in 福島」で未就園児を対象に年6回実施。乳幼児が自由に遊ぶ場やお母さんたちの交流できる場を提供。</p>	<p>子育てサロンは、少子化で参加者が減少傾向にある。以前に参加していたお母さんの参加を呼びかけ経験談を話してもらうことでも呼びかけを実施。</p>

○ CSWとの協働

活動名	活動内容	成果・課題
CSWとの協働	<p>CSWと協力し要援護者の把握・見守り体制の確立をこれからもしていきます。また、施設職員さんの協力のもと地域行事を開催したり、施設での行事にも積極的に参加していきます。</p>	<p>今後もCSWと協力していきたい。</p>

福島地区が目指すふくしのまち

1 周知・啓発活動の強化

参加メンバーの固定化や男性参加者が少ないという課題に対し、直接声掛け、呼びかけをおこなう。地区福祉委員会活動が目に見える形で広報活動を強化していく。

2 担い手づくり

地区福祉委員会の活動継続にはマンパワーが必要不可欠です。
幅広い人材確保のための募集・他団体との協力体制の整備を進めていく。

3 的確な運営

行事内容のマンネリ化を防ぐ方策として地域で求められている活動に役員・委員・ボランティア全員で協力し、展開できる内容を検討・企画・運営していきます。

4 CSWとの協力体制

要援護者支援・地域行事の開催にはCSWと話し合いをしながら活動を展開しています。今後もお互いの活動を支援し合いながら発展に努めます。

以上を活動の重点課題とし、様々な問題に的確にさらに柔軟に対応できるよう努めていきます。私たちの活動はボランティアではあるが、途切れる事なく活動を続けていきたい。

西鳥取校区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 西鳥取校区の概況

人口	3,476人
世帯数	1,468世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	433人 ／12.5%
65歳以上人口 ／高齢化率	987人 ／28.4%

平成27年9月末日現在



人口減少とともに少子高齢化が進んできており、平成30年頃には高齢化率が30%を超えることが予測され、さらに核家族化の影響により世帯数は微増傾向にあり、今後はますますひとり暮らし世帯が増えていきます。

2 西鳥取校区の地域類型と特徴

鳥取（東西南北）と新町の旧村とシーサイド貝掛から成り、阪南市でも古い歴史のある地域です。波の音や土の香りが身近に感じられ、自慢の自然を活かした取り組みも多く展開されており、地元住民の方々を中心に農家や漁師等が地域活動でも活躍されています。福祉施設・事業所や病院、診療所なども点在しており、住民が安心して生活することができます。

住民活動の中心となっている鳥取住民センターと新町住民センター、そして西鳥取公民館では多くの方々が健康のため、地域のため、社会参加の場として集まり、楽しまれています。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

平成27年12月12日	住民懇談会
平成28年 1月30日	西鳥取校区福祉委員会
平成28年 7月21日	まちづくり計画話し合い
平成28年 7月30日	西鳥取校区福祉委員会
平成28年10月16日	西鳥取校区福祉委員会



これまでの積み重ね

1 個別援助活動・くらしのSOSのキャッチ

■くらしの安心ダイヤル（H17年より開始）

☆日常からの見守りや地域行事への参加を希望する方に対し、民生委員や福祉委員、ボランティアにより、訪問と電話による声かけを月2、3回実施



■敬老のお祝い品配布

- ・対象・・・西鳥取校区にお住まいの80歳以上の方
- ・方法・・・自治会へ協力を仰ぎ回覧板により「敬老のお祝い品配布」の案内を行う。

☆希望があった方へお祝い品を持って訪問活動の実施

2 グループ援助活動

活動名	内 容	頻 度	対象者
高齢者食事会	皆で集まって食事をする他、バスで外出や幼稚園児や小学生児童との交流もしています。	年4回	一人暮らし 高齢者
「もみじ会」 一人暮らし 高齢者の会 ・いきいき 健康教室	参加者同士での出欠・安否確認をしています。 もみじ会では楽しくお話しています。 ・保健センターと協働で、血圧測定や健康に関する講話や体操しています。	年9回 (年9回の うち5回)	一人暮らし 高齢者 (65歳以上)
YMCA こつこつゆう ゆう体操	介護予防するために、健康についてのお話と全身の運動を行っています。	年12回	高齢者
男性料理教室	男性にも健康に対する意識を持ってもらうための料理教室。男性同士の交流の場ともなっています。	年4回	高齢者
にし(24)の 日カフェ	毎月24日を「にしの日」とし、住民交流・集いの場と位置付けてカフェを開催しています。NPO はらっぱとの連携で子育て世代との交流や、関心のあるテーマでの出前講座を実施。	月1回 (2か所で 開催)	全住民

3 子育て・福祉教育

■世代間交流（西鳥取小学校・尾崎幼稚園）

- ・もちつき
- ・昔の遊び、暮らし
- ・校区探検
- ・一人暮らし高齢者を運動会に招待
- ・ふれあい年賀状
- ・暑中見舞いはがき

■子ども110番の旗寄贈

■登下校見守り協力



4 一般活動

■広報・啓発

- ・校区福祉委員会広報誌「にしの鳥」を発行
- ・ユニフォームを作成し、活動の際に着用している。

■防犯カードの配布

■チャリティーバザー（12月第1日曜日）

- ・収入は全て校区福祉委員会の活動に充てられます。

■地域支えあい活動協力金（強化期間：6月～7月）

- ・みなさまからの協力金の6割が校区福祉委員会活動に役立てられます。

■赤い羽根共同募金運動（10/1～12/31）

- ・スーパーはやし・鳥取ノ荘駅前街頭募金を行っています。

西鳥取校区が目指すふくしのまち

[スローガン]

“みんなでつくる笑顔のまち”

同じ地域でくらす者同士が、福祉を増進するため、協力し楽しい活動を目指す。

[基本方針 三本柱]

にしの日カフェをはじめとする気軽に集える憩いの場が多くの方々の協力を得て広がっています。たくさん
のヒト・団体と話し合い、知恵・アイデアを出し合って、
子どもと高齢者、若い世代の保護者なども一緒に参加で
きるようなプログラムづくりを心がけ、内容を充実させ
ていきます。

①西鳥取の憩いの場 -さらなる内容の 充実をめざして-

○ 具体的取組案

〈地域の諸団体と話し合って良いとこどり！〉

自治会や子ども会、婦人会、老人会、高齢者施設など地域の諸団体との話し合いの場を持ち、特性や取り組みを活かした協力体制を取っていきます。

〈みんなが楽しめる参加型プログラムの考案！〉

あさり掘りや地引網・農業体験等、西鳥取の自然を活かした行事などに、子どもから高齢者までの誰もが参加をして楽しめるような催しを考えていきます。

②子どもからお年寄り
まで温かい見守りの目

子どもの安全を守る見守り声かけ活動、高齢者の孤立を防ぐための見守り声かけ活動をさらに充実させ、地域全体で子どもからお年寄りまで誰もが温かい目で見守られて暮らせるよう継続していきます。

○ 具体的取組案

〈CSW等の専門職と民生委員などとの話し合いの場づくり！〉
くらしの安心ダイヤル登録者や地域で抱える個別課題の話し合いができる場をつくります。

また、救急キットの更新作業についても検討していきます。

〈元気なうちから顔見知り！〉

地域の行事への参加を積極的に促し、お互いさまの関係づくりを行っておくことで、何かあったらすぐに相談ができる体制をつくります。

〈子どもたちは西鳥取の希望！〉

にしの日カフェ等の憩いの場に子育てをする親子世代も気軽に集えるような催しを行うことで、地域全体で子どもたちを見守っていく思いを育んでいきます。

③多くの人が「福祉」
の意識をもったまちに

福祉活動が限られた人たちだけの活動にしないために、広報PRを充実させ、自分たちのまちの福祉に対する意識を高めていきます。積極的に広報誌やクチコミで活動を啓発し、多くの人に福祉への関心をもってもらえるようなまちづくりを行っていきます。

○ 具体的取組案

〈西鳥取活動スケジュールかわら版！〉

広報、周知、宣伝を徹底させるため、行事日程がひと目でわかる“西鳥取活動スケジュールかわら版”を作成し、全戸配布します。

〈貯めよう！西鳥取マイレージカード☆〉

行事参加時にポイントを貯めていってもらい、ポイントに応じてプレゼントを渡すことで、よりたくさんの方々に参加、交流するきっかけにします。

〈西鳥取は存続させます！-チャリティーバザーの挑戦-〉

西鳥取の看板行事のひとつとして継続開催させます
地産地消を応援するため地元商店等にも声かけを行い、地域全体で盛り上げていきます。

舞校区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 舞校区の概況

人口	8,130人
世帯数	3,537世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	678人 ／8.3%
65歳以上人口 ／高齢化率	2,959人 ／36.4%

平成27年9月末日現在

前回計画策定時（平成24年度）より人口が368人減少。
年少人口が0.6%減少。高齢化率は6.9%上昇。



2 舞校区の地域類型と特徴

急な坂道が多い地域で、高齢化率が年々上昇していることから、高齢者や障がいのある方にとって移動や買い物が深刻な問題となっています。

一方、福祉に対する住民意識が高く、拠点（あたごプラザ）を中心に多くの住民が福祉活動に参加しています。地域内に小規模福祉作業所「舞作業所」があり、日頃から障がいのある方とボランティアが交流をしています。

今後は、買い物や移動の悩みなどに対し住民同士の支え合い活動が展開されることが期待されています。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

- ・住民懇談会の実施

平成27年12月13日（日）

- ・計画作成の話し合い〈役員会・幹事会〉

平成28年7月5日（火）、7月26日（火）

8月2日（火）、8月30日（火）

9月6日（火）、9月27日（火）

11月29日（火）



これまでの積み重ね

舞校区福祉委員会においては、第2期阪南市地域福祉推進計画で『原点に帰ろう！向こう三軒両隣のまち』をスローガンに、基本方針3本柱を重点活動目標として福祉のまちづくりに取り組んできた。

(1) 住民の「困りごと」を地域で受け止める ●●●●●●●●

高齢者の悩み、子育ての悩みなど、普段生活している中での困りごとを身近な地域で受け止めるために、気軽に相談ができる関係づくりを普段の活動の中で築いていきます。また必要に応じて見守り声かけ活動もさらに充実させていきます。

①取り組んできたこと

- ・一人暮らし高齢者食事会を始めとする福祉委員会が主催する各種行事等で住民の困りごとを把握するように努めた。
- ・民生児童委員を中心とした見守り・声かけなどの地道な活動で高齢者の困りごと・悩みなどを受け止めるとともに、同委員と福祉協議会で意見交換を行ってきた。
- ・福祉委員会の行事及び、あたごプラザの存在と活用が高齢者の活動の活性化とフレイル化の防止に大きな役割を果たしている。
- ・平成26年に買い物での困りごとを中心にアンケートを実施し、地区内の商店の協力を得て、買い物支援体制を策定した。
- ・平成28年夏には買い物を含め生活全般の困りごと調査を行い、結果の分析中である。

②反省点と今後の課題

- ・同地区においては、都市部に比べて「向こう三軒両隣」の意識が薄れているとは思えないが、今後は「向こう三軒両隣」の意識から生まれた小さな助け合いやご近所のつながりを、地区全体に反映できる体制づくり・システムづくりに生かすことに取り組んでいくことが重要である。
- ・今後は、普段の活動やアンケートの実施により吸収した住民の悩みや困りごとの解消に向けての具体的な行動が必要と思える。

(2) 住民全員参加の福祉のまちづくり ●●●●●●●●●●

住民全員が何らかの福祉活動に参加するような気運を高めていきます。また各種団体や自主サークル活動で活発に活動している団体も多く、そういった団体同士のつながりをさらに強めることで、まち全体の福祉のまちづくり活動を高めていきます。

①取り組んできたこと

- ・福祉委員会の行事の実施に際し、自治会回覧・掲示板への掲示・動員要請等を通じてより多数の参加を促すとともに、福祉委員会の活動をPRしてきた。
- ・他の団体・個人が行っている「まちなかサロン・カフェ」の支援を通じて、住民同士のつながりを強める手助けを行っている。
- ・「まちなかサロン・カフェ」を紹介し、利用者の便宜を図る目的で、『舞校区まちなかサロン・カフェ』のマップ化を進めている。
- ・福祉委員会として、あたごプラザ活動の拡充・充実の協力を行っている。

②反省点と今後の課題

- ・福祉委員会の行事に参加する住民が固定化する傾向にあるので、より多くの住民が参加できるようにする必要がある。

(3) 次世代へ地域のバトンをつないでいく ●●●●●

活動者の固定化、高齢化の問題がどんな団体にも出てきています。次なる担い手への世代交代を進めるとともに、働く世代が気軽にできるボランティアメニューや、学生ボランティア活動の支援、地道な世代間交流の積み重ねなどで次世代へ地域活動を継続できるようにしていきます。

①取り組んできたこと

- ・専門講師の招聘を行ってすくすくクラブの活性化を進めてきた結果、すくすくクラブに参加する子育て世代が増えてきている。
- ・まい幼稚園、舞小学校のとの世代間交流を活発に行うことで、園児や生徒との交流を深めるとともに、活動を通じて若い世代に福祉委員会の活動を啓蒙する場としてきた。

②反省点と今後の課題

- ・福祉委員会や他の団体役員の高齢化・固定化傾向の改善は見られず、若い世代を
- ・いかに取り組んでいくか、今後の重要な課題となっている。
- ・若い世代やこれまで福祉や地域の活動に参加していなかった住民が参加しやすい環境を作っていくこと、意識づくりが重要である。

舞校区が目指すふくしのまち

[スローガン]

笑顔で挨拶を交わすまち、誰もが健康に暮らすまち

舞校区福祉委員会は、今日まで「地域住民が健康に暮らせる街づくり」を基本的な行動基準の一つとして活動を行ってきた。また、困りごとアンケートや日々の活動を通じて、地域住民の多くが「健康に暮らす」ことを強く望んでいることがあらためて認識されている。

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、まずは「健康であること」そして、地域住民がお互いに助け合って明るく・楽しく生活ができる環境を作っていくことが不可欠と考え、『笑顔で挨拶を交わすまち、誰もが健康に暮らすまち』を舞校区福祉委員会の第3期福祉のまちづくり計画のスローガンと設定する。

[行動目標]

スローガンを達成するためには、具体的な行動目標を定め、日々地道に取り組んでいくことが大切であると考え。行動目標の設定に当たっては、形式に捉われることなく確実に遂行できるものであることが必須と考え、下記の通り設定した。

- ・ 日頃から「お早う」、「こんにちは」、「お元気ですか」など、お互いに笑顔で挨拶することを心掛ける。
- ・ 高齢者の「困りごと」に気づき、小さな支え合いを積極的に行う。
- ・ 地域住民の「生きがいつくり」、「仲間つくり」、「健康つくり」の支援に積極的に取り組む。
- ・ 子育て世代が抱えている困りごとを知り、子育て世代が協力し合える環境を整える。
- ・ 地域住民に福祉委員会の活動を理解してもらい、活動への参加を促す。
- ・ 困りごと・相談事を抱える住民と、関係する福祉関係機関や団体との懸け橋機能（マッチング機能）を強化する。

福祉のまちづくりに向けての具体的な活動内容

行動目標	具体的な活動内容
<p>第3期舞校区福祉委員会の福祉のまちづくり計画の内容の周知。</p>	<p>第3期舞校区福祉委員会の福祉のまちづくり計画の内容を地域住民に周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スローガンと行動目標を記載したポスターを作成し、掲示板に掲示する。 ✓ 掲示板を使いやすく・見やすいように更新する。 ✓ のぼり旗を作成し、街角に掲揚する。 ✓ PR用パンフレットを作成し、全戸に配布する。
<p>① 日頃から「お早う」、「こんにちは」、「お元気ですか」など、お互いに笑顔で挨拶することを心掛ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉関係者が率先して、日頃のあいさつに努める。 ✓ ステッカーまたは表札を作成し、各戸で掲示する。
<p>② 高齢者の「困りごと」に気づき、小さな支え合いを積極的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民生児童委員にさらなる協力をお願いする。 ✓ 第2回アンケートの結果を分析し、分析結果を日ごろの活動に生かす。 ✓ 高齢者が気軽にご近所、福祉関係者等に相談できる地域の雰囲気を作り上げる。
<p>③ 地域住民の「生きがいつくり」、「仲間つくり」、「健康つくり」の支援に積極的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 舞校区まちづくりサロン・カフェMAPを対象者に戸別配布する。 ✓ 自治会が主催するサロン・カフェの支援と開催自治会の拡大を図る。 ✓ 福祉委員会が実施する行事のPRを強化し、参加者の増員を図る。 ✓ あたごプラザと協力して、あたごプラザの利用と交流を促進する。
<p>④ 子育て世代が抱えている困りごとを知り、子育て世代が協力し合える環境を整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ すくすくクラブの存在をPRし、参加者増を図る。 ✓ すくすくクラブスペシャルの回数を増やし、子育て世代の仲間づくりを支援する。 ✓ すくすくクラブ開催に専門指導者の招聘回数を増やす等、内容を充実させる。
<p>⑤ 地域住民に福祉委員会の活動を理解してもらい、活動への参加を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般的な福祉の理念を住民に知ってもらい、福祉や福祉活動に対する理解を得る。 ✓ 福祉委員会の活動や行事の内容をPRすることを通じ、福祉委員会を知ってもらうとともに、活動への参加を促す。
<p>⑥ 困りごと・相談事を抱える住民と、関係する福祉関係機関や団体との懸け橋機能（マッチング機能）を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉関係機関や団体の存在やその役割、活動内容の周知を行う。 ✓ 福祉委員会が把握した困りごとや相談事の内容を関係機関に通知したり、当該者を関係機関に紹介するシステムを構築する。

下荘校区下荘地区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 下荘地区の概況

人口	3,902 人
世帯数	1,773 世帯
14 歳以下人口 ／年少人口率	443 人 ／11.4%
65 歳以上人口 ／高齢化率	1,238 人 ／31.7%

平成 27 年 9 月末日現在



平成 27 年時点での下荘地区の人口等の概況です。

市全域と比べると、年少人口率が 11.4%と少し低く、高齢化率が 31.7%と市全域の平均を上回っています。

また、3 年間の変化を見ると、少子高齢化や人口減少が進んでいます。

2 下荘地区の地域類型と特徴

下荘地区は歴史的な神社仏閣が残る古くからの農漁村地域と、30~40 年前に丘陵を開発した新興住宅地域とで構成されています。

市内中心部から南西に離れた海や山などの自然に恵まれた地域です。しかしながら、高齢化が進む中、買い物施設等も少なく、様々な生活課題が生じてきています。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

策定にあたり、住民懇談会の声や普段の活動からの気づきをもとに役員で素案をつくりました。その後、関係団体や住民に呼びかけた座談会を開催し、幅広い意見をいただき、成案化させました。



これまでの積み重ね

課題

(1) 高齢者支援 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- ・ 支援を必要とする高齢者の把握が十分ではない。
- ・ デイサービス等、福祉施設の充実もあって食事会等への参加者が減少傾向にある。
- ・ 暮らしの安心ダイヤルの周知が十分ではない。
- ・ 対象地域が広く、遠隔地の人々の行事への参加を困難にしている。



(2) すくすく塾 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- ・ 参加者が減少傾向にある。
- ・ 対象地域が広く、駐車場が無いこともあって遠隔地の児童等親子の参加を困難にしている。



(3) 美化活動 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- ・ 活動参加者が固定化、高齢化している。



(4) 組織 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- ・ 福祉委員会への新規加入者が少なく、高齢化、活動の担い手の減少等、体制が弱体化している。



下荘地区が目指すふくしのまち

〔 基本方針 〕

1. 困りごとを見逃さずしっかり受け止められるまち
2. 人と人がつながりあい、自分らしく暮らし合えるまち
3. 住み良いまちをつくるという想いのもと、様々な個人、団体が参加し力を合わせて活動するまち

〔 基本方針 三本柱 〕

①困りごとを見逃さず
しっかり受け止めら
れるまち

- ・課題を抱えた人には、支援のネットワークにつないでいく。
- ・地域包括支援センターをはじめとする関係団体と連携し、支援が必要な高齢者等の情報の把握に努める。

②人と人がつながりあ
い、自分らしく暮ら
し合えるまち

- ・高齢者になっても、障がいがあっても、子育て中でも、その人らしく、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいく。
- ・地域の関係団体の協力を得て「小地域食事会」や「まちなかカフェ」、「すくすく塾」等、より身近な場所での活動を進めていく。
- ・災害が起こっても要援護者を支え合えるよう、地域の関係団体との連携に努めていく。

③住み良いまちをつく
るといふ想いのも
と、様々な個人、団
体が参加し力を合わ
せて活動するまち

- ・福祉委員会への参加を促すとともに、活動の担い手の育成を図り体制を強化していく。
- ・活動の担い手も高齢化している中、地域の関係団体と積極的に連携・協働しそれぞれの特徴を生かしていく。
- ・活動面での連携だけでなく、事業のあり方や企画・振り返り等、必要に応じて話し合いの場を持っていく。
- ・広報誌等を活用し、PRを充実させ多くの住民に活動の意識を広げていく。

下荘校区箱作地区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 箱作地区の概況

人口	4,862 人
世帯数	2,088 世帯
14 歳以下人口 ／年少人口率	471 人 ／9.7%
65 歳以上人口 ／高齢化率	1,628 人 ／33.5%

平成 27 年 9 月末日現在



阪南市平均の高齢化率 28.2%を上回る 33.5%、阪南市平均の年少人口率 12.5%を下回る 9.7%（いずれも平成 27 年 9 月 30 日現在）と新興住宅地の開発で広がった地域は、現在急速に少子高齢化が進んでいます。今後、高齢者も多くくらす地域として、世帯の孤立や認知症がある人の徘徊、災害時の対応等とどのように向き合っていくのか、新しく地域に転入している若い世代とどのように交流を広げていくのが課題となっています。

2 箱作地区の地域類型と特徴

箱作地区は、西側を岬町と隣接し、北に海、南に山があり、比較的勾配のある地域が多くあります。一部の古くからの街に加え、近年開発された新興住宅地が点在しており、そのほぼ中心に阪南市立下荘小学校（旧箱作小学校）を据え、地区を南北に分割するように国道 26 号線が東西に走っています。

また、主要な公共施設（市役所、保健センター、市民病院等）から離れており、それをつなぐ駅までが遠く、食料品や生活用品を購入できる商業施設も限られています。一方で、ウミボタルが観察できる海水浴場があるせんなん里海公園等さまざまな世代が日常的に豊かな自然と接することができる環境にあります。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

- ・住民懇談会の実施
平成 27 年 12 月 13 日（日）
- ・計画作成の話し合い《役員会》
平成 28 年 5 月 21 日（土）、7 月 16 日（土）
9 月 17 日（土）、11 月 19 日（土）



これまでの積み重ね

これまでの取り組み（概要）

○ 個別援助活動

- ・ 暮らしの安心ダイヤル事業（福祉委員、民生児童委員等による見守り）

○ グループ援助活動

- ・ いきいき健康教室（保健センターによる講和、体操等）
- ・ 介護予防活動（のびのび体操）
- ・ 地区別高齢者食事会

○ サロン・カフェ活動の支援

- ・ おしゃべりサロン（箱の浦）
- ・ まちなかサロンいずみが丘
- ・ 鴻和カフェ「集い」



○ 世代間交流

- ・ 昔の暮らし、昔のあそび

○ 介護予防活動

- ・ こつこつゆうゆう体操教室

○ 地域美化活動

- ・ 花いっぱい運動（各住民センター）
- ・ クリーン作戦（小学校児童と清掃）



○ その他の活動

- ・ 小学生の通学路の見守り活動

箱作地区が目指すふくしのまち

1 くらしの安心ダイヤル事業の対応体制づくり

くらしの安心ダイヤル登録者数は、箱作地区全体で122名（平成28年3月31日現在）。平時のつながりづくりもですが、災害時に登録者全員の安否確認をどのように対応するかが、大きな課題となっています。

今回の計画では、自治会程度の小地域単位で、自治会や自主防災組織等関係団体、民生委員等関係者と福祉委員会で安否確認についての体制を調整し、具体的な役割分担等を協議していきます。

2 地区ごとの取り組みの推進

箱作地区には6つの自治会があり、地域性や規模が大きく異なります。また地区全体で取り組もうとすると範囲が広いため、参加することが困難な人もいます。

今回の計画では、引き続き自治会単位でのさまざまな活動の機会を増やし、地区別の取り組みを推進することで、普段から地区単位で福祉委員会と他団体との連携を強め、災害時等でも連携し支え合える地域づくりを目指し、関係者同士のつながりを深めていきます。

3 誰もが気軽に集えるサロン活動の推進

これまで箱作地区では、自治会やまちづくり協議会等が主となり、福祉委員会が立ち上げや開催の協力・支援を行い、自治会地区ごとにカフェ・サロン活動の拡充を推進してきました。

今回の計画では、身近な場でのカフェ・サロン活動を拡大するため、引き続き福祉委員会として新規立ち上げや開催のための支援を行います。また、既存のカフェ・サロン活動では、より多くの住民が参加しやすいよう活動内容の充実等に向け、自治会やまちづくり協議会等との連携を深め、ともに学び合い取り組んでいきます。

4 福祉委員会活動を展開するための拠点確保

福祉委員会活動を展開するにあたり、みんなが集い協議するため、活動するためのさまざまな物品を管理するためには、核となる拠点の確保が欠かせません。

今後、既存の公共施設を活用しながら、福祉委員会の拠点を確保するために、関係機関に対して積極的に協力をはたらきかけていきます。

桃の木台校区ふくしのまちづくり計画 (概要版)

1 桃の木台校区の概況

人口	4,787人
世帯数	1,624世帯
14歳以下人口 ／年少人口率	1,081人 ／22.6%
65歳以上人口 ／高齢化率	678人 ／14.2%

平成27年9月末日現在



市内全体と比べ高齢化率が低く、少子化率が高くなっています。当面はまだ宅地開発も続くため、この傾向はしばらく続くことが見込まれます。しかし早くから開発された地区に同時期に入居した世代は今後固まって高齢化することも予測されます。

2 桃の木台校区の地域類型と特徴

平成8年から開発された市内で最も新しい校区です。自然豊かで景観も美しい校区ですが、問題点として校区内に医療機関や公共施設が少ないことが挙げられます。全て戸建ての住宅で転入者が継続的にあるため、必要とする人への情報提供や住民同士の交流を進める必要があります。

3 ふくしのまちづくり計画策定の手法・経過

まず役員を中心にこれまでの計画を振り返り、現時点での到達点や課題を確認しました。その後、今後の目指す方向性を議論し、各種団体やボランティアが参加する校区福祉委員会の会議で意見を聞き、成案化させました。



これまでの積み重ね

1 第2期計画実施の総括－重点目標の進捗状況－

重点目標① 「誰もが集える身近な居場所づくり」：桃の木カフェ

【第2期目標】	【成果・課題】
〈中期目標〉	
・メニューの充実	喫茶以外に毎月出し物を設定した
・子育て支援 既存活動との連携	夏のプール遊びをカフェと合同開催
・定期開催化	毎月開催（12回/年）
・新たな活動の立ち上げ	住民の自主グループがカフェ時に同時活動
〈長期目標〉	
・全住民センターでの定期開催	3か所の住民センターある中で1カ所4か所ずつ開催し1年間開催
・参加者や住民の手による運営	お手伝いの方が毎回5～7名に増えたが、自主運営にまでには至っていない

重点目標② 「孤立させないネットワークづくり」：くらしの安心ダイヤル

※短期目標項目の実施レベルである

（本校区の特性として今のところ高齢化率が低いこともあり、対象者数が少ないため）

重点目標③ 「楽しみながらいきいき健康増進」：健康増進事業

【第2期目標】	【成果・課題】
〈短期目標〉	
・テーマの充実	のびのび体操の回数確保
・健康に関する講演会	チャリティーバザーを健康チャリティーフェスティバルとし、体操や講演を実施。
〈中期目標〉	
・関心の高いテーマで新たな活動立案	健康 de 笑歌をグループ化し、冬のイベントや街びらき20周年記念会で出演
・特技を持った方を中心に事業化	特技の展示までは行ったが、事業化は未実施

桃の木台校区が目指すふくしのまち

今後の課題と実施目標

(1) 居場所づくりの充実 ●●●●●●●●●●

①カフェ来店者が固定化しつつあり、スタッフにマンネリ感が感じ始められつつある。

→2つの対策

1) 将来、憩いの居場所が必要になった人をいつでも受け入れられるように、地道に継続する。一人でも参加者が増えるよう口コミを継続する。

2) 高齢者以外に中年～若年層が興味を持ち来店する出し物の新規開拓

②お手伝いメンバーの正規メンバー化

③高齢者の移動手段の確保

(2) 孤立させないネットワークづくり (継続) ●●●●●●●●

桃の木台の特性から実態として第2期計画の短期目標の実施で5か年はカバーできた。ここ数年高齢化率は着実にアップしているものの数値はまだ低い実態から、第2期計画の短期目標、中期目標、長期目標を継続して実施することとする

(3) 買い物難民対策 ●●●●●●●●●●

今後の高齢化に備え、他地域から離れた地域であるため、長期的には買い物支援の活動展開も必要性が出てくると考えられる。

(4) 担い手づくり ●●●●●●●●●●

①継続的なスカウト

諸活動を通じ、福祉委員としてボランティアいただける人材を積極的にスカウトする。

②子ども福祉委員(仮)の創設

小中学校と連携し、子どもたちが学校外で自主的に福祉活動や地域のボランティア活動に参加できる仕組みをつくる。



桃の木カフェのお手伝いをする中学生

資料編

阪南市地域福祉推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 少子・超高齢化社会を迎え、市民の多様な生活上の問題を解決し、すべての市民が安心安全に暮らせるまちづくりをめざし、市の保健福祉施策をはじめとする行政施策と地域での主体的な市民活動がより統一的、計画的、効果的に実施されるよう、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉推進計画を見直し推進するため、市及び社会福祉協議会の公民協働で阪南市地域福祉推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 地域福祉推進計画（保健福祉各個別計画を含む）の見直し、推進に関すること。
- (2) 地域福祉推進計画についての調査、研究及び提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

2 前項の地域福祉推進計画は、市「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」で構成する。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長及び市社会福祉協議会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域福祉に関する団体の代表者
- (4) 市行政職員
- (5) 社会福祉協議会の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長及び市社会福祉協議会長が認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、協議会委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(作業委員会)

第8条 協議会は、作業の円滑な推進を図るため、作業委員会を置くことができる。

- 2 作業委員会は、別表に掲げる者で組織する。
- 3 作業委員会に、作業委員長を置く。
- 4 作業委員長は、作業委員会の会議を掌理する。
- 5 作業委員会の会議は、必要に応じて作業委員長が招集し、作業委員長がその議長となる。
- 6 作業委員会は、必要あるときは作業委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会及び作業委員会の庶務は、市福祉部市民福祉課及び市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年8月18日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される協議会は、第6条の規定にかかわらず、市長及び市社会福祉協議会会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分
(1) 学識経験者
(2) 市民
(3) 地域福祉に関する団体の代表者
(4) 市行政職員
(5) 社会福祉協議会の代表者
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長及び市社会福祉協議会会長が認めた者

阪南市地域福祉推進連絡協議会委員名簿

平成 28 年 12 月 22 日現在

(1) 学識経験者	同志社大学名誉教授	◎井岡 勉
(地域福祉推進計画)	大阪千代田短期大学講師	本田 和隆
(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)	桃山学院大学准教授	村橋 功
(子ども・子育て支援事業計画)	常磐会短期大学教授	卜田 真一郎
(障がい者基本計画・障がい福祉計画)	大阪千代田短期大学教授	青木 淳英
(2) 市民	公募市民	岩井 俊子
	公募市民	古家 久枝
	公募市民	森 秀幸
(3) 地域福祉に関する 団体の代表者	自治会連合会会長	山田 勝由
	連合婦人会会長	吉田 美智子
	民生委員児童委員協議会会長	土生 貞雄
	老人クラブ連合会会長	宇都 信男
	こども会育成連絡協議会代表	須藤 牧子
	障がい者(児)団体連絡協議会会長	竹若 博美
	泉佐野泉南医師会代表	里神 永一
	泉佐野泉南歯科医師会代表	林 義豊
	泉南薬剤師会代表	八田 守也
	阪南まちづくり推進ネット代表	北川 忠夫
	阪南市人権協会会長	福岡 賢次
	阪南市商工会会長	森下 旭
	社会医療法人生長会 阪南市民病院院長	○藤本 尚
	大阪府岸和田子ども家庭センター所長	江口 晋
	大阪府泉佐野保健所次長	西村 寿恩
	校区長・事務局長会議代表	川崎 弘
	ボランティアセンター運営委員会代表	野頭 拓子
特別養護老人ホーム 玉井泉陽園施設長	新田 升啓	
(4) 市行政職員	市長公室長	南 真一
	総務部長	井上 稔
	市民部長	中出 篤
	福祉部長	佐々木 重雄
	健康部長	濱口 育秀
	生涯学習部長	中野 泰宏
(5) 社会福祉協議会の 代表者	大阪府社会福祉協議会地域福祉部長	片岡 哲司
	社会福祉協議会理事	前田 厚子
	社会福祉協議会理事	田中 千余子
	社会福祉協議会理事	浅井 妙子

(◎会長 ○副会長 敬称略、順不同)

阪南市地域福祉推進計画作業委員会委員名簿

平成 28 年 11 月 24 日現在

(1) 学識経験者	大阪千代田短期大学講師	◎本田 和隆
(2) 市民	公募市民	岩井 俊子
	公募市民	古家 久枝
	公募市民	森 秀幸
(3) 地域福祉に関する 団体の代表者	自治会連合会代表	小宮 靖弘
	連合婦人会代表	坂口 久美
	民生委員児童委員協議会代表	前田 厚子
	老人クラブ連合会代表	宇都 信男
	こども会育成連絡協議会代表	須藤 牧子
	障がい者（児）団体連絡協議会代表	竹若 博美
	阪南市母子寡婦福祉会代表	瀧口 平子
	阪南市PTA協議会代表	南 桂司
	阪南市青少年指導員協議会代表	成子 厚
	阪南市介護者（家族）の会代表	田中 千余子
	阪南まちづくり推進ネット代表	北川 忠夫
	社会医療法人生長会 阪南市民病院代表	藤原 真由子
	事業者代表	田脇 光浩
	阪南市商工会代表	出口 尚暢
	東鳥取校区福祉委員会代表	大野 恵子
	上荘校区福祉委員会代表	小菅 弘夫
	朝日地区福祉委員会代表	安井 嘉一
	波太校区福祉委員会代表	讃岐 正一
	山中溪地区福祉委員会代表	田中 昭男
	尾崎地区福祉委員会代表	岡崎 邦夫
	福島地区福祉委員会代表	富岡 弘
	西鳥取校区福祉委員会代表	出口 茂一
	舞校区福祉委員会代表	前田 篤久
	下荘地区福祉委員会代表	松田 時春
	箱作地区福祉委員会代表	三田村 玲子
	桃の木台校区福祉委員会代表	藤本 恵津子
	ボランティアセンター代表	柳 清美
	コミュニティソーシャルワーカー	北田 慶介
コミュニティソーシャルワーカー	蓑谷 悠美	
コミュニティソーシャルワーカー	宇賀 彰洋	
コミュニティソーシャルワーカー	春山 慎治	
コミュニティソーシャルワーカー	安居 章	

(次頁に続く)

(4) 市行政職員	市長公室 危機管理課	武輪 泰寛
	総務部市民協働まちづくり振興課	金田 益幸
	総務部 みらい戦略室	新垣 千里
	総務部 人権推進課	山本 朋美
	市民部 生活環境課	植田 みずほ
	市民部 商工労働観光課	川口 幸男
	福祉部 こども家庭課	平田 佳乃
	福祉部 生活支援課	工藤 健二
	健康部 介護保険課	家治 加代
	健康部 保険年金課	木村 早希
	健康部 健康増進課	田中 健司
	生涯学習部 学校教育課	神藤 直樹
	生涯学習部 生涯学習推進室	上野 仁

(◎作業委員長 敬称略、順不同)

事務局

福祉部市民福祉課職員
社会福祉協議会事務局職員

第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画の策定経過

開催日	会議名	内容
平成27年 7月27日	平成27年度第1回 阪南市地域福祉推進連絡協議 会及び同計画作業委員会	①第2期地域福祉推進計画実施計画の概 要及び進捗について ②保健福祉各個別計画の取り組みにつ いて ③第3期地域福祉推進計画及び同実施計 画の策定について（策定方針） ④その他
11月6日	平成27年度第2回 阪南市地域福祉推進計画作業委 員会	①第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について （1）第2期地域福祉推進計画及び同実施計 画の振り返りについて （2）地域福祉に関する市民意識調査につ いて （3）福祉関係団体等ヒアリングについて （4）住民懇談会の開催について ②その他
11月20日 ～12月4日	市民アンケート	計画書17ページ参照
12月5日 ～13日	住民懇談会	計画書31ページ参照
12月11日～ 平成28年 2月18日	団体ヒアリング	計画書28ページ参照
2月22日	平成27年度第3回 阪南市地域福祉推進計画作業委 員会	①自殺対策の取り組みについて ②第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について （1）住民懇談会の結果について （2）地域福祉に関する市民意識調査結果に ついて ③その他
3月25日	平成27年度第2回 阪南市地域福祉推進連絡協議会	①第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について （1）住民懇談会の結果について （2）地域福祉に関する市民意識調査結果に ついて （3）団体ヒアリングの結果について ②その他
6月27日	平成28年度第1回 阪南市地域福祉推進計画作業委 員会	①第2期地域福祉推進計画実施計画の進捗につ いて ②第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について（重点課題・基本目標） ③その他
7月19日	平成28年度第1回 阪南市地域福祉推進連絡協議会	①第2期地域福祉推進計画実施計画の進捗につ いて ②保健福祉各個別計画の取り組みについて ③第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について（重点課題・基本目標） ④その他
9月29日	平成28年度 第2回阪南市地域福祉推進計画 作業委員会	①第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について（施策・事業展開） ②その他
11月24日	平成28年度第3回 阪南市地域福祉推進計画作業委 員会	①自殺対策の取組について ②第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について（骨子案） ③その他
12月22日	平成28年度第2回 阪南市地域福祉推進連絡協議会	①第3期地域福祉推進計画及び同実施計画の 策定について（素案） ②その他
2月	パブリックコメントの実施	

用語解説

文章中に「※」を付けている語句・用語等を掲載しています。

なお、後ろに記載している【 】書きについては、「※」を付けている語句・用語の最初の掲載ページを表しています。

ABC

■CSW（コミュニティソーシャルワーカー）【P6】

地域において、様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度とのつなぎ役等を担う専門的知識を有する総合相談支援員。

本市では、社会福祉協議会に1名、4保健福祉圏域にある社会福祉施設に各1名配置している。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）【P36】

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）パートナーからの暴力のこと。単に身体的暴力にとどまらず、暴言や無視などの精神的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれる。

■NPO【P7】

ボランティア活動や営利を目的としない福祉・環境・まちづくり・国際協力などの公共活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人をNPO法人という。

■QRコード【P72】

携帯電話等で、QRコードに携帯電話等のカメラレンズをかざすとQRコードに登録されている情報（本市介護保険課の連絡先など）を読み取ることができる。本市「認知症SOSのネットワーク」のQRコードシールは、本市在住で行方不明になるおそれのある認知症の人を対象に、配布しており、衣服、杖、帽子、かばん、靴などにドライヤー等でつけることができる。



見本

あ行

■青色防犯パトロール【P43】

警察から防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが認められ、この青色回転灯を装着した自動車を用いて、自主防犯パトロールすること。

■いきいきネット相談支援センター 【P43】

本市では、市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、おおむね中学校区にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、関係団体・機関と連携しながら、子どもから高齢者までの暮らしの相談に応じる地域の総合福祉相談機関

か行

■協働 【P1】

共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。

■くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度） 【P22】

高齢者や障がいのある人などを対象に、市役所、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会、いきいきネット相談支援センターなどの関係団体・機関が連携し、日常の見守り・声かけ活動を大切にしながら、地震などの災害時に安否確認等を行う事業。

また、平成22年3月から、登録者全員を災害時要援護者とする「災害時要援護者登録制度」に位置付けている。

■校区（地区）福祉委員会 【P8】

おおむね小学校区を単位とし、自治会などの地域の関係団体や個人など校区内に住む住民で構成されており、住民が主体となって幅広い福祉活動を行う組織。社会福祉協議会の内部組織で、本市では12のおおむね小学校区に設置している。

■高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【P4】

老人福祉法及び介護保険法に基づく市の計画で、高齢者の保健福祉施策の推進と介護保険事業の円滑な実施を目的として策定した計画

■子ども・子育て支援事業計画 【P4】

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての受給計画。年度ごと、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画

■コミュニティビジネス 【P44】

市民が地域資源（地域の人材やノウハウ、施設等）を活用しながら、地域の課題や要望の解決を「ビジネス」的手法で取り組む、地域密着型の事業活動のこと。コミュニティビジネスを展開することによって、地域における新たな創業や雇用創出、生きがいを生み出すなど、地域コミュニティの活性化にも寄与する。

■コミュニティワーカー（地域支援担当職員） 【P6】

校区（地区）福祉委員会などの住民組織化の支援や、介護者（家族）の会、ひとり暮らし高齢者の会などの当事者組織化の支援、また地域内での各関係団体・機関同士や個人と団体をつなぐ役割などを担い、住民が主体となった福祉の組織づくりや活動づくりの地域援助にあたる専門職。本市では、社会福祉協議会に配置している。

さ行

■災害時要援護者 【P22】

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などにおいて、災害が発生した時に、自分で適切な行動をとることが困難であり、何らかの手助け（支援）が必要な人のこと。本市では、原則、自力での避難等が不安で支援を必要とする人を対象者としている。

■災害時要援護者登録制度 【P29】

→くらしの安心ダイヤル事業（P113に掲載）

■サロン活動（サロン） 【P39】

高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないよう、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などの場づくりを図る活動

■自主防災組織 【P36】

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織

■市民活動センター 【P39】

市民協働によるまちづくり及び市民活動を円滑に推進するよう、市民活動団体や個人など、いつでも誰でも気軽に情報交換や相談、交流などができる市民活動の活動拠点

■市民活動団体 【P37】

市民（住民）一人ひとりの自発的な意志にもとづき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動等に携わるグループや団体

■市民後見人 【P38】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、後見活動（本人に代わって財産管理や法的な契約など）を行うため、市が指定する養成講座等を修了し、家庭裁判所によって選任された一般市民

■社会貢献事業 【P47】

大阪府社会福祉協議会老人施設部会が実施している事業で、施設が持つ専門的な相談機能を活かし、制度の狭間にある要援護者に対する相談活動、関係機関へのつなぎ、必要に応じた経済的援助を行う。

■社会資源 【P79】

人々の生活の諸要求や問題解決の目的に使われる各種の制度や施設、機関、知識、技術、資金などの物的、人的資源の総称

■社会福祉法人施設連絡会 【P79】

阪南市内の種別を超えた社会福祉施設等が集まり、横断的に施設間の連携・交流を図るとともに、地域福祉推進のため、様々な活動を実施するための組織
今後、社会福祉協議会が中心となって、本連絡会を設置する予定

■就労支援事業所 【P39】

雇用されることが困難な障がいのある人に対し、必要な訓練を行い、就労の機会の提供により工賃を得ながら自立生活を支援する活動を行う事業所。障害者総合支援法による体系では、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の3類型に分類されている。

また、これらの事業所で生産された製品を「授産製品」と呼んでいる。

■障がい者基本計画 【P4】

障害者基本法に基づく市の計画で、障がい者施策の基本的な方向性とその具体的な取組方策を示す計画

■障がい福祉計画 【P4】

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障がい者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画

■小地域ネットワーク活動 【P6】

校区（地区）福祉委員会の主要な活動の一つで、おおむね小学校区を単位として、高齢者、障がいのある人及び子育て中の親子等を対象に、個別支援活動（見守り・声かけ訪問活動など特定の個人を支える活動）やグループ援助活動（ひとり暮らし高齢者食事会や子育てサロンなど集団を支援する活動）を行う等、住民の参加と協力による支え合い・助け合いのネットワークづくりを進める活動

■人権意識 【P95】

すべての市民が社会生活を営んでいくうえで、他から侵害することが許されない最も基本的な権利が「基本的人権」である。「人権意識」とは、基本的人権に関する知識や視点を持ち、あらゆる偏見や差別に気付く感覚など、日常生活の中で市民一人ひとりの人権を尊重できる意識

■スクールサポーター 【P43】

園児や児童の安全を確保するため、市内の幼稚園・小学校の正門などに配置している有償サポーター

■生活困窮者自立支援法（制度） 【P24】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。平成27年4月1日施行

■生活支援コーディネーター 【P7】

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行うコーディネーター

■成年後見制度 【P38】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うことになる。

なお、身寄りのない人の場合は、市町村長に申立て権が付与されている。

た行

■地域コミュニティ 【P40】

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会

■地域包括支援センター 【P43】

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護、保健、医療、福祉などのサービスを元気な時から要介護状態となった時まで、継続して利用する支援を行う機関。

本市では、市内2か所に設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が連携をとりながら「チーム」となって支援を行っている。

■地縁型組織（地縁型） 【P44】

自治会や校区（地区）福祉委員会、婦人会、老人クラブ、こども会など地域を基盤に地域のために活動している組織

■手上げ方式 【P49】

サービスなど利用者、登録者を募る時の方式の一つ。呼びかけたい内容に関する情報を不特定多数に周知し、該当する人、利用を希望する人側からの自発的な申請により、サービスの提供や登録を行う。

■テーマ型組織（テーマ型） 【P44】

ボランティア活動やNPO・市民活動団体、当事者団体あるいは子育てサークルなど同じ目的によって集まり、地域を超えて活動する組織

■同意方式 【P49】

サービスなど利用者、登録者を募る時の方式の一つ。条件に該当する人に直接同意書などを郵送し、同意を得た人にサービスの提供や登録を行う。

■当事者団体 【P40】

高齢者、障がいのある人、介護家族など同じ生活課題を持つ人々によって構成される団体のこと。

例えば、障がいのある人あるいは障がいのある子どもの保護者などから構成される団体が、情報を共有し、課題をともに解決していくために共同して活動する団体

な行

■日常生活自立支援事業 【P38】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行う事業

は行

■阪南市総合計画 【P4】

市の行財政運営の長期的な指針となる最上位計画として策定された市の計画で、基本構想（本市の将来の都市像やまちづくりの仕組みを示したもので、計画期間は平成24～33年度の10年間）、基本計画（将来の都市像を実現していくため、施策ごとの目標や役割を示したもので、計画期間は前期・後期計画の各5年間）、実施計画（基本計画を計画的に推進するため、具体的な事業計画を示したもので、計画は毎年度見直し）で構成されている。

■ファミリー・サポート・センター 【P43】

子どもを預かってほしい人（利用会員）と預かることのできる人（協力会員）が会員となって、子育ての相互サポートを行うシステムのことで、センターは、地域の人と人をつなぐ役割を担っている。

■防災コミュニティセンター【P62】

市民の生命の確保及び防災意識の向上並びに市民の健康増進を図るため、災害対策活動の拠点、防災に関する啓発、教育及び訓練の場、コミュニティ活動の場として市民向けに開放されている施設。愛称 阪南まもる館

■ボランティアセンター 【P7】

市内のボランティア活動や情報に関する窓口で、社会福祉協議会内に設置している。情報提供、活動者と依頼者とをつなぐコーディネート、人材養成の講座・研修の実施、啓発や交流イベントの開催等の様々な機能がある。

ま行

■民生委員児童委員（民生委員児童委員協議会） 【P8】

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、地域福祉の推進に向け、常に住民の立場に立って相談・支援を行う特別職の非常勤地方公務員。

児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童健全育成の活動を行っている。また、「主任児童委員」として、児童に関わる相談・支援を専門に担当する委員もいる。市内すべての民生委員児童委員で「阪南市民生委員児童委員協議会」を組織している。

や行

■要援護者マップ 【P36】

高齢者や障がいのある人等、把握している災害時要援護者や協力者等を住宅地図に印づけし、視覚化することで対象者の把握や支援を効果的に進めるための活動。

第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画

平成29年3月

発行 阪南市
社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会
編集 阪南市 福祉部 市民福祉課
阪南市社会福祉協議会 事務局

【阪南市】

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1

TEL 072-471-5678

URL <http://www.city.hannan.lg.jp/>

【阪南市社会福祉協議会】

〒599-0292 阪南市尾崎町1-18-15

TEL 072-472-3333

URL <http://www.hannanshi-shakyo.jp/>